

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年6月28日

【発行者名】 DWSインベストメント・エス・エー
(DWS Investment S.A.)

【代表者の役職氏名】 ディレクター カタリーナ・ユスト
(Katharina Just, Director)
バイス・プレジデント リラ・アダム
(Lilla Adam, Vice President)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ1115、
ブルバール・コンラ・アデヌール2番
(2, Boulevard Konrad Adenauer, 1115 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド
(豪ドルコース/毎月分配型)
(DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
65億アメリカ合衆国ドル(約7,270億円)を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、特に記載がない限り、2019年4月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.85円)による。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(豪ドルコース/毎月分配型)
(DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD))
(以下「ファンド」という。)

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券(以下「受益証券」という。)は、無記名式無額面受益証券である。
DWSインベストメント・エス・エー(DWS Investment S.A.)(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。
ファンドは、追加型である。

(3)【発行(売出)価額の総額】

65億アメリカ合衆国ドル(約7,270億円)を上限とする。
(注1)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、特に記載がない限り、2019年4月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.85円)による。
(注2)ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、受益証券は米ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。
(注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4)【発行(売出)価格】

ルクセンブルグにおいて管理会社またはその代理人が申込みを受け付けた評価日(以下「申込受付日」という。)における受益証券1口当たり純資産価格(通常、日本における申込日の翌営業日に判明する受益証券1口当たり純資産価格)。
「評価日」とは、ルクセンブルグおよびフランクフルトにおける銀行営業日で、かつ日本における取引所の取引日の各日をいう(以下同じ。)
「銀行営業日」とは、土曜日と日曜日を除く、ルクセンブルグおよびフランクフルトにおいて商業銀行が営業を行い支払いが処理される日をいう(以下同じ。)
12月24日および12月31日には受益証券1口当たり純資産価格の計算を行わない。
受益証券1口当たりの購入価格については、下記(8)申込取扱場所に問い合わせること。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額の3.24%(注)(税抜き3.00%)を上限とする。
(注)消費税率は、2019年10月1日より10%に引き上げられる見込みである。引上げ後の税率による場合、申込手数料は、申込金額の3.30%(税抜き3.00%)を上限とする。なお、引上げ後の税率が、国内約定日が2019年10月1日以降の取引から適用されることとなる場合には、当該投資者の申し込んだ受益証券の国内約定日が2019年10月1日以降となる申込みから引上げ後の税率が適用される。
申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社(以下で定義される。)に参照のこと。

(6) 【申込単位】

申込単位は、1口以上1口単位。または100米ドル以上1米ドル・セント単位。

(7) 【申込期間】

2019年6月29日(土)から2020年6月30日(火)まで

評価日以外の日には申込みの受付を行わないものとする。

12月24日および12月31日には申込みの受付を行わないものとする。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

(8) 【申込取扱場所】

丸三証券株式会社

東京都千代田区麹町3丁目3番6麹町フロントビル

ホームページ・アドレス：<https://www.marusan-sec.co.jp/>

電話番号：0120-03-1319(お客様相談室)(受付時間：9:00~17:00)

(以下「丸三証券」または「日本における販売会社」という。)

(9) 【払込期日】

日本における販売会社は、申込金総額を申込受付日から起算して4営業日目(以下「払込期日」という。)に保管受託銀行に支払うものとする。

日本の投資者は、原則として申込みを行った日から起算して4営業日目までに日本における販売会社または販売取扱会社に申込金額および申込手数料(適用のある場合)を支払うものとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別に定める日がある場合には、その期日までに支払うものとする。

(10) 【払込取扱場所】

上記(8)申込取扱場所に同じ。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当なし。

(12) 【その他】

(1) 申込証拠金はない。

(2) 引受け等の概要

a 日本における販売会社は、それぞれ管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する2012年3月28日付契約に基づき、受益証券の募集および買戻しを行う。

b 日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社(以下「販売取扱会社」という。)を通じて間接的に受けた受益証券の買付注文、買戻請求を管理会社へ取り次ぐ。

(注) 販売取扱会社とは、販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および/または取次登録金融機関をいう。

c 管理会社は、ドイツ証券株式会社をファンドに関する代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社へ送付する等の業務を行う協会員をいう。

(3) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は「外国証券取引口座

約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。申込金額は、米ドル貨で支払うものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る範囲内で円貨で支払うこともできるが、その場合、米ドル貨と円貨との換算は、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

申込金総額は各払込期日までに、日本における販売会社により保管受託銀行に払い込まれる。

(4) 日本以外の地域における募集

日本における募集と並行して、日本国外において受益証券が募集されることがある。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド（豪ドルコース / 毎月分配型）（以下「ファンド」という。）の主な目的は、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンドの純資産の中長期的な成長を目指すことにある。ファンドは、マスター・ファンド（以下に定義する。）への投資を目的としたファンド・オブ・ファンズである。

管理会社および保管受託銀行との間で締結された約款（以下「約款」という。）には、信託金の限度額に関する定めはない。

b. ファンドの特色

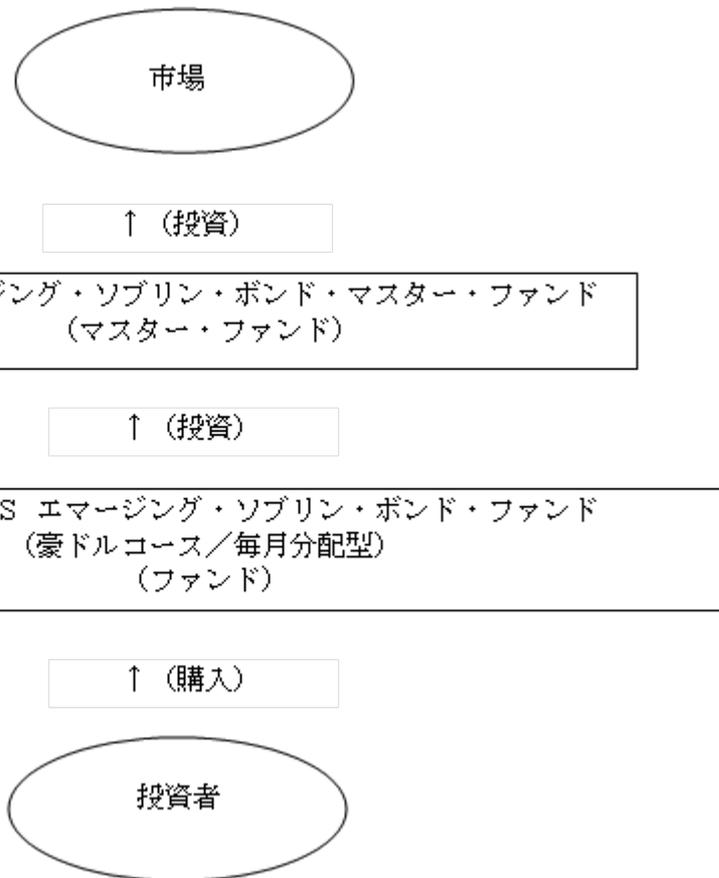
ファンドは、投資信託に関する2010年12月17日ルクセンブルグ法（以下「2010年12月17日法」という。）パート に基づき設定されており、また、2010年12月17日法パート ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUを国内法化した指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）第1060/2009号および規則（EU）第1095/2010号（以下「AIFM指令」という。）を改正するオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年7月12日法」という。）に基づくオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての適格性を有している。

受益者は、各評価日において当該評価日における受益証券1口当たり純資産価格で受益証券を買い戻すよう請求することができる。

(2)【ファンドの沿革】

1987年4月15日	管理会社の設立
2012年3月16日	ファンドの約款締結
2012年4月24日	ファンドの運用開始
2014年7月21日	ファンドの約款変更
2015年10月1日	ファンドの約款変更
2017年6月30日	ファンドの約款変更
2018年6月29日	ファンドの約款変更
2019年2月1日	ファンドの約款変更

* ファンドの運用形態



ファンドの関係法人

ファンドの関係法人の名称および業務は以下の通りです。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
DWSインベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.)	管理会社 管理事務代行会社	2012年3月16日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結（2014年7月21日付、2015年10月1日付、2017年6月30日付、2018年6月29日付および2019年2月1日付で変更済み。）。ファンド資産の運用、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー (State Street Bank Luxembourg S.C.A.)	保管受託銀行	2005年9月5日付で管理会社との間で保管契約（注1）を締結。ファンド資産の保管業務について規定している。
DWSインベストメントGmbH (DWS Investment GmbH)	投資運用会社	2005年11月9日付で管理会社との間で投資運用契約（注2）を締結。投資運用業務について規定している。
ドイツ証券株式会社	日本における代行協会員	2012年3月28日付で管理会社との間で代行協会員契約（注3）（2015年8月1日付代行協会員契約の変更契約書により変更済み。）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。
丸三証券株式会社	日本における販売会社	2012年3月28日付で管理会社との間で受益証券販売買戻契約（注4）を締結。受益証券の販売と買戻しについて規定している。

（注1）保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行が、ファンド資産の保有、およびルクセンブルグ法に基づき保管受託銀行に課されているその他すべての業務を履行することを約する契約である。

（注2）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および直接的な投資判断の日々の遂行を含むファンド運用を行うことを約する契約である。

（注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社へ送付する等代行協会員業務を提供することを約する契約である。

（注4）受益証券販売買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規制および目論見書に準拠して販売および買戻しを行うことを約する契約である。

管理会社の概要

(a) 設立準拠法

管理会社は、1915年ルクセンブルグ会社法（改正済）に従い、1987年4月15日に設立され、その後1987年5月4日付のメモリアル・C・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（以下「メモリアル」という。）にて公告された。

(b) 事業の目的

DWSインベストメント・エス・エーは、ファンドのために、2010年12月17日法第15章に従い認可された管理会社を務め、かつ、2013年7月12日法第2章に従いオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）を務める。

2013年7月12日法の別紙Iに従い、管理会社は、投資運用業務（すなわちポートフォリオ運用およびリスク管理）を行う。また、管理会社は、管理事務業務（特に評価および価格決定、受益者名簿の維持ならびに受益証券の発行および買戻しを含む。）、マーケティング業務およびファンドの資産に関連するその他の業務（該当する場合）を行う。

(c) 資本金の額

2019年4月末日現在、管理会社の払込済資本金は30,677,400ユーロ（約38億1,566万円）で、1株511.29ユーロ（約63,594円）のクラスA記名株式30,000株およびクラスB記名株式30,000株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、2019年4月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.38円）による。

(d) 会社の沿革

1987年4月15日に設立。

2015年4月30日付でDBプラチナム・アドバイザーズ・エス・エーと合併し、2015年5月1日付で名称を「ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント・エス・エー」に変更。

2016年3月17日付で名称を「ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー」に変更。

2019年1月1日付で名称を「DWSインベストメント・エス・エー」に変更。

(e) 大株主の状況

（2019年4月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
DWS グループ GmbH & Co. KGaA	ドイツ連邦共和国60329、ヘッセン、フランクフルト・アム・マイン、マインツァー・ラント通り11-17	クラスA 30,000株 クラスB 30,000株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(a) 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年12月17日法、2013年7月12日法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）の通達等の規則に従っている。

(b) 準拠法の内容

民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者は、その投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは、会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年12月17日法に従っている。

2010年12月17日法

2010年12月17日法により、ルクセンブルグは、通達2009/65/ECを実施した。この法律は、2010年12月24日にメモリアル紙に公告され、2011年1月1日から施行された。

2010年12月17日法は、5つのパートから構成されている。

パート - UCITS

パート - その他の投資信託

パート - 外国の投資信託

パート - 管理会社

パート - UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

2010年12月17日法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取扱っている。

2013年7月12日法

1. 2013年7月12日法は、AIFMを主に規制するが、運用者だけではなく運用者が管理する投資ビークル(AIF)にも影響を及ぼす多くの規定から成る。

2013年7月12日法は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付通達2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)を施行し、とりわけ、()ルクセンブルグ投信法、()特別投資ファンド(SIF)に関するルクセンブルグ法および()リスクキャピタル投資会社(SICAR)に関するルクセンブルグ法を修正し、AIFMDから生じるかかる法律の「商品」要件を反映する。

2. 2013年7月12日法は、

()投資者の利益のために明確な投資方針に従って投資する目的で、多くの投資家から資金を調達し、

()UCITS指令に従った承認を要しない(すなわち、UCITSとしての資格を有しない)投資コンパートメントを含む投資信託としてAIFを定義する。

3. 2013年7月12日法は、AIFの販売に関する規定も含んでいる。AIFMが2013年7月12日法に基づき権限を付与された場合、当該AIFMは、簡易な規制者間の通知手段を利用し、AIFの株式または受益証券を他のEU加盟国で販売することができる。

4. 既存の運用者に適用される経過規定は、2013年7月12日法の最後に反映されている。()2013年7月22日現在のまたは()2013年7月22日以降2014年7月22日以前に設定された投資信託、SIFおよびSICARに適用される経過規定は、各々の法律の最後に反映されている。

(5) 【開示制度の概要】

(1) ルクセンブルグにおける開示

CS SFに対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグから受益証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、CS SFへの登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書をCS SFに提出しなければならない。

さらに、「(6) 監督官庁の概要 (4) 財務状況およびその他の情報に関する監督」で述べるように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、独立の監査人により監査され、CS SFにより承認されなければならない。ファンドの独立監査人は、ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーペラティブである。更に、ファンドは、前の金融庁1997年6月13日付通達97/136(金融監督委員会通達08/348により改正)に基づき、CS SFに対して月次報告書を提出することを要求されている。

受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した年次報告書および半期報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において、受益者はこれ入手することができる。これらの報告書は、適用ある場合、ファンド資産のうち、その非流動性により特別なアレンジの対象となる資産の比率、ファンドの流動性の管理に係る新規のアレンジ、ファンドについて利用されるレバ

レバレッジの総額およびファンドにより利用されるレバレッジの最大限度（その変更を含む。）ならびに現在のファンドのリスクの特性についての情報を含む。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業および会社登録機関において約款（その変更を含む）を閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者に対するすべての通知は、必要な場合適切な媒体により公告される。

上記に加え、受益者は、管理会社に請求することにより以下の情報を入手することができる。

- ファンドがレバレッジを利用することができる状況およびレバレッジの利用に伴うリスク
- ファンドが投資戦略または投資方針を変更する際の手続きの説明
- AIFMとしての管理会社が、専門家責任リスクに関する2013年7月12日法第8条第7項の要件を如何に遵守していくかの説明
- リスクを管理するため、AIFMとしての管理会社が採用しているリスク管理体制
- 流動性リスクを管理するため、AIFMとしての管理会社が使用している方法の説明
- AIFMとしての管理会社が、受益者の公平な取扱いを如何に確保しているかの説明

(2) 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの約款および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がない。）投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社および販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の知っている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、C S S Fの監督に服している。監督の主な内容は次のとおりである。

(1) 登録の届出の受理

ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合は)、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

UCITSで、EU加盟国で設立され、かつUCITS通達2009/65/ECの要件に適合していることを設立国の監督官庁により認可されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、UCITSの所在国の当局に対し情報を提供して所定の書類を提出し、これを当該当局がC S S Fに通知し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命することで、受益証券をルクセンブルグ国内において販売することができる。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定された共有持分型の契約型投資信託である。ファンドは、譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託に関する2010年12月17日法のパートに基づき登録されている。ファンドの受益証券につき、ルクセンブルグ以外のEU加盟国では公衆に対して販売されない。2010年法第88-1条のもとで、ファンドは、AIFMDおよびその施行規則ならびにAIFMDの施行規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定する、AIFとしての資格を有している。

外国法に準拠して設立または運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、当該投資信託が設立された国において、投資家の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければならない。さらにこれらの投資信託は、金融監督委員会により、2010年法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければならない。

EUおよびEU以外のAIFのルクセンブルグの機関投資家への販売は、AIFMDの施行規則に規定される適用規則ならびにAIFMDの施行規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとする。

(2) 登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務およびC S S Fに対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が、C S S Fの要求される専門的能力および信用につき十分な保証の証明をしない場合には、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託については地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ販売が停止されうる。

(3) 目論見書に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書、その他の書類は、その使用前にC S S Fに提出されなければならない。C S S Fは書類が適用ある法律、勅令、通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

(4) 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S Fに提出された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人は財務状況その他に関する情報

が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに直ちに報告する義務を負う。また監査人は、C S S Fが要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含む。)をC S S Fに提出しなければならない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの資産は、リスク分散原則に従い、下記のファンドの一般的な投資方針の範囲内で、約款に規定される投資選択および投資制限に従って投資される。

投資目的および投資方針

ファンドの投資方針の主な目的は、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンドの純資産の中長期的な成長を目指すことである。

さらに、ファンドの資産の100%は、通常、ルクセンブルグ専門投資信託に関する2007年2月13日法に基づき設立されたルクセンブルグの専門投資信託であるDWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド（以下「マスター・ファンド」という。）の米ドル建受益証券（豪ドルクラス）に投資される。ある状況下では、ファンドの純資産の10%を上限として、短期金融商品、マネー・マーケット・ファンドの受益証券、現金等の流動資産に投資することができる。

ファンドの資産の100%を上限として、同一の専門投資信託の受益証券に投資することができる。

ファンドの受益証券の販売は、欧州連合および/または欧州経済領域の加盟国以外の国の国民に対してのみ行われる。

DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドの投資方針

マスター・ファンドの投資方針の主な目的は、新興国の政府または政府機関等が発行する米ドル建債券に投資することにより、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンドの純資産の中長期的な成長を目指すことである。

マスター・ファンドは、主に、米ドル建の新興国の国債に投資する。

新興国とは、投資を行う時点で、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、国際金融公社（IFC）等が先進国に定めていないすべての国をいう。

マスター・ファンドはまた、ファンドの資産の20%を上限として、米ドル以外の通貨建の新興国の国債に投資することができる。投資を行う場合、米ドル以外の通貨に対するポジションは、原則として、当該米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うものとする。

マスター・ファンドの平均デュレーションは、JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドに対して、±2年の範囲とする。

マスター・ファンドの平均格付は、原則としてB-格相当以上（ムーディーズ、S&Pまたはフィッチのいずれかによる。）とする。

マスター・ファンドは、その資産の5%を上限として、他のUCITSおよび/または集団投資スキームの持分に投資することができる。

マスター・ファンドは、その資産の10%を上限として借入れを行うことができる。いかなる場合も、マスター・ファンドは、投資目的のために外部資本を用いてレバレッジをかけることはない。

異常な市場環境において、マスター・ファンドの投資運用会社は、流動性の逼迫を回避するために、上記の投資戦略から逸脱することがある。マスター・ファンドの資産の100%を上限として、一時的に、米国の利付証券、日本国債およびドイツ国債に投資することができる。ただし、米ドル以外の通貨のポジションは、当該米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うものとする。

マスター・ファンドは、その資産の15%を超えて、証券取引所において取引されていない証券または公認・公開かつ継続的に運営されている規制市場において取引されていない証券に投資することができない。

マスター・ファンドは、同一の発行体が発行する同種の有価証券の20%を超えて購入することはできない。この制限は、OECD加盟国もしくはその地方公共団体または地域的もしくは国際的規模の国際機関によって発行または保証された有価証券に対する投資には適用されない。

マスター・ファンドは、同一の発行体が発行する有価証券に対し、その資産の20%を超えて投資することはできない。

同一の発行体が発行する同種の有価証券に対してその資産の10%を超えて無担保のポジションを取る専門投資信託に対して投資する結果となる空売りを行うことは原則としてできない。

マスター・ファンドの純資産の20%を超えて同一の機関に預金することはできない。

金融デリバティブを用いる場合、専門投資信託は、投資先資産を適切に分散することにより相応のリスク分散を行うものとする。同じ状況の下において、カウンターパーティー・リスクは、カウンターパーティーの質および量に照らして、店頭取引に限定せざるを得ない可能性がある。カウンターパーティーがEU加盟国に登録事務所を有する信用機関である場合、OTCデリバティブ商品に関するマスター・ファンドの取引のカウンターパーティーの債務不履行リスクは、マスター・ファンドの純資産の10%を超えることはできない。当該信用機関が第三国に登録事務所がある場合、EU法の規定と同等とCS SFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。その他すべての場合、エクスポージャーの上限はマスター・ファンドの純資産の5%である。

本ファンドへの投資に関連する各リスクは、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」に記載される。

DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドの特定の投資制限

DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドの上記の投資方針および約款第4条に記載の投資制限に加え、以下の特定の投資制限が適用される。

マスター・ファンドは、一の者に係るエクスポージャーの純資産総額に対する比率が次に掲げる区分ごとにそれぞれ10%を超えることのないように運用するものとする。

- () 株式および投資信託証券の保有・・・「株式等エクスポージャー」
- () 有価証券(() に定めるものを除く。)、金銭債権(() に該当するものを除く。) および匿名組合出資持分の保有・・・「債券等エクスポージャー」
- () 為替予約取引およびデリバティブ取引等により生じる債権・・・「デリバティブ等エクスポージャー」

さらに、マスター・ファンドは、一の者に係るエクスポージャーの純資産総額に対する比率が上記区分の合計で20%を超えることのないように運用するものとする。

(注1) () 「株式等エクスポージャー」および() 「債券等エクスポージャー」は、当該有価証券等(以下「有価証券等」という。)を発行もしくは組成した者または債権の相手方(以下、発行または組成した当事者および取引相手方はまとめて「発行者等」という。)に対するものとし、保有評価額又は債権額(担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができるものとする。以下同じ。)をもってエクスポージャーとする。ただし、次の有価証券等のエクスポージャーについては、それぞれ次に定めるところによるものとする。

- (a) (1)日本国、(2)アイルランド、(3)アメリカ合衆国、(4)イタリア共和国、(5)オーストラリア連邦、(6)オーストリア共和国、(7)オランダ王国、(8)カナダ、(9)グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、(10)シンガポール共和国、(11)スイス連邦、(12)スウェーデン王国、(13)スペイン、(14)デンマーク王国、(15)ドイツ連邦共和国、(16)ニュージーランド、(17)ノルウェー王国、(18)フィンランド共和国、(19)フランス共和国、(20)ベルギー王国、(21)ポルトガル共和国、(22)ルクセンブルグ大公国、(23)香港特別行政区の中央政府、中央銀行、もしくは地方政府またはこれらが設立した政府機関の発行又は保証する債権については零とする。
- (b) 現地通貨建ての中央政府、中央銀行、もしくは地方政府またはこれらが設立した政府機関の発行又は保証する債権については零とする。ただし、(a)に該当するものを除く。
- (c) 国際機関の発行又は保証する債権については零とする。

(注2) () のデリバティブ等エクスポージャー(店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。)は、取引の相手方に対するものとし、予約期日に応じそれぞれ次に定めるところによるものとする。

- (a) 120日以内に予約期日が到来するものについては零とする。
- (b) 120日を超えるものについては、評価益の額をエクスポージャーとする。

(注3) () のデリバティブ等エクスポージャー(為替予約取引を除く。)は、有価証券の発行者等及び取引の相手方に対するものとし、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(a) 有価証券の発行者等に対するエクスポージャーは、デリバティブ取引のうち有価証券等を対象（原資産）とするものについてはそれぞれ次に定めるところによる（ただし、原資産が（ ）、（ ）および（ ）に掲げるものである場合には零とする。）ものとし、デリバティブ取引のうち金融指標等（利率、為替レート、株価指数、先物取引等）を対象とするものその他のデリバティブ取引等については零とする。

(1) 先物取引の買いについては、当該先物取引の評価額をエクスポージャーとする。

(2) 先物取引の売りについては、エクスポージャーは零とする。

(b) 取引の相手方に対するエクスポージャーについては、それぞれ次に定めるところによるものとする。

イ 市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引については零とする。

ロ 店頭デリバティブ取引については、評価益の額（当該取引に担保または証拠金が差し入れられている場合には当該担保または証拠金の評価額を差し引くものとする。）をエクスポージャーとする。

価格、金利、通貨およびファンドの純資産総額の変動により、当該DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドの特定の投資制限に記載される当該比率を超えることとなった場合に、マスター・ファンドは、超えることとなった日から1か月以内に当該比率以内となるよう調整を行い、通常の対応で1か月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、できる限り速やかに当該比率以内に調整を行う方法とする。ただし、マスター・ファンドの設定当初、買戻しおよび償還への対応ならびに投資環境等の運用上やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

なお、ファンドはマスター・ファンドであるDWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドを組み入れるため、ファンドのエクスポージャーはファンドに属するマスター・ファンドのエクスポージャーまたはエクスポージャーの上限とみなすことができる。この場合において、マスター・ファンドのエクスポージャーおよびその上限を計算または把握する場合に上記を準用する。

パフォーマンス・ベンチマーク

ファンドは、パフォーマンスの比較のみを目的として金融指数をパフォーマンスのベンチマークとして使用することができるが、かかる指数の投資ポジションを複製することは試みない。パフォーマンスのベンチマークがファンドについて使用される場合、目論見書に追加の情報が記載される場合がある。金融指数が投資戦略を目的として使用される場合、ファンドの投資方針はかかる手法を反映する。

デリバティブの使用

ファンドは、ファンドが購入する資産または公認の指数、金利、為替レートもしくは通貨から派生するあらゆる種類のデリバティブに対して投資を行うことができる。特に、オプション、金融先物契約およびスワップならびにそれらの組合せを含む。デリバティブの使用は、ファンドの資産のヘッジに限定される必要はなく、投資戦略の一部となる可能性もある。

デリバティブ取引は、投資制限の範囲内で行われ、ファンド資産の効率的な運用を行う一方で、投資のデュレーションおよびリスクを管理する。

スワップ

管理会社は、投資原則の範囲内で、ファンドの勘定で、以下のスワップ取引を行うことができる。

- ・ 金利スワップ
- ・ 通貨スワップ
- ・ エクイティ・スワップ
- ・ クレジット・デフォルト・スワップ

スワップ取引は、当事者が各取引の対象となる資産またはリスクを交換する契約である。

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップは、一方の取引相手方が他方の取引相手方に対して、信用損失だけでなく、利息および手数料からの収益、価格変動による損益を含む参照債務のトータル・リターンを移転するデリバティブである。

ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のためにトータル・リターン・スワップを使用することがある。本書の作成時点において、管理会社は、このファシリティを利用することは予定していない。管理会社がこのファシリティの利用を望む場合、通常、80%を上限とするファンドの資産がトータル・リターン・スワップの対象となる。ただし、管理会社は、投資者の最善の利益となる効率的なポートフォリオ運用を確保するために、トータル・リターン・スワップによってファンドが保有する資産を100%を上限に譲渡する権利を留保する(この手法が現行の市況を理由に好ましいと判断される場合)。トータル・リターン・スワップによる総収益は、プラスかマイナスかを問わず、ファンドの資産に含まれる。

ファンドがトータル・リターン・スワップを使用する機会を利用する場合、対象となる戦略または取引相手方に関する情報は英文目論見書の「特別条項」に記載される。

スワップション

スワップションは、スワップのオプションである。スワップションは、一定の時点にまたは一定の期間内にスワップ取引(その条件は、詳細に定められる)を行う権利である(義務ではない)。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップは、潜在的な信用不履行の額を他の当事者へ移転することを可能にするクレジット・デリバティブである。信用不履行リスクを引き受ける対価として、リスクの売り手(プロテクションの買い手)は、その取引相手方にプレミアムを支払う。

その他すべての点において、前記「スワップ」で記載した内容が適宜適用される。

証券化金融商品

管理会社は、上記の金融商品が証券化された場合、当該金融商品を取得することもできる。金融商品に関する取引は、当該証券(例えば、ワラントに連動する債券)に部分的に含まれる可能性もある。機会およびリスクに関する説明は、適宜、当該証券化金融商品に適用されるが、証券化商品の場合、損失リスクは証券の価格に限定されることを条件とする。

店頭デリバティブ取引

管理会社は、取引所における取引を認められているかまたは他の組織化された市場に含まれるデリバティブ取引および店頭取引を行うことができる。

証券貸付および(リバース)レポ取引

ファンドは、市場価格による対価と引き換えに、取引相手方に対して、自らの資産から証券を一定期間譲渡することができる。

a) 証券貸付および借入れ

前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」に記載されるファンドの投資方針によってさらに制限される場合を除き、ファンドは、証券貸付および借入取引を行うことができる。適用制限は、随時修正されるC S S F 通達08 / 356に記載される。

これらの取引は、()リスク軽減、()コスト削減および()ファンドのリスク特性および適用あるリスク分散ルールに抵触しないリスク水準で行われる追加的な元本の調達または収益の獲得のうち一または複数の目的で実行することができる。通常の場合において、証券貸付取引によってファンドの証券の上限80%を取引相手方に譲渡することができる。ただし、市場の需要に応じて、管理会社は、ファンドの証券の上限100%を取引相手方にローンとして譲渡する権利を留保する。

証券貸付および借入れは、ファンドが保有する資産について行うことができる。ただし、()取引量が適当なレベルに保たれることまたはファンドが買戻請求に常に応じることができるような態様で貸付証券の返還請求権を有することおよび()ファンドの投資方針に従った資産の運用を阻害するようなものではないことを条件とする。これらのリスクは、管理会社のリスク管理プロセスによって把握されるものとする。

ファンドは、以下の規則に従うことを条件として証券貸付および借入取引を行うことができる。

- ()ファンドは、公認清算機構が組織する標準化されたシステムまたは一流の金融機関(C S S F がヨーロッパ共同体法に定める規定と同等であり、かつ、この種の取引を専門にしていると承認する慎重な監督規則に服する金融機関に限る。)を通じてのみ、証券の貸付を行うことができる。

- () 借り手は、C S S Fがヨーロッパ共同体法が定める規定と同等であるとみなす慎重な監督規則に従わなくてはならない。
- () 一または複数の証券貸付取引から生じる一取引相手方に対する取引相手方リスク(疑義を避けるために付言すると、担保の利用により軽減することができる。)は、取引相手方が2010年法第41条第1項(f)に定める金融機関に該当する場合はファンドの資産の10%、その他すべての場合はファンドの資産の5%を超えてはならない。

管理会社は、貸付証券のグローバル評価について、年次報告書および半期の報告書において開示するものとする。

証券貸付は、合成的に行われる場合もある(以下「合成証券貸付」という。)。合成証券の借入れにおいて、ファンドに含まれる証券は、現在の市場価格で取引相手方に売却される。ただし、かかる売却は、ファンドが同時に、売却された証券と同種、同質および同量の証券の引渡を後日要求する権利をファンドに与えるという証券化されたレバレッジされていないオプションを取引相手方から受け取るということを条件とする。オプションの価格(以下「オプション価格」という。)は、証券の売却により受領した現在の市場価格から(a)証券貸付手数料、(b)オプションの行使により取戻請求をすることのできる証券からの収益(例えば、配当、利払い、企業行為)および(c)オプションの行使価格を控除した金額とする。オプションは、オプションの有効期間中に行使価格で行使できる。投資戦略を実施するため、合成証券借入れの対象となる証券がオプションの有効期間中に売却される場合、かかる売却は、その時点の市場実勢価格から行使価格を控除した価格でオプションを売却することによっても行うことができる。

証券貸付取引は、個別の受益証券クラスおよび/またはその投資者(当該特定の受益証券のレベルで発生する当該証券貸付取引に基づく収益および担保に対する権利を有する。)の特定の特性を考慮し、当該受益証券クラスに関しても場合により行うことができる。

b) (リバース)レポ取引

本書において別途定める場合を除き、ファンドは、売主が、()当事者が契約で定めた価格および条件で売却された証券を買主から買い戻す権利または義務を有する旨を定めた上で行う証券の売買から構成されるレポ取引および()満期に売主(取引相手方)が売却された証券を買い戻す義務を負い、ファンドが取引に基づき受領した証券を返還する義務を負う先渡取引から構成されるリバース・レポ取引(以下「レポ取引」と総称する。)を締結することができる。

管理会社は、この種類の取引を()追加の収益の獲得および()担保付短期投資のうち一または複数の目的で利用することができる。通常、これらの取引において、ファンドが保有する証券の上限50%を譲受人に譲渡することができる(レポ取引の場合)。さらに、適用投資条件の制限の範囲内で、現金と引換えに証券を受領することができる(リバース・レポ取引の場合)。ただし、管理会社は、市場の需要に応じて、適用投資条件の制限の範囲内で、ファンドの証券の上限100%を譲受人に譲渡する(レポ取引の場合)または現金と引換えに証券を受領する(リバース・レポ取引の場合)権利を留保する。

ファンドは、レポ取引または一連の継続レポ取引において、買主または売主のいずれかとして行為することができる。ただし、当該取引への関与は、以下の規定の対象となる。

- () ファンドは、レポ取引の取引相手方がC S S Fがヨーロッパ共同体法に定める規定と同等であるとみなす慎重な監督規則に服していない限り、レポ取引を利用して証券の売買をすることはできない。
- () 一または複数のレポ取引から生じる一取引相手方に対する取引相手方リスク(疑義を避けるために付言すると、担保の利用により軽減することができる。)は、取引相手方が2010年法第41条第1項(f)に定める金融機関に該当する場合はファンドの資産の10%、その他すべての場合はファンドの資産の5%を超えてはならない。
- () 買主として行為するファンドとの間のレポ取引の有効期間中、ファンドは、その他の補償手段を有する場合を除き、取引相手方がこれらの証券を買い戻す権利を行使する前にまたは買戻期間が終了するまで、契約対象の証券を売却することはできない。

() レポ取引に基づきファンドが取得した証券は、ファンドの投資方針および投資制限に適合しなくてはならず、また以下に限定される。

- 短期銀行証書または2007年3月19日付指令2007/16/ECに定める短期金融商品
- OEC加盟国もしくはそれらの地方公共団体、または(地域的か世界的規模かを問わない)EUの超国家機関および事業体によって発行または保証された債券
- 純資産価額の計算を毎日行い、かつAAA格またはこれと同等の格付を有するマネー・マーケット型のUCIによって発行された株式または受益証券
- 適切な流動性を提供する非政府発行体によって発行された債券
- EU加盟国の規制ある市場またはOEC加盟国の証券取引所に上場されているかまたは取引されている株式。ただし、かかる株式が主要なインデックスに含まれていることを条件とする。

管理会社は、その年次報告書および中間報告書の基準日のオープンレポ取引の総額を開示するものとする。

レポ取引もまた、個別の受益証券クラスおよび/またはその投資者(当該特定の受益証券のレベルで発生する当該レポ取引に基づく収益および担保に対する権利を有する。)の特定の特性を考慮し、当該受益証券クラスに関しても場合により行うことができる。

取引相手方の選択

トータル・リターン・スワップ、証券貸付取引およびレポ取引を含む店頭デリバティブ取引の締結は、標準化された基本契約に基づいた信用機関または金融機関とのみ認められる。取引相手方は、公的な団体による継続的な監督を受け、財務上健全であり、サービスを提供するために必要な組織構造およびリソースを有していなければならない。一般に、すべての取引相手方は経済協力開発機構(OECD)の加盟国、G-20またはシンガポールに本社を有している。さらに、取引相手方またはその親会社のいずれかは主要な格付機関による投資格付けを有していなければならない。

店頭デリバティブ取引および効率的なポートフォリオ運用手法のための担保方針

ファンドは、取引相手方リスク軽減のために、店頭デリバティブ取引、証券貸付およびレポ取引に係る担保を受け取ることができる。証券貸付取引において、ファンドは、契約期間中における価値が貸付証券総額の少なくとも90%(利息、配当、その他の可能性がある権利および合意された割引または最低譲渡金額を考慮する。)に相当する担保を受け取らなければならない。

ファンドは、規制上の要件、特に、CSSF通達08/356の規定に合致するあらゆる種類の担保を受け入れることができる。

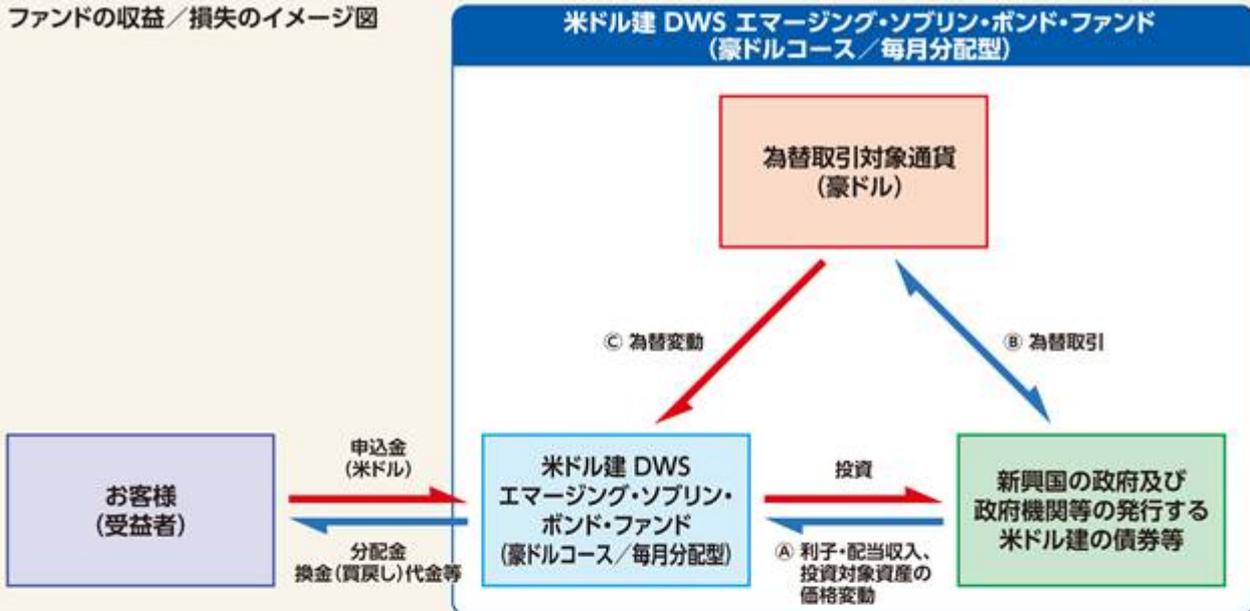
・証券貸付取引の場合、この担保は貸付証券の譲渡以前にまたはそれと同時に受領されていなければならない。証券が仲介機関を通じて貸し出されている場合、関連する仲介機関が取引が適切に完了することを保証する場合、担保を受領する前に貸付証券の譲渡を行うことができる。かかる仲介機関が借り手の代わりに担保を提供する場合もある。

・原則として、通貨先物取引を除き、証券貸付およびレポ取引ならびに店頭デリバティブ取引の担保は以下のいずれかの様式で提供されなければならない。

- 現金、短期銀行預金、2007年3月19日付指令2007/16/ECに定義される短期金融市場商品、信用状および取引相手方に関連のない一流の信用機関により発行された要求払保証金、および/またはOEC加盟国もしくはその地方機関によって、または(地域的か世界的かを問わない)共同体の超国家機関および事業体によって発行または保証された債券(その残余期間を問わない。)等の流動資産
- 純資産価額の計算を毎日行い、かつAAA格またはこれと同等の格付を有するマネー・マーケット型のUCIによって発行された株式または受益証券
- 主として下記2つのインデントに記載される債券/株式に投資を行うUCITSによって発行された株式または受益証券
- 適切な流動性を提供する一流の発行体によって発行または保証された債券(残余期間を問わない。)

- EU加盟国の規制ある市場またはOECD加盟国の証券取引所に上場されているかまたは取引されている株式。ただし、かかる株式が主要なインデックスに含まれていることを条件とする。
- ・ 現金またはUCI/UCITSの株式/受益証券以外の形態で付与された担保は、取引相手方に関連のない法人によって発行されなければならない。
- ・ 担保が現金の形態で提供され、その結果、かかる担保の管理者に対するファンドの信用リスクが生じる場合、当該エクスポージャーは、2010年法第43条第1項に規定される20%の制限を遵守しなければならない。さらに、かかる現金担保は、取引相手方の支払不履行による影響から法律上保護されない限り、取引相手方が保管してはならない。
- ・ 現金以外の形態で提供された担保は、取引相手方の資産と適切に区別されない限り、取引相手方が保管してはならない。
- ・ 提供される担保は、発行体、国および市場に関して適切に分散化されなければならない。担保が、流動性、評価、発行体の支払能力、関連性および多様性等の一連の基準を満たす場合、取引相手方の債務総額と相殺することができる。相殺された場合、担保の価値は価格変動の結果、一定の割合で減少する場合がある。これをヘアカットという。これは、債務および担保の価値の短期的な変動を緩和する。一般に、現金担保はヘアカットの対象にはならない。
- ・ ファンドは、受領した担保の評価を毎日行うものとする。すでに付与された担保の価額が補償される予定の金額に満たない場合、取引相手方は、速やかに追加の担保を提供するものとする。適切な場合、担保として受け入れられる資産に固有の為替リスクまたは市場リスクを考慮するために安全マージンを適用するものとする。
- 証券取引所または他の組織された市場での取引が認められているまたはこれらに含まれている担保は、評価前日の終値または入手可能な場合は、評価日の終値のいずれかで評価される。担保の評価は、時価に近い価格を取得するための原則に従って行われる。
- ・ 担保は、保管受託銀行または保管受託銀行の副保管受託銀行によって保有される。銀行預金の形態による現金担保は、ファンドの保管受託銀行または保管受託銀行が同意した他の金融機関によって封鎖勘定で保有される。
- ファンドはその執行を要する事由が発生した場合に、担保に係る権利を請求できることが確保されるものとする。これは、取引相手方が貸付証券を返却する義務を遵守しない場合、担保は、ファンドが担保として差し出された資産を遅滞なく利用または現金化することができる方法で直接または一流の金融機関またはこの機関の完全所有子会社の仲介を通じて常に入手可能とすることを意味する。
- ・ 現金担保の再投資は、優良国債または短期マネー・マーケット・ファンドのみに対してが可能である。さらに、現金担保は、信用機関とのリバース・レポ取引によって投資されることもできる(ただし、発生残高を回収できることが常に確保されている場合に限る。)。一方で、証券担保は、売却または担保としての提供が認められていない。

ファンドの収益／損失のイメージ図



※ ファンドは米ドルを基準通貨としているため、日本円から投資した場合には、円を米ドルに変換するプロセスが発生する。また分配金、換金 (買戻し) 代金等についても米ドルが基準通貨となるため、日本円に変換する場合は、外国為替相場の変動の影響を受ける。

● ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられる。

① 投資対象資産による収益 (上図A部分)

- ・ 投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となる。
- ・ 逆に、投資対象資産が値下がった場合には、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

② 為替取引によるプレミアム (上図B部分)

- ・ 為替取引対象通貨 (豪ドル) の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨 (米ドル)」の短期金利よりも高い場合は、「為替取引によるプレミアム」が期待できる。
- ・ 逆に、為替取引対象通貨 (豪ドル) の短期金利の方が低い場合には、「為替取引によるコスト」が生じる。

③ 為替変動による収益 (上図C部分)

- ・ 上図B部分とは異なり、上図C部分については為替ヘッジを行っていないため、為替取引対象通貨 (豪ドル) のファンドの基準通貨 (米ドル) に対する為替変動の影響を受けることとなる。
- ・ 当ファンドの場合、為替取引対象通貨 (豪ドル) の対基準通貨 (米ドル) レートが上昇した場合は、為替差益を得ることができる。
- ・ 逆に、為替取引対象通貨 (豪ドル) の対基準通貨 (米ドル) レートが下落 (米ドル高) した場合は、為替差損が発生する。

➡ これまで説明しました内容についてまとめると、以下のようになる。



	金利の低下	豪ドルの短期金利 > 米ドルの短期金利	米ドルに対して豪ドル高
収益を得られるケース	債券価格の上昇	プレミアム (金利差相当分の収益) の発生	為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	債券価格の下落 ・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化	コスト (金利差相当分の費用) の発生 豪ドルの短期金利 < 米ドルの短期金利	為替差損の発生 米ドルに対して豪ドル安

※ 上記表はイメージ図であり、投資成果を示唆または保証するものではない。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」参照のこと。

（３）【運用体制】

（１）管理会社の投資運用組織

管理会社は、ファンドの運用業務を投資運用会社に委託している。

管理会社は、自らの責任および支配の下で、ならびに自らの費用において、投資運用会社とファンドに関する投資運用契約を締結した。投資運用会社は、ドイツ法に基づくポートフォリオ・マネージャーである。

ファンドの運用には、投資方針および直接的な投資判断の日々の遂行を含むものとする。投資運用会社は、自らの監督、支配および責任の下で、ならびに自らの費用において、ファンド運用業務の全部または一部を委任することができる。

投資運用会社は、自らの費用において、ならびに自らの責任および支配の下で、投資助言会社を任命することもできる。投資助言機能は、特に、ファンドの資産に適した投資商品の分析および推奨が含まれるものとする。投資運用会社は、投資助言会社が行った推奨に拘束されない。

ファンドのポートフォリオ・マネージャーは、ファンドの参照指標に対するファンドのパフォーマンスおよびファンドの同業者に対する相対的地位の双方を含む一切の投資決定およびそれに関連するリスクに責任を負う。ポートフォリオ・マネージャーの投資決定は、定性・定量の両局面からなるマルチ・ステップ・プロセスにより監督・統制される。

ポートフォリオ・マネージャーは、ファンドの所定の投資目的の達成において一定の裁量権を享受する。資産配分といった事項を含む基本的な変更には、投資チームの意見を盛り込むこと、およびチーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）の合意を得ることが必要である。

ポートフォリオ・マネージャーは、市場分析およびポートフォリオ構築についてチームとして機能する。これらの資格において、ポートフォリオ・マネージャーらは相互を代理人に任命し、投資スペシャリストが、自己の担当分野（市場またはポートフォリオ）のバックアップを有していることになる。

ファンドの運用体制は、2019年1月末日現在のものであり、随時変更されることがある。

（２）投資運用に関する内部規則

管理会社は内部的なグループ行動規範方針およびドイツ投資信託協会（BVI）の行動規範を固守する。

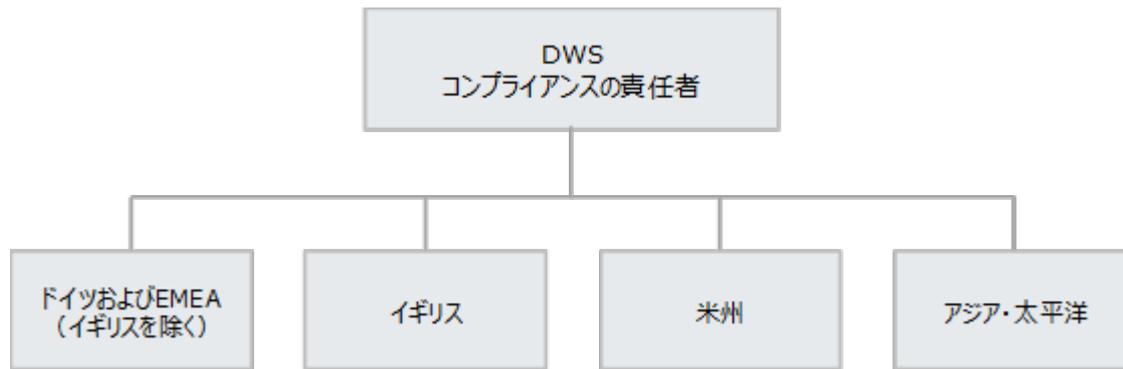
幾つかの内部方針が、規制要件および最良実務基準、例えば「最良執行方針」「公平配分方針」「クロッシング方針」「スタッフ取引に関する指令」「コンプライアンス・マニュアル」を満たすためにおかれている。したがって、コンプライアンス部門は、「アクセス」および幾つかのコンプライアンスに特化したシステムを通じて定期的にすべての顧客およびスタッフの取引を監視している。

一般に、ポートフォリオ運用は、適用ある法律上、監督上、契約上および内部の規制に対する一般的な遵守に責任を負う。ファンドのポートフォリオ運用は、アセット・マネジメント・リスク統制管理部門および投資運用コンプライアンス部門による支援を受けている。

（３）コンプライアンス

管理会社のコンプライアンス部門は、すべての関連する制定法、規則、規範および最良実務および高い倫理基準の遵守が確保されることを目指している。コンプライアンス部門は、管理会社の業務活動に適用されるすべての規則、規制および規範についての会社全体の認識を高めている。

DWSコンプライアンス - グローバル



2019年1月末日現在

主要なコンプライアンス業務には、以下のものが含まれる。

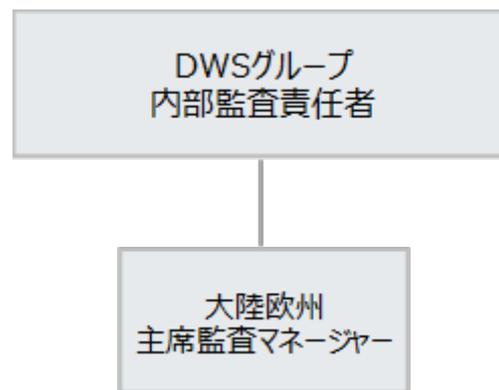
- ・法律の遵守を促進・執行し、ドイツ銀行内のコンプライアンスと倫理行動の風土を推進することにより、銀行の免許を保護する独立した第2レベル管理機能を遂行する。
- ・銀行のコンプライアンス・リスクの管理に対するリスクベースのアプローチを確立し、維持するために、ビジネスを支援し、他のインフラ部門や規制当局と協励する。
- ・銀行のすべての業務をカバーする権限下で、リスクベースのアプローチを用いて、主要なリスクに関する定期的な調査、モニタリングおよびテストを実施する。
- ・規制監査や自己評価、規制当局の調査や問い合わせ、臨時調査/通知などの状況において、銀行が規制当局とオープンで建設的な対話を維持することを支援する。

DWSグループの内部監査

DWSグループの内部監査は、ヨーロッパにおける管理会社のリテールおよび機関投資家向けアセット・マネジメント業務をカバーすること、ならびに統制環境の独立評価に責任を有する。これには、内部統制構造が、資産の保護、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、ガイドラインおよび業務指示の遵守、法律および規則の遵守、ならびに内在するリスクの評価について合理的な確実性を提供しているかどうかの査定および報告を含む。リスクを基礎とするアプローチが、ダイナミックかつ効率的に、すべての業務を対象とし、かつ、機能の統制環境を支援するために利用される。監査部門は利益相反となるかまたは自らの独立性を危うくする結果になるおそれのある業務について関与しない。

以下のチャートは、ヨーロッパでのアセット・マネジメント業務のための管理会社の監査部門の組織を表すものである。

DWSグループの内部監査



2019年4月末日現在

ポートフォリオ運用

一方で、リサーチ、資産配分およびポートフォリオ構築の期間を超えて予測およびポジションニングに関して継続的な監視がなされている。管理会社の事業リスク部門およびコンプライアンス部門は常にすべてのポートフォリオを監視している。

管理会社は、リアル・タイムの注文管理システムを使用しており、実行前に全注文をチェックする。それは、取引を実行する前に重要なポートフォリオの数値を再計算している。

毎日のストレス・シナリオ（ヒストリカルなものおよびファンドに特化しているもの）および日々のバック・テストを実施するために、リスク計測グループからのアプリケーション・リスクマネージャーにより、管理会社は日々のVaR数値（モンテ・カルロまたはヒストリカルシミュレーション）を計算することが可能になっている。

他方で、過去のパフォーマンスのレビューがある。グループおよび各部門の責任者は、ファンドのポジションニングおよびパフォーマンスを管理しており、パフォーマンスについて検討し、必要であればパフォーマンス改善のための変更を導入するためにパフォーマンス・レビュー・ミーティングが定期的に行われている。

(4) 管理会社によるファンドの関係者に対する管理運営システム

- ・登録および名義書換代理人の機能に関して、管理会社は、ドイツ、ミュンヘンのステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハーと副名義書換代理人契約を締結した。当該契約に従い、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハーは、特に、ドイツ、フランクフルト、マインのクリアストリーム・バンキング・エー・ジーに預託された大券を管理する任務を負う。

- ・保管受託銀行は、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーである。

業務を監視するに当たりリスク部門とコンプライアンス部門、法務部門と業務部門の間で協力がなされている。業務部門の責任者は、保管受託銀行との関係、ならびに高水準の業務が維持されていることの確保、および生じる可能性のある安定性またはシステム上の問題点の特定および解決についての共同作業に責任を有する。事業の必要性および要件の調整を確保するために保管受託銀行と管理会社の組織との間で高レベルでの意見交換が常に行われている。業務水準の合意についての見直しが年1回行われている。

保管受託銀行は、キー・パフォーマンス・インディケータを、コア・プロセッシング・サービス業務部門に対し毎月提供し、これは毎月のコア・プロセッシング・サービス / 保管受託銀行業務ミーティングおよび四半期ごとのグローバル・ガバナンス・ミーティングで承認および合意される。

管理会社の内部監査部門は定期的な訪問を行い、システム、人員、手続および統制が、管理会社およびその顧客に業務を提供し、現地の規制当局の期待に応えるために整備されていることを確保するために、管理会社の手続をテストする。

コア・プロセッシング・サービス業務部門内においては、業務の質および提供の適時性を監視するために維持されている内部キー・パフォーマンス・インディケーターだけでなく、すべての機能分野における上級管理職に対するM I S (マネジメント・インフォメーション・システム) 報告が毎月行われている。

(4) 【分配方針】

ファンドは、毎月20日(同日が評価日でない場合、翌評価日)に分配を行う。

管理会社は、収益を分配するかまたは再投資するかを決定する。分配する場合、管理会社は、分配の有無および金額も定める。通常純収益および実現キャピタル・ゲインはいずれも分配可能である。また、未実現キャピタル・ゲインならびに前年度の留保キャピタル・ゲインおよびその他の資産も分配可能であるが、ファンドの純資産総額が2010年12月17日法第23条により要求される最低金額を下回らないことを条件とする。分配は、分配日において発行済の受益証券口数に基づき支払われる。分配の全部または一部は、無償受益証券の形式で支払われる。残存する受益証券の端数は、現金で支払われるかまたは貸記される。5年以内に申し立てられない分配は失効し、ファンドに戻されるものとする。

管理会社は、適用法令および規則に従い、ファンドに関し中間配当を支払うことを決めることができる。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がる。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

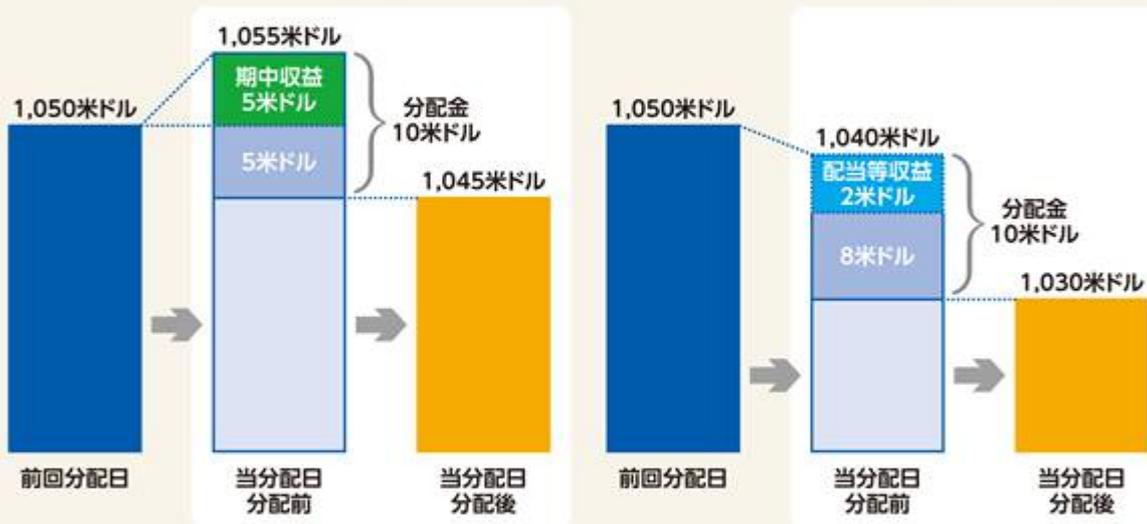


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合がある。その場合、当分配日の受益証券1口当たり純資産価格は前回分配日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではない。

分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

(前回分配日から受益証券1口当たり純資産価格が上昇した場合)

(前回分配日から受益証券1口当たり純資産価格が下落した場合)



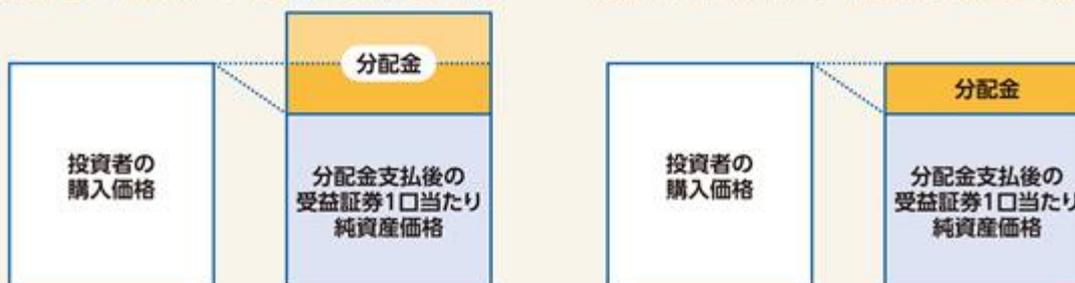
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われる。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではない。

- 投資者のファンドの購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様である。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金」の「(5)課税上の取扱い」を参照すること。

(5) 【投資制限】

管理会社は、ファンドの資産の運用にあたり、以下の投資制限を遵守する。また、ファンドの投資先であるマスター・ファンドも、原則として以下の投資制限を遵守する。

a. 譲渡可能証券に関する資産制限

ファンドは、以下のことをしてはならない。

証券取引所で取引可能でない証券または別の規制市場(定期的に営業しており、かつ公認され、一般に公開されているもの。)で取引されていない証券に、ファンドの資産の15%を超えて投資すること。

同一の発行体から同種の表章された権利の20%を超える部分を購入すること。

同一の発行体の表章された権利にその資産の20%を超えて投資すること。

() 何らかの種類株式に投資すること、もしくは株式投資を行うこと、または() 株式もしくは会社型投資ファンドに投資するその他の集団投資ファンド(契約型投資ファンドの受益証券を含む。)の受益証券に投資すること。

管理会社が自己または第三者のために行う取引等、受益者の保護に反しまたはファンドの資産の適正な運用を害するファンドのために締結される管理会社の取引は、禁止されるものとする。

上記 および で定められる制限は、OECDの加盟国もしくはその地域的団体により、または国際機関もしくは共同体、地域的もしくは国際的な性格の組織により付与されまたは保証される表章された権利には適用されない。

b. 空売りに関するリスク分散規則

以下の空売りは、原則として、ファンドにおいて行うことはできない。

(イ) 公式の証券取引所への上場が認められていないかまたは別の規制市場(定期的に営業しており、かつ公認され、一般に公開されているもの。)で取引されていない譲渡可能証券のショート・ポジション。ただし、ファンドは、かかる証券が流動性が高く、ファンドの資産の10%を超えない場合は、規制市場で相場を付けられずまたは取引されていない譲渡可能証券についてのショート・ポジションを保有することができる。

(ロ) 同じ発行体により発行された同種の証券の10%を超える譲渡可能証券についてのショート・ポジション。

(ハ) 同じ発行体の譲渡可能証券についてのショート・ポジションで、() 空売りが行われた時点での価格の合計が、ファンドの資産の10%を超える場合、または() ショート・ポジションが資産の5%を超える契約義務を表す場合。

特定の時点において譲渡可能証券の空売りから生じる契約義務は、当該時にファンドにより行われた空売りから生じる累積的未実現損失に相当する。空売りから生じた未実現損失は、ショート・ポジションをカバーすることができる時価と、関連する譲渡可能証券が空売りされた価格との差額から生じるプラスの金額である。

空売りから生じるファンドの契約義務総額は、いかなる場合もファンドの資産の50%を超えることはできない。ファンドが空売り取引を実行する場合、かかる空売りから生じる未清算ポジションをいつでも手仕舞いすることのできるのに十分な資産を保有していなければならない。

譲渡可能証券の空売りに関連して、ファンドは、この種の取引を専門としている一流の専門家との間で、借主として証券貸付取引を締結する権限を付与されている。() 証券貸付取引に関連して、ファンドから貸主に担保として移転される資産の価額と() ファンドがかかる貸主に対し負う債務との差額から生じるカウンターパーティ・リスクはファンドの資産の20%を超えることはできない。疑義を避けるために述べると、ファンドはさらに、所有権を移転することにならずまたは他の方法によりカウンターパーティ・リスクを制限する担保取決めを用いて担保を提供することができることに留意すべきである。

c. 信用制限

管理会社も保管受託銀行もファンドの勘定で借入れをすることはできない。ただし、ファンドは、「バック・トゥー・バック」ローンの方法により外貨を取得することができる。

上記の例外として、ファンドは、その資産の10%を上限として借入れすることができる。ただし、かかる借入れは、一時的なものとする。

管理会社も保管受託銀行もファンドの勘定で貸付けを行うことはできず、また、第三者のための保証人となることもできない。

この制限は、全額払込み済みでない証券、短期金融商品またはその他の金融商品の取得を妨げないものとする。

d. デリバティブ金融商品およびその他の手法に対するアクセス

ファンドは、下記のデリバティブ金融商品および手法を用いることができる。

デリバティブ金融商品は、特に、オプション、金融商品に関する先物契約およびかかる契約のオプション、ならびにすべての種類の金融商品に関する公開市場スワップが含まれる場合がある。さらにファンドは、証券貸付取引の、および擬制または真正の年金取引形式による手法を用いることができる。

デリバティブ金融商品は、規制市場またはこの種の取引を専門とする一流の専門家と公開市場で取引されなければならない。

証券の空売りからの債務、ならびに公開市場で取引される金融商品の債務、および規制市場で取引されるデリバティブ金融商品取引からの債務の合計額は、いかなる場合でもファンド資産の価額を超えることはできない。

この点に関し、以下の制限が適用される。

- (イ) 公開市場で取引されるデリバティブ金融商品に関する債務と共に、規制市場で取引されるデリバティブ商品に関する証拠金支払いおよび/または追加カバーは、ファンドの資産の50%を超えることはできない。ファンドの流動資産の準備金は、少なくともファンドにより提供される証拠金支払いおよび/または追加カバーの金額と同額でなければならない。流動資産は、定期預金および残存期間が12か月未満の定期的取引されている短期金融商品だけでなく、OECD加盟国もしくはその地域的な団体によりまたは国際機関もしくは共同体、地域的もしくは国際的な性格の組織により発行された、財務省債券、ならびに、規制され、一般に公開されており、定期的に営業している公式証券取引所または規制市場で取引されており、かつ、より高い程度の流動性を有するとともに一流の発行体により発行されている債券というものと解される。
- (ロ) ファンドは、借入れによって証拠金支払いおよび/または追加カバーに対し資金調達することはできない。
- (ハ) ファンドは、先物契約以外の天然資源または天然資源指数についての商品契約を締結することはできない。これに対し、ファンドは、組織化された市場で取引可能な貴金属の現金取引を締結することができる。
- (ニ) カレント・オプションの購入のために支払われるプレミアムは、上記(イ)で定められる50%の制限内に含まれる。
- (ホ) ファンドは、天然資源に対する投資においては、合理的なリスク分散を確保するため、十分な多様化を行わなければならない。
- (ヘ) ファンドは、規制市場で取引されるデリバティブ金融商品または公開市場で取引されるデリバティブ金融商品に係る単一の契約で、これについての、証拠金支払いおよび/もしくは追加カバーもしくは債務が資産の5%以上となる未清算ポジションを保有することはできない。
- (ト) 同一の性格を有するカレント・オプションの購入に支払われるプレミアムは、資産の5%を超えることはできない。
- (チ) ファンドは、同一の重要商品または金融商品に関する同一カテゴリ先物契約に係るデリバティブ金融商品で、これについての証拠金支払いおよび/もしくは追加カバー(組織化された市場で取引されるデリバティブ商品に対して)並びに債務(公開市場で取引されるデリバティブ商品に対して)が資産の20%以上になる未清算ポジションを保有することはできない。

(リ) ファンドによる公開市場で取引されるデリバティブ取引との関連における債務は、当該時において、このデリバティブ取引の未実現損失に相当する。

標準化されたシステムに関連して、管理会社は、ファンドの証券を第三者に貸し付ける権利を有する。かかる取引は、ユーロクリアもしくはクリアストリーム等の公認の決済機関もしくはその他の公認の国内決済センターまたはその他これに類する取引を専門とし信用格付が高い金融機関を利用する場合にのみ行うことができる。かかる運営はC S S F 通達08 / 356またはこれを修正するかもしくは置き換える通達に従ってなされなければならない。

合成証券貸付

上記の証券貸付に関する規則のほか、証券貸付は合成的に行われる場合がある（以下「合成証券貸付」という。）。合成証券の借入れにおいて、ファンドに含まれる証券は、現在の市場価格で取引相手方に売却される。ただし、かかる売却は、ファンドが同時に、売却された証券と同種、同質および同量の証券の引渡しを後日要求する権利をファンドに与えるという証券化されたレバレッジされていないオプションを取引相手方から受け取ることを条件とする。オプションの価格（以下「オプション価格」という。）は、証券の売却により受領した現在の市場価格から、(a) 証券貸付手数料、(b) オプションの行使により取戻請求することのできる証券からの収益（例えば、配当、利払い、企業行為）および(c) オプションに関連する行使価格を控除した金額とする。オプションは、オプションの有効期間中に行使価格で行使される。投資戦略を実施するため、合成証券借入れの対象となる証券がオプションの有効期間中に売却されることとなった場合、このような売却は、その時点の市場実勢価格から行使価格を控除した価格でオプションを売却することによっても行うことができる。

ファンドは、証券の購入または売却からなる擬制年金取引を締結でき、この取引において買主は、契約が締結された時に当事者間で合意された価格および条件で売却証券を買い戻す売主の契約上の権利を承認する。ファンドは、真正年金取引を締結することもでき、かかる取引は売主が年金取引において移転された証券を買主から引取る義務を負い、買主は、これらの証券を返還する権利または義務のいずれかを有する取引の形で行われる。

ファンドは、上記取引において売主または買主となることができる。かかる取引の締結は、以下の規定に従う。

- ・ ファンドは、取引の相手方がこの種の取引の一流の専門家である場合のみ、擬制または真正の年金取引を締結することができる。
- ・ 擬制年金取引のための購入契約の有効期間中、ファンドは、相手方が返還権を行使するかまたは返還期間が満了するまで、ファンドが他のヘッジ・オプションを有する場合を除き、当該契約の目的である証券を転売することはできない。ファンドは、前述の取引の範囲が、いつでも返還義務を果たすことのできる水準に留まることを確保しなければならない。同じ条件は、拘束力のある購入および償還契約に基づく真正年金取引のための契約（ファンドが買主（譲受人）となっているもの）にも適用される。

ファンドが真正年金取引において売主（譲渡人）となっている場合、ファンドは、真正年金取引の全期間中、この年金取引の証券の所有権を移転することも、第三者のために担保を設定することも、またそれらをその他の方法で再度換金することもできない。真正年金取引の期間の終了時に、ファンドは、必要ある場合、譲受人に対する返還のための合意済価格を支払うことのできる必要資産を保有していなければならない。

e . 流動資産

さらに、ファンドは、その資産の49%までを流動資産に投資できる。特定の例外的状況の場合、受益者の利益に関して正当化されると考えられるときにかつその範囲に限って、一時的に49%を超えて流動資産に投資することが許される。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、ファンドの受益証券の保有者（受益者）の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課すことができる。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

投資者は、ファンドの受益証券の購入を決定する前に、本書に記載される他の情報とあわせて以下のリスクを慎重に読み、投資決定を行う際に考慮すべきである。これらのリスクの一または複数が見在化した場合は、かかるリスク自体がまたは他の事情と相まって、ファンドのパフォーマンスまたはファンドに保有される資産に悪影響を及ぼす可能性があり、ひいては受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。投資者が受益証券を購入した日と比べてファンドの資産の価格が下落した日に当該投資者がファンドの受益証券を売却した場合、投資者にはファンドへの投資元本が一切戻ってこないまたは一部しか戻ってこないという結果をもたらされる。

投資者は、ファンドへの投資元本の一部または全部を失う恐れがある。投資元本が増加する保証はない。投資者の損失は、投資総額を上限とし、投資者が投資する元本のほかに追加の支払いを行う義務はない。以下または本書のその他の項目に記載されるリスクおよび不確定要素のほか、ファンドのパフォーマンスは、現時点では認識されていないその他の様々なリスクおよび不確定要素によって損失を被る可能性がある。以下のリスクが記載されている順序は、それらが顕在化する可能性について示したものと解釈されるべきではなく、また各リスクが顕在化する範囲または顕在化することの重大性について示したものと解釈されるべきではない。

ファンド投資に伴うリスク

以下は、AIFへの投資に付随する典型的なリスクの一覧である。かかるリスクは、受益証券1口当たり純資産価格、投資者の投資元本および投資者がファンド投資の継続を予定する期間に悪影響を及ぼす可能性がある。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの価額を発行済み受益証券口数で除すことにより計算される。ファンドの価額は、ファンドのすべての資産の総市場価額からファンドのすべての負債の総市場価額を差し引いたものである。したがって、ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドに保有される資産の価額およびファンドの負債水準に左右される。かかる資産の価額が下落した場合、または負債の価額が上昇した場合、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は減額する。

税務上の問題が個々の結果に及ぼす影響

元本利益の税務上の取扱いは関連する投資者の個別の状況に左右され、将来変更される可能性がある。個別の質問については、特に個人の税務状況を考慮した上で、投資者は、自己の個人的な税務顧問に相談すべきである。

投資方針の変更

管理会社は、CSSFの認可を条件として投資方針を変更することがある。これは、ファンドに付随するリスクの変化につながる可能性がある。管理会社は、ファンドに請求するコストを増額することがある。

受益証券の買戻しの停止

管理会社は、投資者の利益を考慮した場合に買戻しの停止が必要と思われる例外的な状況において、一時的に受益証券の買戻しを停止することがある。ここでいう例外的な状況とは、経済危機、政治危機、異常な規模の買戻し請求のほか、証券取引所もしくは市場の閉鎖、売買制限または受益証券1口当たり純資産価格の決定に悪影響を及ぼすその他の要因等をいう。また、CSSFは、投資者の利益または公益のために必要な場合、受益証券の発行、買戻しおよび転換の停止を管理会社に命じることがある。かかる期間中は、投資者は、受益証券を買い戻すことができない。受益証券の買戻しが停止された場合であって、管理会社が受益証券の買戻しが停止されている間に市場価額を下回る資産の売却を余儀なくされる場合等には、受益証券1口当たり純資産価格も下落する可能性がある。受益証券の買戻しが再開された後の受益証券1口当たり純資産価格は、買戻しが停止される前の価格よりも低くなる場合がある。

管理会社が投資ファンドを清算するためにファンドの運用を終了した場合等には、受益証券の買戻しが再開されることなく、買戻しが停止されたすぐ後に投資ファンドの清算が行われる可能性がある。したがって、投資者にとっては、予定している保有期間が実現しないリスクおよび投資元本の大部分を無期限に利用できないリスクがある。

ファンドの償還

管理会社は、ファンドを償還する権利を有する。投資者には、これにより投資者が予定していた保有期間が実現しないというリスクがもたらされる。

ファンドのすべての資産の別の投資ファンドへの譲渡（併合）

管理会社は、ファンドのすべての資産を別のAIFに譲渡することができる。かかる場合、投資者は、（ ）受益証券を返還するか、（ ）受益証券を保有し続け、併合先の投資ファンドの投資主となるか、または（ ）投資原則が類似するAIFの受益証券と交換することができる（ただし、管理会社またはその関連会社が類似する投資原則に従ってかかる投資ファンドを運用することを条件とする。）。これは、管理会社がUCITSにすべての資産を譲渡する場合にも同様に当てはまる。したがって、投資者は、譲渡プロセスの早い段階で新たな投資決定を行わなければならない。ファンドの受益証券の返還および交換は、投資者にとって税効果を有する場合がある。

収益性および投資者の投資目的の達成

投資者の望む投資目的が達成されるとの保証はない。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は下落する可能性があり、投資者に損失をもたらすことがある。買戻時の一定の最低払戻金またはファンドの特定の投資の成否に関する管理会社または第三者の保証はない。また、取得時に支払われる当初販売手数料または受益証券の売却時に支払われる買戻手数料は、特に投資期間が短い場合には、投資のパフォーマンスを低減または完全に損耗する可能性がある。投資者は、当初投資額を下回る金額しか受領できないおそれがある。

ファンドのパフォーマンスの悪化に伴うリスク（市場リスク）

以下は、ファンドによる各資産への投資に付随するリスクの一覧である。これらは、ファンドまたはファンドに保有される資産のパフォーマンスを損なう可能性があり、ひいては受益証券1口当たり純資産価格および投資者の投資元本に悪影響を及ぼす可能性がある。

資産価額の変動に伴うリスク

管理会社がファンドの勘定で投資する資産は、リスクにさらされる。資産の市場価額が購入価格に対して下落した場合または直物レートおよび先物レートが異なる方向へ動いた場合、損失が発生する可能性がある。

資本市場リスク

金融商品の価格または市場動向は、特に、資本市場の動向に左右され、資本市場は、各国の経済状況全般ならびに一般的な経済・政治体制の影響を受ける。心理、意見および風評等不合理な要因が、特に取引所における一般的な価格動向に影響を与える。市場価格および市場価額の変動はまた、金利もしくは為替レートの変動または発行体の信用状況の変化にも起因する可能性がある。

金利変動に伴うリスク

債券への投資には、債券の発行時に存在していた市場金利が変動する恐れを伴う。市場金利が発行時の金利と比較して上昇した場合、債券の価格は一般に下落する。一方、市場金利が下落した場合、債券の価格は上昇する。かかる価格動向は、その時点の債券のリターンが、その時点の市場金利とおおよそ対応していることを示している。ただし、かかる価格変動は、債券の（残余）期間によって異なる。満期の短い債券には、通常、満期の長い債券よりも小さな価格リスクが付随する。逆に言えば、満期の短い債券は、一般的に、長期債券よりもリターンが小さい。短期金融商品は、397日未満という短期であるため、より小さな価格リスクが付随する傾向がある。また、残余期間を同じくする同一の通貨建ての異なる金利連動型金融商品の金利は、異なる方向へ動く可能性がある。

転換社債およびワラント・リンク債の価格変動に伴うリスク

転換社債およびワラント・リンク債は、社債を株式に転換する権利または株式を取得する権利を包含している。したがって、転換社債およびワラント・リンク債の価額のパフォーマンスは、原商品である株式の価格動向に左右される。そのため、原商品である株式のパフォーマンスに伴うリスクは、

転換社債およびワラント・リンク債のパフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある。額面金額を払い戻す代わりに予め合意された株式数を投資者に交付する権利を発行体に付与するワラント・リンク債(リバース転換社債)は、対応する株価に非常に大きく依存する。

デリバティブ取引に関連するリスク

管理会社は、ファンドのためにデリバティブ取引を締結することがある。オプションの売買および先物契約またはスワップの締結は、以下のリスクを伴う。

- 原商品の価格変動は、オプションまたは先物の価額の下落をもたらす可能性がある。かかる下落により全損が生じる結果となった場合、管理会社は、取得した権利を完全に失効させざるを得なくなる可能性がある。スワップの原資産の価額の変動もまた、ファンドに損失をもたらす可能性がある。
- オプションのレバレッジ効果は、原商品を直接購入した場合よりも大幅にファンドの資産価額を変動させることがある。損失リスクは、取引を最初に締結する時点では測定することができない。
- ある時点において特定の商品の流動性ある流通市場が存在しない可能性がある。一定の状況下では、デリバティブのポジションを有利に解消する(手仕舞う)ことができないことがある。
- オプションの購入には、原商品の価格が予想どおりに変動しないためにオプションを行使できない、つまりはファンドが支払ったオプション料を失うリスクが伴う。オプションを売却した場合、ファンドがその時点の市場価格よりも高い価格で資産を購入しなければならないリスクまたはその時点の市場価格よりも低い価格で資産を引き渡さなければならないリスクがある。かかる場合、ファンドは、価格の差額から回収したオプション料を差し引いた額の損失を被る。
- 先物契約には、管理会社が、締結時の原資産価格と取引のクローリング時または満期到来時の市場価格の差額をファンドの勘定で負担しなければならないリスクが伴う。結果的にファンドは損失を被る。損失リスクは、先物契約を締結する時点では測定することができない。
- 必要なバック・ツー・バック取引(ポジションの手仕舞い)には、コストが発生する。
- 原資産の将来のパフォーマンス、金利、価格および為替市場に関する管理会社の予測が不正確であったことが事後に判明することがある。
- 有利な時期にデリバティブの原資産を売買することが不可能となることがあり、または不利な時期にデリバティブの原資産を売買することが必要となる可能性がある。
- デリバティブの利用は潜在的損失をもたらす可能性があり、かかる損失は、一定の状況下では予測不可能であり、当初証拠金を上回る可能性さえある。

店頭(OTC)取引には、以下のリスクが伴う。

- 組織化された市場がない場合があり、つまりは管理会社がファンドの勘定でOTC市場において取得した金融商品を売却することが困難または不可能にさえなる。
- 個別の契約により、バック・ツー・バック取引(ポジションの手仕舞い)の締結が困難もしくは不可能となる可能性があり、またはバック・ツー・バック取引(ポジションの手仕舞い)の締結のために相当な費用が必要となる場合がある。

証券貸付に伴うリスク

管理会社がファンドを代理して証券貸付を提供する場合、管理会社は、証券を借り手に譲渡し、借り手は、貸付の満期日到来時に同一の種類、数量および質の証券を返還する(証券貸付)。管理会社は、貸付期間中、貸付証券に対する処分権を有しない。貸付期間中に証券が値下がりし、管理会社が証券をすべて売却することを希望する場合、管理会社は、貸借取引を終了し、慣習的な決済サイクルを待たなければならないが、これはファンドに損失のリスクをもたらす可能性がある。

レポ取引に伴うリスク

管理会社がレポ取引に基づき証券を売却する場合、管理会社は、証券を売却し、満期日に上乗せ額を加えてそれらを買戻すことを約束する。満期日に売主が支払う買戻金額および上乗せ額は、契約の締結時に定められる。レポ取引に基づき売却された証券の価額が契約期間中に下落し、管理会社が価額の下落を抑えるためにそれら売却することを望む場合、管理会社は、早期終了権を行使するこ

とでしかかかる売却を行うことができない。契約の早期終了は、ファンドに財務損失を被らせる可能性がある。また、期間終了時に支払われる上乗せ額は、受領した現金の再投資を通じて管理会社が生み出した収益よりも高くなることもある。

管理会社がレボ取引に基づき証券を購入する場合、管理会社は、証券を購入し、満期日にそれらを売り戻すことを約束する。買戻金額は、契約の締結時にすでに定められている。レボ取引に基づき購入される証券は、契約相手に対する流動性提供の担保となる。証券の価額の上昇は、ファンドにとって利益とはならない。

担保の受入れに関連するリスク

管理会社は、デリバティブ取引、証券貸付およびレボ取引の担保を受領する。この担保の管理には、システムの利用および一定のプロセスの定義が必要である。担保の管理に関する管理会社または外部の第三者における人的またはシステム上のエラーに加え、これらのプロセスの失敗により、担保価格が下落するまたは取引相手方に関して引渡または再譲渡を行うよう求める管理会社の請求を完全にカバーするための担保が不足するリスクが生じる。

保有のない証券化ポジションに伴うリスク

このリスク要因については、「証券化ポジション（「アセットバック証券」）の購入に関連するリスク」の項のリスク要因を参照されたい。

インフレ・リスク

すべての資産は、インフレによる評価減のリスクを伴う。これは、ファンドに保有される資産にも当てはまる。インフレ率は、ファンドの値上がり益を上回ることがある。

為替リスク

ファンドの資産は、ファンドの基準通貨以外の通貨に投資されることがある。ファンドは、当該投資からの収入、返済および収益にかかるその他の通貨で受領する。当該通貨の価値がファンドの基準通貨に対して下落する場合、かかる投資の価値、ひいては投資ファンドの価値も減少する。

集中投資リスク

特定の資産または市場に投資が集中している場合、ファンドは、特に当該資産または市場の動向に大きく依拠するようになる。

投資ファンドの受益証券／投資口への投資に付随するリスク

ファンド（「対象ファンド」）のために取得されるその他の投資ファンドの受益証券／投資口に伴うリスクは、当該対象ファンドに含まれる資産および当該対象ファンドが追求する投資戦略に内在しているリスクに密接に関連している。ただし、各対象ファンドの運用者はそれぞれ独立して運用するため、数本の対象ファンドが類似するまたは互いに相反する投資戦略を取る可能性もある。これにより、既存のリスクの累積効果がもたらされる可能性があり、機会が相殺される場合もある。通常、管理会社が対象ファンドの運用を管理することはできない。対象ファンドの投資決定は、必ずしも管理会社の想定または予想と一致する必要はない。管理会社が対象ファンドのその時点の構成銘柄を適時に把握していないことがしばしばある。構成銘柄が管理会社の想定または予想に一致しなかった場合、管理会社は、相当な遅れを伴わなければ対象ファンドの投資口を返還することによって対処できない可能性がある。さらに、ファンドが受益証券／投資口を取得するオープン・エンド型の投資ファンドは、受益証券／投資口の買戻しを一時的に停止することがある。かかる場合、管理会社は、買戻金額の支払いと引換えに対象ファンドの管理会社または保管受託銀行に受益証券／投資口を返還することにより受益証券／投資口を対象ファンドに売却することを妨げられる。

不動産ファンドに関連するリスク

ファンドは、主として直接的または間接的に不動産に投資するファンドの受益証券／投資口を取得することができ、または管理会社はかかるファンドの資産を保有し、かかる資産に付随するリスクは、ファンドのパフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある。

不動産ファンドに投資することにより、ファンドは、その資産を間接的に不動産に投資する。したがって、ファンドは、不動産投資に付随するリスクを間接的に負う。かかるリスクには、とりわけ、立地状況の変化または賃借人の信用力の変動によりもたらされる空室、延滞地代および賃料の損失等の財産所有に内在するリスクが特に含まれる。立地状況の変化により、立地が特定の使用目的に適さ

なくなることがある。建物の状態によっては維持管理に支出を要する場合があるが、これは常に预见できるとは限らない。

不動産ファンドは、クローズド・エンド型ファンドまたはオープン・エンド型ファンドである場合がある。クローズド・エンド型ファンドは、全期間にわたって投資口の買戻しを行わないファンドである。したがって、現行のファンドは、クローズド・エンド型ファンドの期間中、取得した投資口の返還を行うことはできない。オープン・エンド型不動産ファンドの場合、大規模な買戻請求があった際の買戻金額の支払いおよび秩序立った操作の確保のための流動資源が十分でなくなっているかまたはかかる支払いおよび操作のために流動資源を直ちに利用することができないときに、かかる不動産ファンドが特定の期間にわたり受益証券／投資口の買戻しを拒絶または停止する可能性がある。また、不動産ファンドの受益証券／投資口の購入は、必ずしも投資上限額により制限されとは限らない。したがって、大規模な買戻請求は、ファンドの流動性に影響を及ぼし、受益証券の買戻しの停止が必要となる可能性がある。受益証券の買戻しが停止した場合において、管理会社が受益証券の買戻しを停止している間に市場価額を下回る不動産および特別目的ビークルを売却せざるを得ないとき等には、受益証券1口当たり純資産価格は下落する可能性がある。受益証券の買戻しが再開された後の受益証券1口当たり純資産価格は、買戻しが停止される前の価格よりも低くなる場合がある。さらに、不動産の売却を通じて受益証券の買戻しを再開するために必要な流動性を確保することができない場合等には、一時的な停止は、受益証券／投資口の買戻しの永久的な停止および不動産ファンドの清算につながる可能性がある。不動産ファンドの清算は、場合によっては数年に及ぶ長い期間を要する可能性がある。したがって、ファンドには、管理会社が不動産ファンドで予定している保有期間が実現されないリスクおよびファンドが投資元本の大部分を無期限に利用できないかもしれないリスクがある。

ヘッジ・ファンドに関連するリスク

ファンドは、ヘッジ・ファンドの受益証券／投資口を取得することがある。これらは、通常、購入される投資資産の選定に関して法的規制を受けない。ヘッジ・ファンドは、取引の締結時にファンドに帰属していない資産の売却（空売り）等を行うことができる。また、ヘッジ・ファンドは、借入れ、証券貸付、デリバティブに組み込まれているレバレッジまたはその他の方法（レバレッジ効果）によりファンドの投資水準を引き上げる手段を用いることがある。これにより、ファンドに保有される資産の価額は減少することがある。このため、ヘッジ・ファンドにヘッジ・ファンドの原資産のパフォーマンスを大幅に上回る程度にまで損失が生じる可能性がある。

偶発転換社債への投資に関するリスク

偶発転換社債（以下「C o C o 債」という。）は、発行体側の一定の資本要件および資本バッファを有する一種のハイブリッド資本証券である。C o C o 債はその要項に基づき、規制上の資本閾値に関して一定の「トリガー」が発生した場合、株式への転換または元本の削減を図り、監督当局が発行体または関連会社の継続企業としての存続性を疑問視する場合、監督当局によって、発行体の支配の及ばない転換事由が引き起こされる場合がある。

トリガー事由の発生後、元本の回復は、主にC o C o 債の構成に依拠し、これに基づき、C o C o 債の名目上の損失は、以下の3つの異なる方法のうち1つを使用して完全にまたは部分的に吸収することができる：株式転換、一時的元本削減または永久的元本削減。一時的元本削減の場合、元本削減は、完全に裁量的であり、一定の規制上の制限に服する。トリガー事由発生後に支払う残りの資本の分配は、削減後の元本に基づく。C o C o 債の投資者は、同じ発行体に関する株式投資者およびその他の債務保有者よりも先に損失を被ることがある。

C o C o 債の条件の構成は、複雑な場合があり、EU資本要件指令 / 資本要件（C R D I V / C R f R）に記載される最低要件に従い、発行体ごと、債券ごとに異なる場合がある。C o C o 債への投資に関するリスクにはさらに、以下のリスクがある。

a) 特定のトリガー水準を下回るリスク（トリガー水準リスク）

転換または元本削減の可能性およびリスクは、トリガー水準と規制上の目的で現状求められるC o C o 債発行体の自己資本比率の差によって決まる。

メカニカル・トリガーは、各C o C o債の募集書類に記載されるとおり、規制上の自己資本比率の5.125%以上である。特に、トリガーが高い場合、C o C o債投資家は、例えば額面価額の減額またはエクイティ資本(株式)への転換の場合に投下資本を失うことがある。

ファンドのレベルにおいて、これは、例えば、発行体の自己資本比率は四半期ごとにのみ公表されるため、トリガー水準と自己資本比率の実際の差は公表時にのみ知ることができ、そのため、トリガー水準を下回る実際のリスクは事前に評価することが難しいことを意味する。

b) 利払の停止リスク(クーポン取消リスク)

発行体または監督当局は、利払をいつでも停止することができる。行われなかった利払は、利払が再開された際に補填されない。C o C o債投資家にとって、取得時に予定されていた利払がすべて受領されるわけではないというリスクが存在する。

c) クーポンの変更リスク(クーポン計算/リセットリスク)

C o C o債が指定のコール日にC o C o債発行体によってコールされなかった場合、発行体は、発行要項を見直すことができる。発行体は、C o C o債をコールしない場合、クーポンの金額は、コール日に変更される場合がある。

d) 健全性要件によるリスク(転換および元本削減リスク)

銀行のエクイティ資本に関する多くの最低要件がC R D I Vに規定されている。規定資本バッファの金額は、発行体に適用されるそれぞれの有効な規制上の法律に従って国ごとに異なる。

ファンドのレベルにおいて、国ごとに異なる要件は、裁量的トリガーの結果としての転換または利払の停止が発行体に適用される規制上の法律に応じて引き起こされるまたは国の状況および各管轄権を有する監督当局の単独の判断に応じてC o C o債投資家または投資家にとってさらなる不確実性要因が存在するという影響を有する。

さらに、個人の場合の意見に関する関連性基準と同様、各監督当局の意見は、事前に最終評価することはできない。

e) コール・リスクおよび管轄権を有する監督当局がコールを妨げるリスク(コール延長リスク)

C o C o債は募集書類に定義される特定のコール日に発行体がコールすることができる無期限長期債務証券である。コール決定は、発行体の裁量によって行われるが、発行体の管轄権を有する監督当局の承認を必要とする。監督当局は、適用ある規制上の法律に従って判断を下す。

C o C o債投資家は、対応する市場および流動性リスクに関連する流通市場でのみC o C o債を再販売することができる。

f) エクイティ・リスクおよび劣後リスク(資本構成転換リスク)

エクイティへの転換の場合、C o C o債投資家は、トリガーが発生した場合、株主になる。支払不能状態の場合、株主の債権は、下位の優先順位となり、利用可能な残りの資金に左右される可能性がある。そのため、C o C o債の転換は、元本の全部を失うおそれがある。

g) 産業集中リスク

産業集中リスクは、C o C o債固有の構造により金融先物に対するエクスポージャーが均等に分配されていないことから生じるおそれがある。C o C o債は、法令上、金融機関の資本構成の一部となる必要がある。

h) 流動性リスク

C o C o債は、一般的な債券に比較して特有の投資者基盤および市場規模全体が小さいことにより、ストレス状態にある市況において流動性リスクを負う。

i) 収益評価リスク

C o C o債のコール可能という性質により、収益計算においてどの計算日を使用すべきかは不確実である。あらゆるコール日において、債券の満期が延長されるリスクおよび収益計算を別日に変更する必要があるリスクがあり、これによって収益が変わる可能性がある。

j) 未知のリスク

C o C o債の革新的な特徴および金融機関の規制環境が変化し続けていることにより、現段階では予測できないリスクが発生する可能性がある。

さらなる詳細に関しては、2014年7月31日付「偶発転換商品への投資に関連する潜在的なリスク」のESMA報告書(ESMA/2014/944)を参照のこと。

証券化ポジション(「アセットバック証券」)の購入に関連するリスク

流動性の低い証券は、金融会社により売買可能な(アセットバック)証券に転換することができる。かかる商品には、とりわけ、証券化された不動産モーゲージ(「モーゲージバック証券」)および様々なプール債権の証券化商品(「債務担保証券」)が含まれる。これらは、「アセットバック証券」と総称される。

本書に記載されるリスクへのエクスポージャーの程度は、ファンドが投資先とする証券化商品のランシェ(下位/上位)により異なる。

アセットバック証券への投資は、主として裏付けとなる債権プールまたは参照値のパフォーマンスにより激しい価額変動に見舞われることがある。場合によっては、かかる証券は、非常に流動性が低くなり、大幅に割引しなければ売却できないことがある(流動性リスク)。

裏付けとなる債権または参照値が早期に返済されるリスクがある。予定された期間が満了するまでにファンドが受領したかかる資産に関係する利払いは、違約金の支払等の方法により一部しか補償されない(早期買戻しに伴うリスク)。

期限の到来した利子および元本の支払いまたは裏付けとなる債権から生じるその他の合意された債務は、履行されないかまたは支払いが遅延することがある。また、各アセットバック証券は、全損または大幅な価額の減少を被ることさえある。したがって、ファンドのレベルでの多額の損失をなくすることはできない(債務不履行リスク)。固定利付アセットバック証券もまた、以下に記載される金利変動に伴うリスクにさらされる。

そのため、ファンドのパフォーマンスは、悪影響を受ける可能性があり、大きなボラティリティに見舞われる。

貸付人、オリジネーターまたはスポンサーが、いわゆるリスク保有として証券化商品の取引高の5%以上を保有し、かつ、追加の規定を遵守している場合に限り、管理会社は、現在、2011年1月1日以降に発行された証券化商品(証券化ポジション)の信用リスクに対するエクスポージャーを負うことがある。例えば、管理会社は、オリジネーターまたはスポンサーが信用供与に適用する基準が明確かつ妥当であり、継続的管理ならびにオリジネーターおよびスポンサーが信用リスクを伴うポートフォリオおよびエクスポージャーを監視するのに有効なシステムを運用することを確保する。かかる規制は、EU全体に適用される。したがって、管理会社は、かかるカットオフ日以降に発行された証券化商品がこのEUの基準に適合していない場合、投資者の利益のために是正措置を講じる義務を負う。かかる是正措置の一環として、管理会社は、やむを得ずかかる証券化ポジションを売却することがある。銀行、元本管理会社に適用され、将来的には保険会社にも適用される可能性のある法的規制により、管理会社がファンドのために保有していたかかる証券化ポジションを売却できなくなるリスクが存在し、または売却できたとしても大幅に割引しなければならないもしくは長期にわたる遅延を伴わなければならないリスクが存在する。ファンドにとって、これは、価額の損失を被る可能性があるということを意味する(法的に許容されなくなることによる損失リスク)。

本書に記載される管理会社の証券化ポジションの適切性を確認する義務については、「リスク管理」の項に記載されるリスク管理手順に組み入れられている。

投資領域から生じるリスク

ファンドに広範な枠組みを提供する投資原則および法律により定められる制限を遵守すると同時に、実際の投資方針もまた、主として少数の産業、市場または地域/国等の資産を取得することを目的としている。このように少数の特定の投資セクターに集中した場合には、リスク(閑散市場、一定の景気サイクル内での広範な変動等)が付随する可能性がある。年次報告書により、直近の報告年度の投資方針の内容に関する遡及的な情報の提供を行う。

ファンドの流動性が減少または増加するリスク(流動性リスク)

以下に挙げるリスクは、ファンドの流動性を損なう可能性のあるリスクである。これは、ファンドが一時的または永久的に支払債務を履行できなくなるか、または管理会社が一時的または永久的に投資者の買戻請求に応じられなくなることにつながる可能性がある。投資者にとっては、予定している

保有期間を実現できず、投資元本またはその一部を無期限に利用できなくなる可能性がある。さらに、法律上許容される場合において管理会社が市場価額を下回る価格でファンドの資産を売却せざるを得ないときは特に、流動性リスクが顕在化することにより、ファンドの1口当たり純資産価格、ひいては受益証券1口当たり純資産価格が減少することにつながるおそれがある。

資産への投資に伴うリスク

管理会社はまた、ファンドのために、取引所もしくは他の組織化された市場では売買を認められていない資産または他の組織化された市場では保有されていない資産を取得することが認められている。かかる資産は、売却するとした場合には大幅に割引しなければ売却できないまたは長期にわたる遅延を伴わなければ売却できないこととなる場合がある。取引所での売買を認められている資産であっても、市況、取引高、期間および予定コストによっては売却が困難となるか、または売却するために大幅に割引する必要性が生じる可能性がある。原則としては、ファンドのために取得できるのはいつでも清算することのできる資産のみであるが、損失を生じることなく、これが一時的または永久的にできなくなる可能性を否定することはできない。

借入れに関するリスク

管理会社は、ファンドの勘定で借入れを行うことができる。管理会社が関連する貸付を拒否されるリスクまたは格段に不利な条件でしか貸付を受けることができないリスクがある。変動金利ローンは、金利が上昇した場合、負担が大きくなる可能性がある。不十分な借入れはファンドの流動性に影響を及ぼす可能性があるため、管理会社は、早期にまたは予定していたよりも不利な条件で、資産を売却せざるを得なくなる場合がある。

流出入の増大から生じるリスク

投資者の売買注文は、ファンドに流入する流動性およびファンドから流出する流動性を生み出す。この流出入は、差引きされた後、ファンドの流動資産の純増減額につながる可能性がある。かかる純増減額によって投資運用会社は資産の売買を行うことがあり、それにより取引コストが生じる。これは特に、流出入によって管理会社がファンドに関して定めた流動資産の枠をファンドが上回ったまたは下回った場合に当てはまる。結果的に発生した取引コストはファンドに請求され、ファンドのパフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある。流入の場合、管理会社が適切な状況下で資金を投資できないときは、ファンドの流動性が増加することによってファンドのパフォーマンスが悪影響を受ける可能性がある。

特定の地域/国の公休日に付随するリスク

投資戦略に従い、特に特定の地域/国においてファンドのために投資が行われることがある。かかる地域または国にその地の公休日があることにより、かかる地域または国の取引所の取引日とファンドの評価日の不一致が生まれることがある。そのため、ファンドは、当該日が評価日でない場合は、かかる地域/国の市場動向に対して同一の日に反応することができない可能性があり、またはかかる地域または国の市場において取引日でない評価日に行為することができない場合がある。その結果、ファンドは、必要とされる時期に資産を売却することを妨げられる可能性がある。かかる場合、ファンドの買戻請求に応じる能力またはその他支払債務を履行する能力は悪影響を受ける可能性がある。

カウンターパーティー・リスクおよび信用リスク

以下のリスクは、他の当事者（取引相手方）との間の契約関係の枠組み内において生じる可能性のあるリスクである。これには、契約相手が契約に基づく義務を履行できなくなるリスクが含まれる。かかるリスクは、ファンドのパフォーマンスを損ない、ひいては受益証券1口当たり純資産価格および投資者の投資元本に悪影響を及ぼす可能性がある。

債務不履行リスク/カウンターパーティー・リスク（セントラル・カウンターパーティーを除く。）

ファンドが請求権を有する発行体または契約相手（取引相手方）の債務不履行は、ファンドに損失をもたらす可能性がある。発行体リスクは、各発行体における特定の局面による影響について述べたものであり、資本市場での一般的な動向とともに、証券価格に影響を及ぼす。証券を慎重に選定したとしても、発行体の資産の下落による損失を完全になくすことはできない。ファンドのために締結さ

れた契約の当事者は、全体的にまたは部分的に債務不履行に陥る可能性がある(カウンターパーティー・リスク)。これは、ファンドの勘定で締結されるすべての契約に当てはまる。

セントラル・カウンターパーティー・リスク

セントラル・カウンターパーティー(CCP)は、ファンドのための一定の取引、特にデリバティブ金融商品に関する取引において仲介機関を務める。かかる場合、CCPは、売主に対しては買主として、また買主に対しては売主として行為する。CCPは、常に、当初証拠金(担保等)の利用等により、締結した取引から生じた損失を相殺することができる一連の保護メカニズムを通じて、取引相手方の債務不履行リスクを担保する。かかる保護メカニズムを用いたとしても、CCPは、CCPが債務不履行に陥り、それによりファンドに関する管理会社の請求権も影響を受ける可能性をなくすることはできない。かかる場合、ファンドには損失がもたらされるが、かかる損失は担保されない。

レポ取引における債務不履行リスク

レポ取引では、担保は、契約相手が対価を提供することと引換えに供与される。契約相手がレポ取引の期間中に債務不履行に陥った場合、管理会社は、レポ取引に基づき購入された証券または現金に関し利用権を有する。期間中の発行体の信用力の低下またはレポ取引に基づき売却された証券の価格上昇により、差し入れられた担保が管理会社の取戻権を完全に保証するのに十分でなくなった結果、ファンドには損失リスクが生じる可能性がある。

証券貸付における債務不履行リスク

管理会社がファンドのために証券貸付を提供する場合、管理会社は、契約相手の債務不履行に対して十分な担保を有することを確保しなければならない。差し入れられる担保の価値は、少なくとも証券担保貸付として譲渡された証券の市場価額に相当する。貸付として付与された証券の価額が上昇し、差し入れられた担保の質が低下しまたは経済状況の悪化が生じ、すでに差し入れられた担保が十分でなくなった場合、借り手はさらに担保を差し入れなければならない。借り手が追加の支払いを行うかかる義務を履行することができない場合は、契約相手が債務不履行に陥ったときに取戻権が完全に保証されないリスクが生じる。担保がファンドの保管受託銀行以外の機関により保管される場合は、借り手が債務不履行に陥ったときに直ちにまたは完全に担保を利用できないリスクがさらに生じる。

信用リスク

債券には、発行体に関する信用リスクが伴い、発行体の信用格付けは信用リスクのベンチマークとして用いられる。低格付けの発行体によって発行された債券は、通常、高格付けの発行体によって発行された債券よりも、信用リスクおよび発行体の債務不履行リスクが高い証券であると考えられる。債券の発行体が財務上または経済上の困難に直面した場合、債券の価額(ゼロになる可能性がある。)およびこれらの債券に基づきなされる支払い(ゼロになる可能性がある。)に影響を及ぼすおそれがある。

さらに、一部の債券は、発行体の財務構造において劣後するため、財務上の困難に直面した場合、損失が大きくなり、発行体がこれらの債務を履行する可能性はその他の債券よりも低くなり、これらの債券の価格が大きく変動することになる。

オペレーショナル・リスクおよびファンドに伴うその他のリスク

以下は、管理会社または外部の第三者における不適切な内部処理過程、人為的ミスまたはシステム障害等により生じる可能性のあるリスクの一覧である。かかるリスクは、ファンドのパフォーマンスを損ない、ひいては受益証券1口当たり純資産価格および投資者の投資元本に悪影響を及ぼす可能性がある。

犯罪活動、瑕疵または自然災害に起因するリスク

ファンドは、詐欺行為またはその他の犯罪活動の被害を受ける可能性がある。ファンドは、管理会社の従業員もしくは外部の第三者の誤解もしくは誤りにより、または例えば自然災害等の外部的事象により損失を被ることがある。

カントリー・リスクまたは送金リスク

外国の借り手が支払能力を有するにもかかわらず、その所在国でその通貨により送金を行うことができないかもしくは送金を認めないため、またはその他の理由により、支払いを一切行うことができ

ないか、支払いを定時に行うことができないかまたは他の通貨でしか支払いを行うことができないリスクが存在する。これは、例えば、管理会社がファンドの勘定で受領することのできる支払いが行われないか、または支払いが為替制限のため交換できない通貨もしくは異なる通貨で行われる場合をいう。債務者が他の通貨で支払いを行う場合、かかる状況は、上記の為替リスクにさらされる。

法務および政治リスク

ルクセンブルグ法に服しない法域または法的な紛争が生じた場合にルクセンブルグの管轄権から外れる法域においてファンドのために投資が行われることがある。ファンドの勘定で生じる管理会社の権利および義務は、ルクセンブルグにおけるものと異なり、ファンドおよび/または投資者に不利となる可能性がある。管理会社は、政治情勢または法整備(かかる法域における法体制状況の変化を含む。)を認識するのが遅くなり過ぎるもしくは全く認識できない、またはかかる情勢または整備によって取得可能な資産またはすでに取得した資産に関し制約がもたらされる可能性がある。かかる事態は、管理会社および/またはルクセンブルグにおけるファンドの運用に関して法体制状況が変化した場合にも起こることがある。

財務体制状況の変化、税務リスク

本書に含まれる税務情報は、現行の法律に関する管理会社の理解に基づくものである。かかる情報は、所得税または法人所得税が課される者を対象としているが、これらに限られない。ただし、法律制定、裁判所の決定または税務当局の命令により税務構造が変更される可能性については責任を負わない。

主要人物リスク

ファンドのパフォーマンスが特定の期間において極めて良好な場合、かかる成果は、ファンドのために行う個人個人の能力にも依拠していることがあり、したがって、運用による適切な意思決定に依拠していることがある。しかしながら、ファンドの運用担当者は変更される場合がある。新しい意思決定者は成功しない可能性がある。

保管リスク

特に外国で資産が保管される場合には、支払不能、デュー・ディリジェンスの違反または不可抗力によりもたらされ得る損失リスクが伴う。

取引メカニズムおよび決済メカニズムから生じるリスク(決済リスク)

電子システムによる証券取引の処理は、契約当事者のいずれかが時間どおりにもしくは合意に従い支払いを行わないリスクまたは証券が遅れずに交付されないリスクを発生させる。

リスク管理

管理会社は、ファンドの投資戦略に関連するすべてのリスク(特に市場リスク、信用リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスク、オペレーショナル・リスクおよびその他一切の関連リスクを含む。)を継続的に特定し、測定し、管理しおよび監視するために、効果的なリスク管理の方針および手続を実施する持続的なリスク管理機能を確立し、維持している。

ファンドは、()ヘッジ目的、()効率的なポートフォリオ運用および/または()投資戦略の実施のためにあらゆる金融デリバティブ商品を用いることができる。

市場リスク

ファンドの市場リスクは、相対的バリュー・アット・リスクの場合はデリバティブを含まない参照ポートフォリオの市場リスクの200%を超えず、絶対的バリュー・アット・リスクの場合はデリバティブを含まない参照ポートフォリオの市場リスクの20%を超えない。

グローバル・エクスポージャー

ファンドのグローバル・エクスポージャーは、()バリュー・アット・リスク(VaR)方式または()コミットメント法により計算される。

バリュー・アット・リスク方式は、通常の市況における特定の期間にわたり、特定の信頼水準にて生じ得る予想損失の指標を提供する。

コミットメント法については、「レバレッジ」の項において説明される。

レバレッジ

「レバレッジ」とは、ファンドが保有する資産の価額の変動（エクスポージャー）とファンドの1口当たり純資産価格の比率をいう。このリスクは、例えば、デリバティブ、借入れおよび証券貸付の利用により生じる。

ファンドが利用するレバレッジの水準は、グロス法およびコミットメント法に従い計算される。

グロス法に基づき計算されるエクスポージャーは、すべてのポジションの絶対的価値（ファンドの通貨で保有されている現金および類似する低リスクの短期ポジションの価値を除く。）の総和である。証券の場合、エクスポージャーは、その絶対的市場価値に相当し、デリバティブの場合、そのエクスポージャーは、関連する原資産の相当するポジションの絶対的市場価値に相当する。

コミットメント法に基づき計算されるエクスポージャーの場合、同一の原資産に関するデリバティブ商品または証券のポジションは、ネットされる（以下「ネットティング」という。）。それ自体がエクスポージャーを生み出すことのない、リスクを低減させるだけのデリバティブは、計算から除外される（以下「ヘッジ」という。）。エクスポージャーは、ネットティングおよびヘッジを考慮した上で、証券または場合に応じてデリバティブの関連する原資産の相当するポジションのすべての絶対的市場価値の総和に相当する。

ファンドは、純資産の10%を上限として借入れを行うことができる。ただし、かかる借入れは一時的なものとし、借入れの代わり金を投資目的に使用しないことを条件とする。

担保の再利用

管理会社は、ファンドのために締結されたデリバティブ、証券貸付およびレポ取引等に関する取引においてファンドを代理して担保を受領する。かかる担保は、カウンターパーティー・リスク（すなわち当該取引の取引相手方が支払不能に陥るリスク）を低減することを目的としている。

上記のとおり受領された担保は再利用されない。

流動性リスク

流動性リスク管理システムでは、管理会社によるファンドの流動性リスクの監視を可能にし、ファンドの投資対象の流動性特性がその裏付けとなる債務に適合することを確保する手続が定められる。また、流動性リスク管理システムでは、通常の流動性状況および特別な流動性状況において、定期的にストレス・テストを実施する。かかるストレス・テストにより、管理会社は、ファンドの流動性リスクの評価および監視を行うことができる。適切な流動性管理により、ファンドの投資戦略、ファンドの流動性特性および適用される買戻方針は適正に結び付くことが確保される。管理会社は、予想されるもしくは実際の流動性不足またはファンドのその他の苦境に対処するために適切なエスカレーション措置が整備されることを確保する。したがって、受益者の権利に悪影響を与える可能性のある特別な場合、またはファンドの純資産総額の10%を超える買戻請求が行われる場合、管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格を決定し、ファンド資産の必要な換金が完了した時に限り買戻しを行う権利を留保する。かかる場合、当該時において手続中の申込み、転換および買戻請求は、このように計算された1口当たり純資産価格に基づき計算される。

(2) リスクに対する管理体制

ファンドのポートフォリオ運用は、投資運用会社内のアセット・マネジメント・リスク統制管理部門および投資運用コンプライアンス部門による支援を受けている。管理会社の事業リスク部門およびコンプライアンス部門は常にすべてのポートフォリオを監視している。

ファンドは、ヘッジ目的またはヘッジ目的以外でデリバティブ取引等を行っている。ファンドは、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクをバリュー・アット・リスク方式により管理している。

ファンドのリスク管理体制は、2019年1月末日現在のものであり、随時変更されることがある。

(3) リスクに関する参考情報

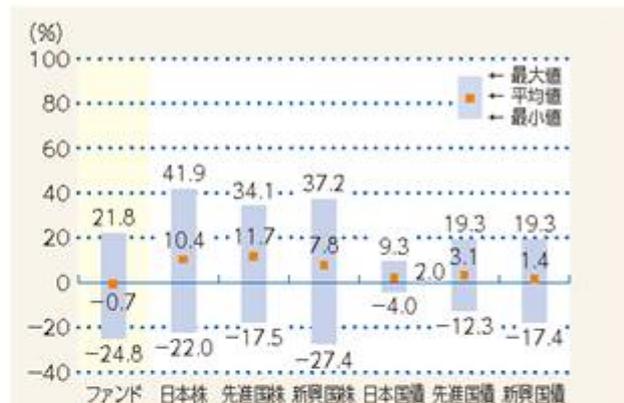
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用下さい。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移^{※1,※2}
(2014年5月～2019年4月)



ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較^{※1,※3,※4}
(2014年5月～2019年4月)

グラフは、ファンド(基準通貨ベース)と代表的な資産クラス(円ベース)のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



- ※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算しており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。またファンドの年間騰落率は、受益証券の基準通貨建てで計算されており、円換算されておりません。したがって、円換算した場合、騰落率は上記とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金(税引前)を再投資したものととして計算しており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。ただし、設定来の分配金が0のファンドにつきましては分配金再投資1口当たり純資産価格が受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ※3 2014年5月～2019年4月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。
 日本株:TOPIX(配当込み)
 先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債:NOMURA-BPI国債
 先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
 (注1) すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 (注2) 先進国株、新興国株、先進国債および新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク(以下「MSCI」といいます。)が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPIは、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC(以下「J.P.Morgan」といいます。)が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。J.P.Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

申込手数料は、申込金額の3.0%（税抜き）を上限とする。

b. 日本における申込手数料

申込手数料は、申込金額の3.24%（注）（税抜き3.00%）を上限とする。

（注）消費税率は、2019年10月1日より10%に引き上げられる見込みである。引上げ後の税率による場合、申込手数料は、申込金額の3.30%（税抜き3.00%）を上限とする。なお、引上げ後の税率が、国内約定日が2019年10月1日以降の取引から適用されることとなる場合には、当該投資者の申し込んだ受益証券の国内約定日が2019年10月1日以降となる申込みから引上げ後の税率が適用される。

申込手数料は、販売会社による商品および関連する投資環境の説明や情報提供等ならびに購入受付事務等の対価である。

(2)【買戻し手数料】

a. 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

b. 日本における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

(3)【管理報酬等】

管理報酬等

ファンドは、管理会社に対して、各評価日に計算される受益証券1口当たり純資産価格に基づくファンドの純資産総額の年率1.1%以内の一括報酬（管理報酬等）を支払う。当該一括報酬は、特に、ポートフォリオ運用、管理事務、ファンドの販売（該当する場合）、保管受託銀行の業務およびその他ファンドが販売される国で法律および規則により支払うべき手数料（日本の代行協会員報酬等）の対価に充てられる。管理報酬は、原則として、各月末に、ファンドから引き落とされる。

管理会社は、ファンドから一括報酬を受領し、一括報酬から以下のファンドの関係法人に対する報酬を支払う。

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
代行協会員報酬	代行協会員	受益証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額の年率0.10% (四半期毎後払い)
販売報酬	販売会社	受益証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額の年率0.60% (毎月後払い)

管理会社は、一括報酬の一部を仲介機関に分配することがある。これは、代理人として行われる販売業務の報酬として支払われる。当該報酬は、相当な金額となる可能性がある。

管理会社は、ファンドから保管受託銀行および第三者へ支払うべき報酬および費用の弁済を受けることはない。

総経費率

総経費率は、ファンドの経費がファンドの平均資産（発生済み取引費用を除く。）に占める割合として定義されている。実効総経費率は毎年計算され、年次報告書において公表される。

最良執行

管理会社は、投資決定を実行する際、ファンドの最善の利益に適うように行う。かかる目的のために、管理会社は、執行および決済の価格、費用、迅速さ、可能性、発注規模および発注内容または注文の執行に関連するその他の勘案事項を考慮し、ファンドにとって可能な限り最良の結果を得るためにすべての合理的な措置を講じる（最良執行）。ポートフォリオ運用が委託される場合、任命されたポートフォリオ・マネージャーは、最良執行に関する法令・規制にすでに服していないときは、契約により、これに相当する最良執行原則を適用する義務を負う。

誘引

後記「受領した報酬の譲渡」の項において提供される情報に加え、第三者に対しましては第三者により支払いまたは提供がなされる報酬、手数料または非金銭的な恩典（これらは、関連サービスの質を向上させることを目的とするものであり、ファンドまたはファンドの投資者の最善の利益に適うように行う管理会社の義務を阻害するものではない。）に関する取決めの重要条件は、請求に応じて投資者に開示される。

受領した報酬の譲渡

管理会社は、自らの管理報酬の一部を販売会社に譲渡することがある。これは、管理会社のために行われる販売業務の報酬として支払われる。当該報酬は、相当な金額となる可能性がある。

管理会社は、ファンドの資産から保管受託銀行および第三者に対し支払う報酬および費用の払戻しを受領しない。

証券および金融商品の買い注文および売り注文

管理会社は、ファンドの勘定で、ブローカーおよびトレーダーに対し、直接、証券および金融商品の買い注文および売り注文を出す。管理会社は、一流の執行基準に適合する通常の市場条件に基づき、これらのブローカーおよびトレーダーと契約を締結する。管理会社は、ブローカーまたはトレーダーを選択する際、ブローカーまたはトレーダーの信用格付および提供される執行能力等のあらゆる関連要因を考慮する。ブローカーの選択についての前提条件として、管理会社は、個別の取引の種類および規模に関する特定の時点における特定の市場を考慮の上で、常に可能な限り最良の条件で取引が実行されることを確保するものとする。

管理会社は、選ばれたブローカー、トレーダーおよび他の分析サービス提供者との間で契約を締結することがあり、そのため当該サービス提供者は市場情報や市場調査結果を入手することになる。当該サービスは、ファンドの運用のために管理会社によって用いられる。管理会社が当該サービスを利用する場合、すべての適用ある規制要件や業界基準を順守するものとする。特に、慎重な判断に従った前述の契約が管理会社の投資決定プロセスを支援するものではない場合、管理会社は一切のサービスを必要としない。

(4) 【その他の手数料等】

以下の費用がファンドに請求される。

- ・ ファンドの資産およびファンド自体に課されるすべての税金（特に年次税）、ならびに管理費および保管費に関連して発生する可能性のある税金。
- ・ 資産の取得および処分に関連して発生する可能性のある費用。
- ・ ファンドの受益者の利益を保護するために生じる可能性のある特別費用（例えば訴訟費用）。管理会社は、それぞれの場合において、当該費用を負担するか否か定めるものとし、その旨年次報告書において別途報告する。
- ・ 登録費用（法的助言にかかる費用（ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。）、目論見書および年次報告書の翻訳および印刷にかかる費用等の登録に関連する費用を含む。）

証券貸付取引または（リバース）レポ取引から生じる収益は、直接的または間接的な運用費を控除後、ファンドに返還しなければならない。ただし、管理会社は、かかる取引の開始、準備および実行に関する報酬を請求する権利を留保する。特に、管理会社は、ファンドの勘定で行われた証券貸付取

引（合成証券貸付取引を含む。）および（リバース）レポ取引による収益の3分の1を上限として、かかる取引の開始、準備および実行に関する定額報酬を受領するものとする。

対象ファンドの受益証券への投資

対象ファンドへの投資は、報酬がファンド・レベルのほかに対象ファンド・レベルでも発生することから、費用の二重化につながる場合がある。対象ファンドの受益証券への投資に関しては、ファンドの投資者は、直接的または間接的に以下の費用を負担する。

- 対象ファンドの管理報酬／オールイン報酬
- 対象ファンドの実績報酬
- 対象ファンドの販売手数料および解約手数料
- 対象ファンドに係る費用の払戻し
- その他の費用

年次報告書および半期報告書には、対象ファンドの受益証券の取得および買戻しに関して当該報告書の対象期間にわたりファンドに請求された販売手数料および解約手数料の金額の開示が盛り込まれる。さらに、年次報告書および半期報告書には、対象ファンドがファンドに請求する管理報酬／オールイン報酬の総額の開示が盛り込まれる。

同一のAIFMまたは共同経営もしくは共同支配もしくは重要な直接的もしくは間接的株式保有により当該AIFMの関連会社となっている他の会社が直接的または間接的に運用する対象ファンドの受益証券にファンドの資産が投資される場合、AIFMまたはその他の会社は、かかる他のファンドの受益証券の取得または買戻しに関する報酬をファンドの資産に対して請求しない。

マスター・ファンド段階で課される管理報酬等およびその他の手数料等

マスター・ファンドは、その管理会社に対して、各評価日に計算される受益証券1口当たり純資産価格に基づくマスター・ファンドの純資産総額の年率0.40%を上限とする報酬を支払う。当該報酬は、特に、マスター・ファンドの管理会社および投資運用の対価に充てられる。

また、マスター・ファンドの管理会社は、マスター・ファンドの勘定で行われた証券貸付取引（合成証券貸付取引を含む。）の完了による収益の半分を上限として定額報酬を受領する可能性がある。

投資ファンドの取引活動に関し、マスター・ファンドの管理会社は、ブローカーおよびトレーダーが提供し、かつ管理会社が受益者の利益のために投資決定を行う目的で使用される有用な恩典を活用する権利を有する。かかるサービスには、調査および財務分析等ブローカーおよびトレーダーが提供する直接的サービスならびに市場および価格情報システム等の間接的サービスが含まれる。

以上に加え、その他の手数料等がマスター・ファンドに課されることがある。

（5）【課税上の取扱い】

（A）日本

2019年6月28日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （1）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （2）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （3）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ルクセンブルグ

2010年12月17日法第174条から第176条に基づき、現在、ファンドには、各四半期末に報告されるファンドの純資産総額に関して、それぞれ年率0.05%または0.01%の税率で四半期毎に支払われるルクセンブルグ大公国の税金(年次税)が課されている。この料率は、以下に関しては0.01%である。

a) その専属的目的が短期金融商品への集合投資および信用機関への預金であるファンド

b) その専属的目的が信用機関への預金に対する集合投資であるファンド

c) 個別のファンドならびに株式/受益証券の個別クラス。ただし、当該ファンドまたはクラスの株式/受益証券は、一または複数の機関投資家に帰属する。

2010年法第175条に従い、一定の状況において、ファンドの資産または各株式/受益証券クラスは、完全に免税されることもある。

ファンドに適用される税率は、年率0.05%である。

ファンドの収入は、ファンド資産の投資先である国の源泉徴収税が課されることがある。この場合、保管受託銀行および管理会社のいずれも、納税証明書を取得する義務を負わない。

投資者レベルでのファンド収入の課税上の取扱いは、当該投資者に適用される個別の税法によって異なる。投資者レベル(特に非居住投資家)での個別の課税に関する情報を得るためには、税務アドバイザーに相談するべきである。

(C) 外国税務コンプライアンス法 - 「FATCA」

外国口座税務コンプライアンス法(通常「FATCA」という。)は、2010年3月に米国法として署名された追加雇用対策法(以下「雇用対策法」という。)に規定される。かかる規定は、米国民による脱税を減らすことを目的とする米国の法律である。当該法律は、米国外の金融機関(以下「外国金融機関」または「FFI」という。)に対して、「特定米国人」により保有される「金融口座」に関する情報を、米国税務当局である内国歳入庁(以下「IRS」という。)に対して直接または間接的に毎年提供することを求めている。

通常、この要件を遵守しないFFIの一定の米国源泉所得について30%の源泉徴収税が課される。かかる制度は、2014年7月1日から2017年まで有効である。本ファンド等の非米国ファンドは、概ねFFIであり、「みなし遵守」FFIの資格を有する場合を除き、IRSとFFI契約を締結する必要があり、モデル1政府間協定(以下「IGA」という。)に従う場合、現地国のIGAに基づき「報告金融機関」または「非報告金融機関」として資格を有することがある。

IGAは、FATCA遵守の導入のため米国と外国法域の間で締結される取決めである。2014年3月28日付で、米国とルクセンブルグはモデル1 IGAおよびこれに関する覚書を締結した。その結果、ファンドは、当該ルクセンブルグ IGAを適宜遵守しなければならない。

管理会社は、FATCAおよび特にルクセンブルグIGAが課す要件の範囲を継続的に評価する。遵守する目的で、管理会社は、とりわけ、全受益者に対して、特定米国人の資格を有するか否か証明するために、税務上の居住国に関する必要的書証を提供するよう求めることができる。

受益者および受益者のために行う仲介人は、ファンドの現方針が、受益証券を米国人の勘定のために提供または売却しないこと、また、その後米国人に対して受益証券を譲渡することを禁止することであることを留意すべきである。受益証券が米国人により実質的に保有される場合、管理会社は、その裁量で、当該受益証券を強制的に償還することができる。さらに、受益者は、FATCA法に基づき、特定米国人の定義は、現在の米国人の定義よりも幅広い投資者を含むことに留意すべきである。そのため、管理会社は、ルクセンブルグIGAの施行がさらに明確になった場合、ファンドに追加で投資することを禁止される投資者の種類を幅広くすることおよびこれに関し既存の投資者の持高に関して提案を行うことがファンドの利益になると判断する場合がある。

(D) 共通報告基準(以下「CRS」という。)

OECDは、世界的な包括的かつ多国間の情報の自動的交換を達成するための国際的な報告基準を策定するよう、G8/G20諸国から指令を受けた。CRSは、2014年12月9日に採択された行政協力に関する改正指令(現在は一般に「DAC2」という。)に組み込まれ、EU加盟国は、2015年12月31日までに同指令を各国の国内法に導入しなくならなかった。DAC2は、2015年12月18日付の法律(以下「CRS法」という。)によりルクセンブルグの法律に導入された。同法は、2015年12月24日にメモリアルA第244号に公告された。

CRS法により、特定のルクセンブルグ金融機関(本ファンド等の投資信託は、原則として、ルクセンブルグ金融機関としての資格を有する。)は、その口座保有者を特定し、当該保有者の課税上の居住地を確定しなければならない。この点に関して、ルクセンブルグ報告金融機関として分類されるルクセンブルグ金融機関は、口座保有者のCRSに係る地位および/または課税上の居住地を確定するために、口座開設時に身元証明書を取得しなければならない。

ルクセンブルグ報告金融機関は、報告対象法域(勅令で特定される。)における課税上の居住者である口座保有者およびその支配権を有する者(場合に応じて)の2016年の金融口座情報に関する最初の報告を、ルクセンブルグ税務当局(Administration des contributions directes)に対して2017年6月30日までにを行う必要がある。ルクセンブルグ税務当局は、管轄する外国税務当局とかかる情報を2017年9月末までに自動的に交換する。

データ保護

CRS法およびルクセンブルグのデータ保護に係る規則に従い、該当する各自然人(すなわち、報告される可能性がある自然人)は、ルクセンブルグ報告金融機関が当該自然人の個人データを処理する前に、かかるデータの処理について通知を受けるものとする。

ファンドが報告金融機関としての資格を有する場合、ファンドは、ルクセンブルグのデータ保護に係る法律に従い、上記の報告対象者である自然人に通知を行う。

- この点に関して、ルクセンブルグ報告金融機関は、個人データの処理につき責任を負い、CRS法の目的においてデータ管理者として行為する。
- 個人データは、CRS法の目的において処理されることを意図している。
- データは、ルクセンブルグ税務当局に報告される場合があり、ルクセンブルグ税務当局はさらに、一または複数の報告対象法域における管轄当局に当該データを転送する場合がある。
- CRS法の目的において該当する自然人に送付される各情報要請について、当該自然人による回答は義務である。指定された期限内に回答しないことにより、ルクセンブルグ税務当局に対して口座に関する(不正確なまたは二重の)報告が行われる可能性がある。
- 該当する各自然人は、CRS法の目的においてルクセンブルグ税務当局に報告されたデータを入手する権利および誤りがあった場合には当該データを修正する権利(場合に応じて)を有する。

5【運用状況】

ファンドの実績は、あくまで過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2019年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	3,796,200.00	98.76
現金その他の資産(負債控除後)		47,505.18	1.24
合計 (純資産総額)		3,843,705.18 (約430百万円)	100.00

(注) 投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年4月末日現在)

銘柄	種類	国・地域等	数量 (口)	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
DWS Emerging Sovereign Bond Master Fund USD (AUD)	投資信託受益証券	ルクセンブルグ	38,000.00	104.22	3,960,542.78	99.90	3,796,200.00	98.76

【投資不動産物件】

該当なし(2019年4月末日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当なし(2019年4月末日現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2018年5月から2019年4月までの期間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2012年12月末日)	17,449,057.12	1,951,677,039	107.10	11,979
第2会計年度末 (2013年12月末日)	10,212,868.70	1,142,309,364	78.89	8,824
第3会計年度末 (2014年12月末日)	7,671,517.56	858,059,239	69.04	7,722
第4会計年度末 (2015年12月末日)	5,525,734.52	618,053,406	54.78	6,127
第5会計年度末 (2016年12月末日)	5,044,191.69	564,192,841	53.87	6,025
第6会計年度末 (2017年12月末日)	5,057,698.98	565,703,631	58.45	6,538
第7会計年度末 (2018年12月末日)	3,737,770.81	418,069,665	46.83	5,238
2018年5月末日	4,485,379.42	501,689,688	53.03	5,931
6月末日	4,206,543.67	470,501,909	50.96	5,700
7月末日	4,234,058.92	473,579,490	52.06	5,823
8月末日	4,012,227.87	448,767,687	49.39	5,524
9月末日	3,988,554.09	446,119,775	49.70	5,559
10月末日	3,796,166.78	424,601,254	47.48	5,311
11月末日	3,855,948.72	431,287,864	48.22	5,393
12月末日	3,737,770.81	418,069,665	46.83	5,238
2019年1月末日	3,976,374.74	444,757,515	49.83	5,573
2月末日	3,918,404.09	438,273,497	49.28	5,512
3月末日	3,909,904.59	437,322,828	49.33	5,518
4月末日	3,843,705.18	429,918,424	48.76	5,454

<参考情報>

純資産の推移

基準日:2019年4月末日



【分配の推移】

下記会計年度および2019年1月から2019年4月までの期間における分配の推移は、以下のとおりである。

	1口当たり分配金額 (税引き前)	
	米ドル	円
第1会計年度 (2012年4月24日～2012年12月末日)	5.60	626
第2会計年度 (2013年1月1日～2013年12月末日)	8.40	940
第3会計年度 (2014年1月1日～2014年12月末日)	8.40	940
第4会計年度 (2015年1月1日～2015年12月末日)	7.20	805
第5会計年度 (2016年1月1日～2016年12月末日)	4.80	537
第6会計年度 (2017年1月1日～2017年12月末日)	4.80	537
第7会計年度 (2018年1月1日～2018年12月31日)	2.40	268
2019年1月22日	0.20	22
2019年2月20日	0.20	22
2019年3月20日	0.20	22
2019年4月23日	0.20	22

(注) 初回の分配は2012年5月21日に行われた。

< 参考情報 >

	1口当たり分配金額 (税引き前)	
	米ドル	円
直近1年間累計	2.40	268
設定来累計	42.40	4,742

(注) 設定来累計とは、運用開始日である2012年4月24日から2019年4月末日までの期間における分配金の累計額である。

【収益率の推移】

	収益率（％）(注)
第1会計年度 (2012年4月24日～2012年12月末日)	12.70
第2会計年度 (2013年1月1日～2013年12月末日)	-18.50
第3会計年度 (2014年1月1日～2014年12月末日)	-1.84
第4会計年度 (2015年1月1日～2015年12月末日)	-10.23
第5会計年度 (2016年1月1日～2016年12月末日)	7.10
第6会計年度 (2017年1月1日～2017年12月末日)	17.41
第7会計年度 (2018年1月1日～2018年12月末日)	-15.77

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末日現在の1口当たりの純資産価格(当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)(ただし、第1会計年度におけるbとは1口当たり当初募集価格(100米ドル)とする。)

<参考情報>

》》収益率の推移



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末日現在の1口当たりの純資産価格(当該会計年度中の税引前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)(ただし、2012年の場合は1口当たり当初発行価格(100米ドル))

(注2) 2012年は運用開始日(2012年4月24日)から年末までの収益率であり、2019年は年初から4月末日までの収益率です。

(注3) ファンドにベンチマークはありません。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2012年4月24日～2012年12月末日)	172,434 (172,434)	9,514 (9,514)	162,920 (162,920)
第2会計年度 (2013年1月1日～2013年12月末日)	16,178 (16,178)	49,643 (49,643)	129,455 (129,455)
第3会計年度 (2014年1月1日～2014年12月末日)	1,252 (1,252)	19,592 (19,592)	111,115 (111,115)
第4会計年度 (2015年1月1日～2015年12月末日)	370 (370)	10,617 (10,617)	100,868 (100,868)
第5会計年度 (2016年1月1日～2016年12月末日)	1,360 (1,360)	8,586 (8,586)	93,642 (93,642)
第6会計年度 (2017年1月1日～2017年12月末日)	218 (218)	7,324 (7,324)	86,536 (86,536)
第7会計年度 (2018年1月1日～2018年12月末日)	50 (50)	6,765 (6,765)	79,821 (79,821)

(注1) () の数は、日本における販売、買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間中に販売された販売口数を含む。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(a) 海外における申込（販売）手続等

受益証券の発行

ファンドの受益証券は、各評価日に発行価格で発行される。発行価格は、1口当たり純資産価格に対応する。投資者は、さらに、投資金額に適用される当初販売手数料を管理会社のために支払わなければならない。

当初販売手数料は、販売業務に対する報酬として仲介機関によって全部または一部が留保されることがある。印紙税またはその他の課税金が適用される国において受益証券が発行される場合、各投資金額はそれに応じて増額される。

新規に申し込まれた受益証券は、保管受託銀行または承認された取引銀行によって支払いが受領された場合にのみ投資者に発行される。ただし、簿記上は、当該受益証券は、その決済後の決済日における1口当たり純資産価格の計算に既に算入されており、支払いが受領されるまでは取消可能である。投資者の受益証券に関する不払いまたは支払遅延によって当該受益証券を取り消さなければならない場合、ファンドが価値の減損を被る可能性がある。

管理会社は、新受益証券を継続的に発行する権限を有する。

受益証券は、管理会社から、および支払代理人を通じて購入することができる。管理会社が新受益証券を発行しなくなった場合、既存の保有者からのみ受益証券を購入することができる。

当初販売手数料を投資総額の3.0%を上限として発行される受益証券の口数の計算の一例を以下に示す（注）。

投資総額	米ドル	10,000.00
- 当初販売手数料（例：3.0%）	米ドル	300.00
= 純投資額	米ドル	9,700.00
÷ 受益証券1口当たり純資産価格	米ドル	100.00
= 受益証券口数		97

（注）計算例は単に例示を目的としたものであり、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格のパフォーマンスについての推論を許可するものではない。

上記計算例にて使用される当初販売手数料の例は実際に日本にて適用される料率とは異なる場合がある。

管理会社は、受益者の利益もしくは公益を考慮して必要と思われる場合、またはファンドもしくは受益者を保護するために必要と思われる場合、いつでもその裁量により、購入申込みを拒絶しまたは受益証券の発行を一時的に制限、停止もしくは永久に中止することができる。

かかる場合、管理会社または支払代理人は、未だ執行されていない購入申込みに係る支払代金を速やかに返還する。

受益証券の発行の停止は、ルクセンブルグの日刊紙において公告され、要請があれば受益証券が一般に対する販売のために募集されているそれぞれの法域の公式の公告媒体において公告される。

発注の受理

すべての注文は、受益証券1口当たり純資産価格が決まっていない状態で発注される。評価日のルクセンブルグ時間午前11時までに管理会社または支払代理人により受け付けられた注文は、当該評価日における受益証券1口当たり純資産価格に基づいて処理される。ルクセンブルグ時間午前11時より後に受け付けられた注文は、翌評価日における受益証券1口当たり純資産価格に基づいて処理される。

受渡日

受益証券の発行から3営業日後に相当額が借方記入される。

マネー・ロンダリングの防止

名義書換代理人として行為する管理会社(または代理人)は、マネー・ロンダリングの防止に関するルクセンブルグの適用法令を遵守するために必要とみなす身元証明を要求することができる。投資者の身元に関して疑いがある場合、または名義書換代理人が身元を確認するための十分な情報を得られない場合、名義書換代理人は、投資者の身元を明確に確認できるよう、追加の情報および/または証拠資料を要求することができる。投資者が、要求された情報および/または証拠資料の提出を拒否しまたは行わない場合、名義書換代理人は、投資者のデータをファンドの受益者名簿に転記することを拒否しまたは遅らせることができる。名義書換代理人に提出された情報は、マネー・ロンダリングの防止に関する法律を遵守する目的においてのみ取得される。

また、名義書換代理人は、金融機関から徴収した資金の源泉を調査する義務を負う。ただし、当該金融機関がルクセンブルグ法に定められる身元証明手続と同等の強制的な身元証明手続に従っている場合はこの限りではない。購入申込みの処理は、名義書換代理人が資金の源泉を適切に確認する時点まで保留することができる。

受益証券の当初または継続購入申込みは、間接的に、つまり販売代理人を通じて行うこともできる。この場合、名義書換代理人は、以下の状況またはルクセンブルグで適用されるマネー・ロンダリング防止法令に基づき十分とみなされる状況において、上述のとおり要求される身元証明を省略することができる。

- ・ マネー・ロンダリングの防止に関するルクセンブルグ法に定められる身元証明手続と同等の顧客身元証明手続を定める規則を有する責任ある当局の監督に服している販売代理人を通じて購入申込みが処理され、かつ販売代理人がかかる規則に従っている場合。
- ・ ルクセンブルグ法に基づく身元証明手続と同等の顧客身元証明手続を定める規則を有する責任ある当局の監督に服し、マネー・ロンダリングの防止に努める会社を親会社とする販売代理人を通じて購入申込みが処理され、かつ親会社の会社方針およびこれに適用される法律がその子会社または支店に対しても同等の義務を課している場合。

金融活動作業部会(FATF)の勧告の批准国の場合、かかる国における責任ある各監督当局は、金融セクターで活動する自然人または法人に対し、顧客の身元証明手続の実施に関する規則を課しており、かつこれらの規則はルクセンブルグ法に基づき要求される身元証明手続と同等であるとみなされる。

販売代理人は、販売代理人を通じて受益証券を取得する投資者に対して名義人サービスを提供することができる。投資者は、当該サービスを利用するか否かを自己の裁量において決定することができる。当該サービスにおいて、名義人は自己の名義において投資者のために受益証券を保有する。投資者はいつでも受益証券の直接所有を要求する権利を有する。上記の規定にかかわらず、投資者は、名義人サービスを利用せず、管理会社と直接投資を行うことができる。

データ保護

申込書に記載される投資者の個人情報および管理会社との取引関係の範囲内で収集されるその他の情報は、管理会社および/またはDWSグループのその他の者、保管受託銀行ならびに投資者の金融仲介機関により記録され、保存され、比較され、送信され、別途処理され、使用される(「処理される」)。データは、口座管理、マネー・ロンダリング活動の調査、支払利息に対する課税に関するEU指令2003/48/ECに基づく税金の決定および取引関係の構築の目的で使用される。

また、これらの目的のため、管理会社の活動を支援するために管理会社が指名する事業者(顧客連絡代理人および支払代理人等)にデータが転送されることがある。

投資者の法的地位

ファンドに投資される資金は、リスク分散の原則に基づき、管理会社により、管理会社の名義において、投資者(以下「受益者」という。)の共同勘定で、証券、短期金融商品およびその他の許容される資産に投資される。ファンドに投資された資金および当該資金を用いて購入された資産がファンド資産を構成し、これは管理会社の自己資産とは別に保管される。

受益者は、自己が保有する受益証券口数に比例した持分を有するファンド資産の共同所有者である。受益者の権利は、無記名式受益証券により表章され、大券の形で発券される。すべてのファンド受益証券は同一の権利を有する。

大券により表章される無記名式受益証券

管理会社は、一または複数の大券により表章される無記名式受益証券の発行を決議することができる。

かかる大券は、管理会社の名義で発行され、決済代理人に預託される。大券により表章される無記名式受益証券の譲渡可能性は、それぞれの適用法令ならびに譲渡を行う決済代理人の規則および手続に従う。投資者は、大券により表章される無記名式受益証券が投資者の金融仲介機関の証券口座に預託された時点でこれを受領し、これは決済代理人により直接または間接に保有される。大券により表章される無記名式受益証券は、英文目論見書に記載される規定、各取引所に適用される規則および/または各決済代理人の規則に従って譲渡することができる。かかるシステムに参加しない受益者は、該当する決済代理人の決済システムに参加する金融仲介機関を通じてのみ、大券により表章される無記名式受益証券を譲渡することができる。

大券により表章される無記名式受益証券の分配に関する支払いは、受益者の金融仲介機関の関係する決済代理人の口座に貸方記入する形で行われる。

販売制限

発行されたファンドの受益証券は、募集または販売が許可されている国においてのみ、一般に募集または販売をすることができる。管理会社または管理会社により認可された第三者が、現地の規制当局からその許可を取得していない限り、販売目論見書は、受益証券購入の勧誘の構成要素とならず、受益証券購入の勧誘目的で販売目論見書を使用することはできない。

管理会社および/またはファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）に従って登録されておらず、また登録されないものとする。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）またはアメリカ合衆国のいずれかの州の証券法に従って登録されておらず、また登録されないものとする。ファンドの受益証券は、米国において、もしくは米国人に対してまたは米国人のために、募集または販売することはできない。購入後の受益証券を、米国において、または米国人に対して譲渡することは禁止されている。申込者は、自らが米国人ではなく、かつ、米国人のためにまたは米国人に対して受益証券を取得または再販売していないことを証明しなければならない。米国人は、米国の国民であるか、永住地が米国にあるおよび/または米国において課税される個人である。米国人はまた、米国もしくは米国のいずれかの州、領土または占有地の法律に従って設立されたパートナーシップまたは法人の可能性もある。

管理会社は、受益者が米国人であるかまたは米国人のために受益証券を保有していると知り得た場合、直近で決定された1口当たり純資産価格で受益証券を管理会社に直ちに返却するよう要求することができる。

全米証券業協会の規則2790（NASD規則2790）で定義される「制限者」とみなされる投資家は、遅滞なく管理会社にファンドの保有を報告しなければならない。

さらに受益者は、FATCA法の下で、特定米国人の定義は、現在の米国人の定義よりも幅広い投資者を含むことに留意すべきである。そのため、管理会社は、ファンドに追加で投資することを禁止される投資者の種類を幅広くすることおよびこれに関し既存の投資者の保有に関して提案を行うことが、投資者または一般市民の利益になる、もしくはファンドまたは受益者を保護することになると決議することができる。

販売目論見書は、管理会社の書面による明示的な承認（正式な販売会社を通じて直接または間接的に付与）を受けた者によってのみ、販売目的に使用することができる。販売目論見書または文書に含まれていない第三者による発表または表示は、管理会社によって承認されていない。

当該文書は、管理会社の登録事務所において公衆の縦覧に供される。

(b) 日本における申込（販売）手続等

前記「(a) 海外における申込（販売）手続等」における記載も適宜適用される。

日本においては、日本における各営業日に申込みの受付が行われる。ただし、評価日以外の日には申込みの受付を行わないものとする。

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口

座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

日本における販売会社または販売取扱会社とかかる契約を締結した投資者は、原則として申込みを行った日から起算して4営業日目までに、日本における販売会社または販売取扱会社に申込金額を支払うものとする。ただし、日本における販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに支払うものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、ファンドの受益証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(a) 海外における買戻し手続等

ファンドの受益証券は、各評価日にその買戻価格で買い戻される。買戻価格は、1口当たり純資産価格から投資者が支払う買戻手数料を差し引いた額に対応する。現時点では買戻手数料は課されない。印紙税またはその他の課税金が適用される国において受益証券が買い戻される場合、各買戻金額はそれに応じて減額される。

ファンドの純資産総額の10%を超える買戻請求が行われる場合、管理会社は、保管受託会社の事前の同意の上、同等の資産を早急に換金した時に限り、適用される買戻価格を以て受益証券を買戻しを行う権利を留保する。ただし、常に受益者の最大の利益のために行動する（約款の第9条を参照のこと）。

受益証券は、管理会社ならびに販売および支払代理人に対して返還することができる。受益者に対するその他の支払いもまた、これらの事務所を通じて行うことができる。

繰延販売手数料を課さない受益証券の買戻しに関する買戻金額の計算の一例を以下に示す（注）。

純資産総額	米ドル	1,000,000.00
÷ 参照日に発行している受益証券口数		10,000.00
受益証券1口当たり純資産価格	米ドル	100.00
- 買戻手数料(0.0%)	米ドル	0.00
受益証券1口当たり買戻金額	米ドル	100.00

（注）計算例は単に例示を目的としたものであり、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格のパフォーマンスについての推論を許可するものではない。

上記計算例にて使用される買戻手数料の例は実際に日本にて適用される料率とは異なる場合がある。

受益者全員の利益または管理会社もしくはファンド保護のために必要と見なした場合、管理会社は買戻価格で全受益証券を一方向的に買い戻すことができる。

発注の受理

すべての注文は、受益証券1口当たり純資産価格が決まっていない状態で発注される。評価日のルクセンブルグ時間午前11時までに管理会社または支払代理人により受け付けられた注文は、当該評価日における受益証券1口当たり純資産価格に基づいて処理される。ルクセンブルグ時間午前11時より後に受け付けられた注文は、翌評価日における受益証券1口当たり純資産価格に基づいて処理される。

受渡日

受益証券の買戻しから3営業日後に相当額が貸方記入される。

マーケット・タイミングおよび短期売買

管理会社は、マーケット・タイミングおよび短期売買に関連するあらゆる行為を禁止し、かかる行為が行われている疑いがある場合に注文を拒否する権利を留保する。この場合、管理会社は、ファンドのその他の投資者を保護するために必要なあらゆる措置を講じる。

レイト・トレーディング

レイト・トレーディングは、各評価日の関連する受付締切時間の終了後に注文が受け付けられたにもかかわらず、1口当たり純資産価格に基づく同日の価格で注文が実行される場合に発生する。レイト・トレーディングの実行は、ファンドの設立国の販売目論見書の条件に違反するため、許されず、発注の受理後になされた注文の価格は、次の有効な純資産価格に基づいて執行される。

(b) 日本における買戻し手続等

前記「(a) 海外における買戻し手続等」における記載も適宜適用される。

日本における受益者は、原則として、日本における各営業日に買戻請求をすることができる。ただし、評価日以外の日には買戻しの取扱いを行わないものとする。

買戻価格は、申込受付日における受益証券1口当たり純資産価格（通常、日本における申込日の翌営業日に判明する受益証券1口当たり純資産価格）である。受益証券の買戻しは1口以上1口単位ま

または100米ドル以上1米ドル・セント単位で行われる。買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、日本において買戻請求が行われた日から起算して4営業日目から支払われる。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 純資産価格の計算

受益証券1口当たり純資産価格の計算のため、ファンドに帰属する資産から負債を控除した価値は、少なくとも毎月、評価日に計算され、その結果は発行済み受益証券口数で除される。ファンドの評価日は、ルクセンブルグおよびフランクフルトにおける銀行営業日で、かつ日本における取引所の取引日の各日をいう。

現時点において、管理会社および保管受託銀行は、ルクセンブルグの公休日(評価日が適用される国のいずれか1つの国においては銀行休業日である場合)ならびに各年の12月24日および12月31日には受益証券1口当たり純資産価格の計算を行わない。この規定に反する受益証券1口当たり純資産価格の計算は、適当な新聞紙上およびインターネット(www.dws.lu)上で発表される。

受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドのために定められている通貨(以下「ファンド通貨」という。)で表示される。

受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を評価日に流通しているファンドの受益証券口数で除して計算される。ファンドの純資産総額は、以下の原則により計算される。

- a) 取引所に上場されている証券および短期金融商品は、最新の利用可能な支払価格により評価される。
- b) 取引所に上場されていないがその他の組織された証券市場で取引されている証券および短期金融商品は、評価時点の買呼値以上、かつ売呼値以下の価格であって、管理会社が適切な市場価格とみなす価格で評価される。
- c) かかる価格が市況と一致していない場合、これらの証券および短期金融商品、またその他許容される資産は、監査人により確認可能な一般的に認められた評価原則に従い、管理会社により誠実に決定された現行市場価額により評価される。
2013年7月12日法に従い特定の資産に関して外部評価機関が任命されている場合は、当該外部評価機関の評価および/または妥当性確認結果に依拠する。
- d) 流動資産は、それらの額面価額に利息を加えて評価される。
- e) 定期預金は、当該定期預金がいつでも引き出せることおよびそれらの利回り価額が実現価額と等しくなることを定める契約が管理会社および保管受託銀行の間に存在する場合には、それらの利回り価額で評価されることができる。
- f) ファンド通貨以外の通貨建のすべての資産は、為替の最新仲値でファンド通貨に換算される。
- g) ファンドにより採用されたデリバティブの価格は、監査人により確認可能であり、組織的検査に従う通常の方法で設定される。デリバティブに価格を付けるために定められた基準は、各個別のデリバティブの期間中効力を有するものとする。
- h) クレジット・デフォルト・スワップは、将来のキャッシュ・フローの現行価額により、標準的な市場慣行に従って評価され、その場合、キャッシュ・フローは、デフォルトのリスクを考慮するために調整される。金利スワップは、市場価額により評価され、市場価額は、各スワップのイールド・カーブに基づき決定される。他のスワップは、管理会社により定められており、ファンドの監査人により承認された公認の評価方法に従い誠実に決定される適切な市場価額により評価される。
- i) ファンドに含まれる対象ファンドの受益証券は、決定済みの最新の利用可能な買戻価格により評価される。

収益調整勘定が、ファンドのために維持される。

ファンドの流動資産および許容可能な信用枠により応じることのできない大規模な買戻請求については、管理会社は、必要な証券を売却する評価日の価格に基づき受益証券1口当たり純資産価格

を決定することができる。また、この価格は、同時期に提出された受益証券申込みにも適用される。

() 純資産価格の計算の停止

管理会社は、当該停止を必要とする状況が存在する間で、かつ、停止が受益者の利益を考慮して正当化される場合に、受益証券1口当たり純資産価格の計算を停止する権利を有する。とりわけ、

- ファンドの投資対象とする有価証券および短期金融商品の大部分が取引されている取引所もしくはその他の規制市場が閉鎖されている間(通常の週末および休日を除く。)、または当該取引所での取引が停止もしくは制限されている場合。
- 管理会社がファンドの資産にアクセスすることができず、ファンドの購入もしくは売却の取引金額を自由に送金できず、または受益証券1口当たり純資産価格を通常の方法で計算できない緊急の場合。

受益証券の買戻しを申し込んでいた投資者は、停止について速やかに知らされ、その後、受益証券1口当たり純資産価格の計算が再開され次第直ちに通知される。再開後、投資者は、その時点の買戻価格を受領する。

ルクセンブルグの規制当局は、停止期間の開始および終了について通知されるものとする。さらに、ファンドが登録されている外国規制当局は、停止期間の開始および終了について、適用法上要求される場合、通知されるものとする。受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止の通知は、ルクセンブルグの日刊紙において公告され、要請があれば受益証券が一般に対する販売のために募集されているそれぞれの法域の公式の公告媒体において公表される。

管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格の計算が停止されている期間中、受益証券の買戻しを停止する。かかる停止は、代行協会員が必要と判断する場合、管理会社が、代行協会員を通して日本においてこれを公告および/または通知するものとする。

(2) 【保管】

ファンドの受益証券が販売される海外においては、確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社により販売会社の名義で保管される。

ただし、日本の投資者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 【信託期間】

ファンドは、存続期間を無期限として設定される。ただし、下記「(5)その他 (a)ファンドの終了」の記載に従うものとする。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間(会計年度)は毎年1月1日より12月31日である。

(5) 【その他】

(a) ファンドの終了

ファンドは、別段の定めがない限り、いつでも管理会社により解散されうる。管理会社は、受益者の利益を勘案して、管理会社の利益を保護するために、または投資方針のために必要または適切であるとみなされる場合、ファンドの解散を決定することができる。

ファンドの解散は、法律上定められている場合、強制的に行われる。

管理会社は、法律の定めに従い、また各販売国の規則に従い、ファンドの解散に関し、会社公告集(Recueil Electronique des Sociétés et Associations)(RESEA)および十分に流通している少なくとも2紙の日刊紙(うち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない)において、公告を行うものとする。

受益証券の発行は、ファンドが解散された時点で中止される。管理会社が別途定めない限り、受益証券の買戻しは、清算日の直前まで行われることができる。これにより、清算費用が考慮され、

清算の決定が有効となった時点でファンドの受益証券を保有するすべての投資者が清算費用を負担することが確保される。

管理会社または監督機関の同意の上管理会社もしくは保管受託銀行により任命される清算人の命令に基づき、保管受託銀行は、清算費用および手数料を控除した清算金額を、ファンドの受益者の間で、その権利に比例して分配する。保管受託銀行は、清算手続の終了時において受益者が受領していない清算の純手取金を、その権利を有する受益者の勘定でルクセンブルグの供託所（Caisse de Consignation）に預託する。当該金額は、法定期限までに申し立てられない場合没収される。

受益者ならびにその遺産相続人および法定相続人は、ファンドの解散または分割を求めることはできない。

(b) 約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の同意を得た上で、いつでも、約款の全部または一部を変更することができる。かかる変更に関する情報は、ルクセンブルグ大公国の官報である会社公告集（R E S A）において公告される。C S S Fは、管理会社に対し、ルクセンブルグ法に従いかかる変更の公告を行うこと、および、変更内容によっては、一定期間内に無償で受益証券の買戻しを行う権利を投資者に付与することを要求する場合がある。

約款の変更は、別途定められない限り、届出られ、当該届出後直ちに発効する。

(c) 関係法人との契約の更改等に関する手続き

保管契約

保管契約は、いずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面による通知を行うことにより、解約することができる。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、いずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面による通知を行うことにより、解約することができる。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、同契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により通知することにより終了する。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売買戻契約

受益証券販売買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして自己に代わって受益権を行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、保有する受益証券口数に応じて管理会社に請求する権利を有する。

() 買戻請求権

受益者は、評価日において受益証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有する。

() 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は管理会社に対し、保有する受益証券口数に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、ルクセンブルグおよび日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本における受益証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

なお、日本国財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示等に関する代理人および金融庁長官への届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は、米ドルおよび円で表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年4月26日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=111.85円）で換算されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1)【貸借対照表】

米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(豪ドルコース/毎月分配型)

投資有価証券明細表およびその他の純資産計算書を含む純資産計算書である。

投資ポートフォリオ

2018年12月31日現在

銘柄名	口数 /通貨	数量/額面		報告期間 中の買 付/追加	報告期間 中の売 却/処分	市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
							(米ドル)	(円)	
投資ファンド受益証券							3,704,705.00	414,371,254	99.12
グループ内ファンド受益証券							3,704,705.00	414,371,254	99.12
米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド(豪ドルクラス) (LU0758194046) (0.400%)	口数		39,500口		6,000口	93.7900米ドル (10,490円)	3,704,705.00	414,371,254	99.12
有価証券ポートフォリオ合計							3,704,705.00	414,371,254	99.12
		(表示通貨)	(円)						
銀行預金							36,220.27	4,051,237	0.97
預託銀行に預け入れた要求払預金									
米ドル建て預金	USD	34,398.76	3,847,501			% 100	34,398.76	3,847,501	0.92
E U / 欧州経済領域国通貨建て預金	USD	1,443.60	161,467			% 100	1,443.60	161,467	0.04
米ドル以外の通貨建て預金									
日本円	JPY	41,705.00	41,705			% 100	377.91	42,269	0.01
その他の資産							78.39	8,768	0.00
未収利息	USD	78.39	8,768			% 100	78.39	8,768	0.00
資産合計 ¹							3,741,003.66	418,431,259	100.09
その他の負債							-3,232.85	-361,594	-0.09
費用項目による負債	USD	-3,228.84	-361,146			% 100	-3,228.84	-361,146	-0.09
追加のその他の負債	USD	-4.01	-449			% 100	-4.01	-449	0.00
純資産							3,737,770.81	418,069,665	100.00
受益証券1口当たり純資産価格							46.83	5,238	
発行済受益証券口数							79,821.000口		

パーセント表示の算出値は四捨五入した値であるため、ごくわずかな誤差が生じている可能性がある。

為替レート(間接相場)

日本円 110.355676円 = 1米ドル

2018年12月28日現在

評価に関する注記事項

管理会社が受益証券1口当たりの純資産価格を決定し、ファンドの資産評価を行う。基礎的な価格データの手配および価格の検証は、管理会社が法律および規制上の要求事項あるいはファンド目論見書において規定された評価方法の原則に基づいて導入している手法に従って行われる。

取引価格が入手できない場合、価格は外部の価格情報提供者としてのステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーと管理会社との間で合意され、かつ可能な限り市場パラメータに基づく評価モデル（生成された市場価値）の活用により決定される。当該手順は継続的なモニタリング・プロセスの対象となっている。第三者から入手した価格情報に関する信頼性の確認は、その他の評価機関、モデル算式もしくはその他の適切な手順の利用を通して行われる。

本報告書で報告されている投資評価額は生成された市場価値に基づくものではない。

証券ポートフォリオに組み込まれている当投資ファンド受益証券の報告書作成時点において有効な管理報酬ノ一括報酬比率は括弧内に表示されている。プラスの表示は運用成果報酬が発生することを意味する。当ファンドが報告期間中に他の投資ファンド（ターゲット・ファンド）の受益証券を保有していたことにより、これらの各ターゲット・ファンドレベルで費用、経費および報酬が発生している可能性がある。

脚注

1 残高がマイナスのポジション（該当がある場合）は含まれていない。

報告期間中に完了し、すでに投資ポートフォリオに記載されていない取引

デリバティブ（取引開始時における実現オプション価格、またはオプション取引総額。ワラントの場合は取引高を表示している）

	価額（単位：千）	
	（表示通貨）	（円）
先物契約		
通貨先物		
通貨購入のための先物契約		
JPY/USD	USD	18 2,013

損益計算書(収益調整を含む)
2018年1月1日から2018年12月31日までの期間

	(米ドル)	(円)
・収益		
1. 流動資産投資による受取利息(源泉徴収税控除前)	921.61	103,082
収益合計	921.61	103,082
・費用		
1. 借入金に係る支払利息および預金に係る負の利息	-15.89	-1,777
2. 管理報酬	-46,000.84	-5,145,194
以下を含む:		
一括報酬	-46,000.84	-5,145,194
3. 監査および公告費用	-2,891.28	-323,390
以下を含む:		
公告費用	-2,891.28	-323,390
4. その他の費用	-46,619.09	-5,214,345
以下を含む:		
法務およびコンサルティング費用	-46,592.27	-5,211,345
年次税	-26.82	-3,000
費用合計	-95,527.10	-10,684,706
・純投資利益	-94,605.49	-10,581,624
・売買取引		
1. 実現利益	5,333.07	596,504
2. 実現損失	-23,629.65	-2,642,976
キャピタル・ゲイン/ロス	-18,296.58	-2,046,472
・当期実現純利益/損失	-112,902.07	-12,628,097
1. 未実現評価益の純変動	-240,021.15	-26,846,366
2. 未実現評価損の純変動	-412,174.99	-46,101,773
・当期末実現純利益/損失	-652,196.14	-72,948,138
・当期純利益/損失	-765,098.21	-85,576,235

注: 未実現評価益(損)の純変動は、期首現在のすべての評価益(損)の総額から期末現在のすべての未実現評価益(損)の総額を差し引いて計算されている。未実現評価益(損)の総額には、報告日現在で各資産に関して認識された評価額とそれぞれの取得原価との比較によるプラス(マイナス)の差額が含まれている。

表示されている未実現評価益/損に収益調整は含まれていない。

BVI総費用比率(以下「TER」という。)

総費用比率は、年率2.28%であった。TERは、特定の会計年度における費用および報酬(取引費用を除く)の合計がファンドの平均純資産に占める割合として表されている。

ファンドは資産の20%超をターゲット・ファンドに投資している。追加の費用、経費および報酬がターゲット・ファンドレベルで発生している。ターゲット・ファンドがそのTERを公表している場合、ファンドレベルで考慮されることになる(シンセティックTER)。ターゲット・ファンドレベルでTERが公表されていない場合、一括報酬/管理報酬比率を計算に用いている。シンセティックTERは2.85%であった。

取引費用

報告期間に支払われた取引費用は、0.00米ドルであった。

取引費用には、報告期間にファンドの勘定に関して個別に報告または決済された、資産の売買に直接関係するすべての費用が含まれる。支払われていた可能性のある、金融取引に係る税金はすべて計算に含まれている。

純資産変動計算書

	(米ドル)	(円)
・ファンドの期首純資産価額	5,057,698.98	565,703,631
1. 中間分配	-198,945.40	-22,252,043
2. 純流入額	-352,007.17	-39,372,002
a) 受益証券発行による流入	2,989.50	334,376
b) 受益証券買戻による流出	-354,996.67	-39,706,378
3. 収益調整	-3,877.39	-433,686
4. 当期純利益 / 損失	-765,098.21	-85,576,235
以下を含む：		
未実現評価益の純変動	-240,021.15	-26,846,366
未実現評価損の純変動	-412,174.99	-46,101,773
・ファンドの期末純資産価額	3,737,770.81	418,069,665

損益の要約

	(米ドル)	(円)
実現利益(収益調整を含む)	5,333.07	596,504
源泉：		
有価証券取引	5,248.89	587,088
(先渡)為替取引	84.18	9,416
実現損失(収益調整を含む)	-23,629.65	-2,642,976
源泉：		
有価証券取引	-23,393.60	-2,616,574
(先渡)為替取引	-236.05	-26,402
未実現評価益 / 損の純変動	-652,196.14	-72,948,138
源泉：		
有価証券取引	-652,196.14	-72,948,138

分配方針の詳細*

種類	日付	通貨	受益証券1口当たり	
			(米ドル)	(円)
中間分配	2018年1月22日	USD	0.20	22.37
中間分配	2018年2月20日	USD	0.20	22.37
中間分配	2018年3月20日	USD	0.20	22.37
中間分配	2018年4月20日	USD	0.20	22.37
中間分配	2018年5月22日	USD	0.20	22.37
中間分配	2018年6月20日	USD	0.20	22.37
中間分配	2018年7月20日	USD	0.20	22.37
中間分配	2018年8月20日	USD	0.20	22.37
中間分配	2018年9月20日	USD	0.20	22.37
中間分配	2018年10月22日	USD	0.20	22.37
中間分配	2018年11月20日	USD	0.20	22.37
中間分配	2018年12月20日	USD	0.20	22.37

* 他の情報は売出目論見書に記載されている。

過去3年間の純資産および受益証券1口当たり純資産価格の変動

	期末純資産		受益証券1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2018年	3,737,770.81	418,069,665	46.83	5,238
2017年	5,057,698.98	565,703,631	58.45	6,538
2016年	5,044,191.69	564,192,841	53.87	6,025

密接な関係のある企業（ドイツ銀行グループの主要持分に基づく）を通じて実施された当ファンドの資産勘定に係る取引

密接な関係のある企業および個人（所有持分が5%以上）であるブローカーを通じて実施された、報告期間中に行われた当ファンドの資産勘定に係る取引が全取引に占める割合は0.00%であった。総取引額は0.00米ドルであった。

一般情報

本報告書に記載するファンドは、投資信託に適用される2010年12月17日付のルクセンブルグ法パート（その後の改正を含む）に基づく投資ファンド（fonds commun de placement）であり、オルタナティブ投資ファンド管理会社に適用される2013年7月12日付改正法に基づくオルタナティブ投資ファンド（AIF）とみなされている。

パフォーマンス

ミューチュアル・ファンド（投資信託）の投資収益、すなわちパフォーマンスは、ファンド受益証券の価額の変動によって測定される。受益証券1口当たり純資産価格（＝買戻価格）に、例えば、DWSインベストメント・エス・エーの投資勘定の範囲内において無償で再投資される中間分配金を加算した金額が、評価額の算定の基礎として用いられる。過去のパフォーマンスは将来の運用成績を示唆するものではない。対応するベンチマークが定められている場合は、本報告書に表示されている。本報告書中のすべての財務データは、2018年12月31日現在の値である（別途明示されている場合を除く）。

売目論見書

ファンド受益証券の購入は、最新の売目論見書および運用管理規程、ならびに主要投資家情報文書に加え、直近の監査済年次報告書および直近の年次報告書後に中間報告書がある場合にはかかる中間報告書に基づき行われる。

発行価格および買戻価格

現時点の発行価格および買戻価格、ならびに受益証券保有者向けの他のすべての情報は、管理会社の登記事務所で、または支払代理人から随時請求できる。また、発行価格および買戻価格は、受益証券の募集を実施した各国で、適切な媒体（インターネット、電子情報システム、新聞等）を通じて公示される。

[次へ](#)

Jahresabschluss

DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD)

Vermögensaufstellung zum 31.12.2018

Wertpapierbezeichnung	Stück bzw. Vhg. in 1000	Bestand	Käufe/ Zugänge im Berichtszeitraum	Verkäufe/ Abgänge im Berichtszeitraum	Kurs	Kurswert in USD	% Anteil an Fonds- vermögen
Investmentanteile						3 704 705,00	99,12
Gruppeneigene Investmentanteile						3 704 705,00	99,12
DWS Emerging Sovereign Bond Master Fund USD (AUD) (LU0758194040) (0,400%)	Stück	39 500	0 000	USD	93,7900	3 704 705,00	99,12
Summe Wertpapiervermögen						3 704 705,00	99,12
Bankguthaben						36 220,27	0,97
Verwahrstelle (täglich fällig)							
USD - Guthaben	USD	34 398,76		%	100	34 398,76	0,92
Guthaben in EU/EWR-Währungen	USD	1 443,60		%	100	1 443,00	0,04
Guthaben in Nicht-USD-Währung							
Japanische Yen	JPY	41 705,00		%	100	377,91	0,01
Sonstige Vermögensgegenstände						78,39	0,00
Zinsansprüche	USD	78,39		%	100	78,39	0,00
Summe der Vermögensgegenstände ¹⁾						3 741 003,66	100,09
Sonstige Verbindlichkeiten						-3 232,85	-0,09
Verbindlichkeiten aus Kostenpositionen	USD	-3 228,84		%	100	-3 228,84	-0,09
Andere sonstige Verbindlichkeiten	USD	-4,01		%	100	-4,01	0,00
Fondsvermögen						3 737 770,81	100,00
Anteilwert						40,83	
Umlaufende Anteile						79 821,000	

Durch Rundung der Prozentanteile bei der Berechnung können geringfügige Rundungsdifferenzen entstanden sein.

Devisenkurse (in Mengeneinheiten)

		per 28.12.2018	
Japanische Yen	JPY	110,305076	= USD 1

Erläuterungen zur Bewertung

Die Anteilswerte werden von der Verwaltungsgesellschaft ermittelt sowie die Bewertung der Vermögenswerte des Fondsvermögens durchgeführt. Die grundsätzliche Kursversorgung sowie die Preisvalidierung erfolgen nach den von der Verwaltungsgesellschaft auf der Grundlage der in den gesetzlichen Bestimmungen/Verordnungen bzw. im Prospekt des Fonds definierten Grundsätze für Bewertungsmethoden eingeführten Verfahren.

Sofern keine handelbaren Kurse vorliegen, werden Bewertungsmodelle zur Preisermittlung (abgeleitete Verkehrswerte) genutzt, die zwischen State Street Bank Luxembourg als externem Price Service Provider und Verwaltungsgesellschaft abgestimmt sind und sich so weit als möglich auf Marktparameter stützen. Diese Vorgehensweise unterliegt einem permanenten Kontrollprozess. Preisrückführer Dritter werden durch andere Preisquellen, modellhafte Rechnungen oder durch andere geeignete Verfahren auf Plausibilität geprüft.

Die in diesem Bericht ausgewiesenen Anlagen werden nicht zu abgeleiteten Verkehrswerten bewertet.

In Klammern sind die aktuellen Verwaltungsvergütungs-/Kostenpositionen zum Berichtszeitraum für die im Wertpapiervermögen enthaltenen Fondsvermögen aufgeführt. Das Zeichen + bedeutet, dass darüber hinaus ggf. eine erfolgsabhängige Vergütung berechnet werden kann. Da das Fondsvermögen im Berichtszeitraum andere Investmentanteile ("Zielfonds") hielt, können weitere Kosten, Gebühren und Vergütungen auf Ebene des Zielfonds angefallen sein.

Fußnoten

¹⁾ Befähigt, sofern vorhanden, keine Positionen mit negativem Bestand

DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD)

Während des Berichtszeitraums abgeschlossene Geschäfte, soweit sie nicht mehr in der Vermögensaufstellung erscheinen

Derivate (in Opening-Transaktionen umgesetzte Optionsprämien bzw. Volumina der Optionsgeschäfte, bei Optionschienen Angabe der Käufe und Verkäufe)

Volumen in 1000

Terminkontrakte

Devisenterminkontrakte

Kauf von Devisen auf Termin

JPY/USD

USD

18

DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD)

Ertrags- und Aufwandsrechnung (inkl. Ertragsausgleich)

für den Zeitraum vom 01.01.2018 bis 31.12.2018

I. Erträge	
1. Zinsen aus Liquiditätsanlagen (vor Quellensteuer)	USD 921,01
Summe der Erträge	USD 921,01
II. Aufwendungen	
1. Zinsen aus Kreditaufnahmen und negativen Ertragsverzinsungen	USD -15,89
2. Verwaltungsvergütung	USD -45.000,84
abzgl. Kostenausschlässe	USD -40.000,84
3. Prüfungs- und Veröffentlichungskosten	USD -2.891,28
abzgl. Veröffentlichungskosten	USD -2.891,28
4. Sonstige Aufwendungen	USD -46.619,09
abzgl. Aufwendungen für Rechts- und Beratungskosten	USD -40.592,27
Taxe d'Abonnement	USD -20,82
Summe der Aufwendungen	USD -95.527,10
III. Ordentlicher Nettoertrag	USD -94.605,49
IV. Veräußerungsgeschäfte	
1. Realisierte Gewinne	USD 5.333,07
2. Realisierte Verluste	USD -23.629,05
Ergebnis aus Veräußerungsgeschäften	USD -18.295,98
V. Realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres	USD -112.902,07
1. Nettoveränderung der nichtrealisierten Gewinne	USD -240.021,15
2. Nettoveränderung der nichtrealisierten Verluste	USD -412.174,99
VI. Nichtrealisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres	USD -652.196,14
VII. Ergebnis des Geschäftsjahres	USD -765.098,21

Hinweis: Die Nettoveränderung der nichtrealisierten Gewinne (Verluste) errechnet sich aus Gegenüberstellung der Summe aller nichtrealisierten Gewinne (Verluste) zum Ende des Geschäftsjahres und der Summe aller nichtrealisierten Gewinne (Verluste) zu Beginn des Geschäftsjahres. In die Summe der nichtrealisierten Gewinne (Verluste) fließen die positiven (negativen) Differenzen ein, die aus dem Vergleich der Wertansätze der einzelnen Vermögensgegenstände zum Berichtsstichtag mit den Anschaffungskosten resultieren.

Die nichtrealisierten Ergebnisse werden ohne Ertragsausgleich ausgewiesen.

Gesamtkostenquote (EVI - Total Expense Ratio (TER))

Die Gesamtkostenquote belief sich auf 2,28% p.a. Die Gesamtkostenquote drückt die Summe der Kosten und Gebühren (ohne Transaktionskosten) als Prozentsatz des durchschnittlichen Fondsvolumens innerhalb eines Geschäftsjahres aus.

Der Fonds investierte mehr als 20% seines Guthabens in Zielfonds. Auf der Ebene der Zielfonds sind weitere Kosten, Gebühren und Vergütungen angefallen. Soweit die Zielfonds ihrerseits eine TER veröffentlichen, wird diese auf Ebene des Fonds berücksichtigt (synthetische TER). Bei Nichtveröffentlichung einer TER auf Zielfondsebene wird die All-in-Fee/Management-Fee zur Berechnung herangezogen. Die synthetische TER belief sich auf 2,85%.

Transaktionskosten

Die im Berichtszeitraum gezahlten Transaktionskosten beliefen sich auf USD 0,00.

Die Transaktionskosten berücksichtigen sämtliche Kosten, die im Berichtszeitraum für Rechnung des Fonds separat ausgewiesen bzw. abgerechnet wurden und in direktem Zusammenhang mit einem Kauf oder Verkauf von Vermögensgegenständen stehen. Eventuell gestrichelte Finanztransaktionssteuern werden in die Berechnung einbezogen.

Entwicklungsrechnung für das Fondsvermögen

I. Wert des Fondsvermögens am Beginn des Geschäftsjahres		USD	5 057 698,98
1. Zwischenausschüttungen	USD	-136 945,40	
2. Mittelzuflüsse (netto)	USD	-352 007,17	
a) Mittelzuflüsse aus Anteilsüberkäufen	USD	2 983,50	
b) Mittelzuflüsse aus Anteilsrücknahmen	USD	-354 990,67	
3. Ertrags- und Aufwandsausgleich	USD	-3 877,39	
4. Ergebnis des Geschäftsjahres	USD	-765 098,21	
Summe:			
Nettoveränderung der nichtrealisierten Gewinne	USD	-240 021,15	
Nettoveränderung der nichtrealisierten Verluste	USD	-412 174,99	
II. Wert des Fondsvermögens am Ende des Geschäftsjahres		USD	3 737 770,81

Zusammensetzung der Gewinne/Verluste

Realisierte Gewinne (inkl. Ertragsausgleich)		USD	5 333,07
aus Wertpapiergeschäften	USD	5 248,89	
aus Devisentermingeschäften	USD	84,18	
Realisierte Verluste (inkl. Ertragsausgleich)		USD	-23 629,05
aus Wertpapiergeschäften	USD	-23 393,60	
aus Devisentermingeschäften	USD	-236,05	
Nettoveränderung der nichtrealisierten Gewinne/Verluste		USD	-652 196,14
aus Wertpapiergeschäften	USD	-652 196,14	

Angaben zur Ertragsverwendung *

Art	per	Währung	Je Anteil
Zwischenausschüttung	22.01.2018	USD	0,20
Zwischenausschüttung	20.02.2018	USD	0,20
Zwischenausschüttung	20.03.2018	USD	0,20
Zwischenausschüttung	20.04.2018	USD	0,20
Zwischenausschüttung	22.05.2018	USD	0,20
Zwischenausschüttung	20.06.2018	USD	0,20
Zwischenausschüttung	20.07.2018	USD	0,20
Zwischenausschüttung	20.08.2018	USD	0,20
Zwischenausschüttung	20.09.2018	USD	0,20
Zwischenausschüttung	22.10.2018	USD	0,20
Zwischenausschüttung	20.11.2018	USD	0,20
Zwischenausschüttung	20.12.2018	USD	0,20

* Weitere Informationen sind im Verkaufsprospekt enthalten.

Entwicklung von Fondsvermögen und Anteilwert im 3-Jahres-Vergleich

	Fondsvermögen am Ende des Geschäftsjahres USD	Anteilwert USD
2018	3 737 770,81	46,83
2017	5 057 098,98	58,46
2016	5 044 191,69	53,87

Abwicklung von Transaktionen für Rechnung des Fondsvermögens über eng verbundene Unternehmen (auf Basis wesentlicher Beteiligungen des Deutsche Bank-Konzerns)

Der Anteil der Transaktionen, die im Berichtszeitraum für Rechnung des Fondsvermögens über Broker ausgeführt wurden, die eng verbundene Unternehmen und Personen (Anteil von 10% Prozent und mehr) sind, betrug 0,00 Prozent der Gesamttransaktionen. Ihr Umfang belief sich hierbei auf insgesamt 0,00 USD.

Hinweise

Der in diesem Bericht genannte Fonds ist ein Investmentfonds (fonds commun de placement) gemäß Teil II des Luxemburger Gesetzes vom 17. Dezember 2010 über die Organismen für gemeinsame Anlagen in seiner jeweils gültigen Fassung und gilt als alternativer Investmentfonds („AIF“) nach dem aktualisierten Gesetz vom 12. Juli 2013 über die Verwalter alternativer Investmentfonds.

Wertentwicklung

Der Erfolg einer Investmentfondsanlage wird an der Wertentwicklung der Anteile gemessen. Als Basis für die Wertberechnung werden die Anteilwerte (= Rücknahmepreise) herangezogen, unter Hinzu-

rechnung zwischenzeitlicher Ausschüttungen, die z.B. im Rahmen der Investmentkonten bei der DWS Investment S.A. kostenfrei reinvestiert werden. Angaben zur bisherigen Wertentwicklung erlauben keine Prognosen für die Zukunft. Darüber hinaus ist in dem Bericht auch der entsprechende Vergleichsindex – soweit vorhanden – dargestellt. Alle Grafik- und Zahlenangaben geben den **Stand vom 31. Dezember 2018** wieder (sofern nichts anderes angegeben ist).

Verkaufsprospekte

Der Kauf von Fondsanteilen erfolgt auf Grundlage des zzt. gültigen Verkaufsprospekts und Verwaltungsreglements sowie des Dokuments „Wesentliche Anlegerinformationen“, ergänzt

durch den jeweiligen letzten geprüften Jahresbericht und zusätzlich durch den jeweiligen Halbjahresbericht, falls ein solcher jüngerer Datums als der letzte Jahresbericht vorliegt.

Ausgabe- und Rücknahmepreise

Die jeweils gültigen Ausgabe- und Rücknahmepreise sowie alle sonstigen Informationen für die Anteilinhaber können jederzeit am Sitz der Verwaltungsgesellschaft sowie bei den Zahlstellen erfragt werden. Darüber hinaus werden die Ausgabe- und Rücknahmepreise in jedem Vertriebsland in geeigneten Medien (z.B. Internet, elektronische Informationssysteme, Zeitungen, etc.) veröffentlicht.

米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(豪ドルコース/毎月分配型)

投資有価証券明細表およびその他の純資産計算書を含む純資産計算書である。

投資ポートフォリオ

2017年12月31日現在

銘柄名	口数 /通貨	数量/額面		報告期間 中の買 付/追加	報告期間 中の売 却/処分	市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
							(米ドル)	(円)	
投資ファンド受益証券						4,982,250.00	557,264,663	98.51	
グループ内ファンド受益証券						4,982,250.00	557,264,663	98.51	
米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド(豪ドルクラス)(LU0758194046)(0.400%)	口数	45,500口		8,500口	109.5000米ドル(12,248円)	4,982,250.00	557,264,663	98.51	
有価証券ポートフォリオ合計						4,982,250.00	557,264,663	98.51	
		(表示通貨)	(円)						
銀行預金						79,706.67	8,915,191	1.58	
預託銀行に預け入れた要求払預金									
米ドル建て預金	USD	76,621.36	8,570,099		% 100	76,621.36	8,570,099	1.51	
E U / 欧州経済領域国通貨建て預金	USD	2,596.68	290,439		% 100	2,596.68	290,439	0.05	
米ドル以外の通貨建て預金									
日本円	JPY	55,019.00	55,019		% 100	488.63	54,653	0.01	
その他の資産						82.80	9,261	0.00	
未収利息	USD	82.80	9,261		% 100	82.80	9,261	0.00	
資産合計 ¹						5,062,039.47	566,189,115	100.09	
その他の負債						-4,340.49	-485,484	-0.09	
費用項目による負債	USD	-4,331.25	-484,450		% 100	-4,331.25	-484,450	-0.09	
追加のその他の負債	USD	-9.24	-1,033		% 100	-9.24	-1,033	0.00	
純資産						5,057,698.98	565,703,631	100.00	
受益証券1口当たり純資産価格						58.45	6,538		
発行済受益証券口数						86,536.000口			

パーセント表示の算出値は四捨五入した値であるため、ごくわずかな誤差が生じている可能性がある。

為替レート(間接相場)

日本円 112.597538円 = 1米ドル

2017年12月29日現在

評価に関する注記事項

管理会社が受益証券1口当たりの純資産価格を決定し、ファンドの資産評価を行う。基礎的な価格データの手配および価格の検証は、管理会社が法律および規制上の要求事項あるいはファンド目論見書において規定された評価方法の原則に基づいて導入している手法に従って行われる。

取引価格が入手できない場合、価格は外部の価格情報提供者としてのステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグと管理会社との間で合意され、かつ可能な限り市場パラメータに基づく評価モデル（生成された市場価値）の活用により決定される。当該手順は継続的なモニタリング・プロセスの対象となっている。第三者から入手した価格情報に関する信頼性の確認は、その他の評価機関、モデル算式もしくはその他の適切な手順の利用を通して行われる。

本報告書で報告されている投資評価額は生成された市場価値に基づくものではない。

証券ポートフォリオに組み込まれている当投資ファンド受益証券の報告書作成時点において有効な管理報酬ノ一括報酬比率は括弧内に表示されている。プラスの表示は運用成果報酬が発生することを意味する。当ファンドが報告期間中に他の投資ファンド（ターゲット・ファンド）の受益証券を保有していたことにより、これらの各ターゲット・ファンドレベルで費用、経費および報酬が発生している可能性がある。

脚注

- 1 残高がマイナスのポジション（該当がある場合）は含まれていない。

損益計算書(収益調整を含む)
2017年1月1日から2017年12月31日までの期間

	(米ドル)	(円)
・収益		
1. 流動資産投資による受取利息(源泉徴収税控除前)	525.99	58,832
収益合計	525.99	58,832
・費用		
1. 借入金に係る支払利息および預金に係る負の利息	-82.68	-9,248
2. 管理報酬	-54,834.67	-6,133,258
以下を含む:		
一括報酬	-54,834.67	-6,133,258
3. 監査および公告費用	-2,577.93	-288,341
以下を含む:		
公告費用	-2,577.93	-288,341
4. その他の費用	-41,882.74	-4,684,584
以下を含む:		
法務およびコンサルティング費用	-41,849.12	-4,680,824
年次税	-33.62	-3,760
費用合計	-99,378.02	-11,115,432
・純投資利益	-98,852.03	-11,056,600
・売買取引		
1. 実現利益	16,291.77	1,822,234
2. 実現損失	-22,340.75	-2,498,813
キャピタル・ゲイン/ロス	-6,048.98	-676,578
・当期実現純利益/損失	-104,901.01	-11,733,178
1. 未実現評価益の純変動	240,021.15	26,846,366
2. 未実現評価損の純変動	723,859.74	80,963,712
・当期末実現純利益/損失	963,880.89	107,810,078
・当期純利益/損失	858,979.88	96,076,900

注: 未実現評価益(損)の純変動は、期首現在のすべての評価益(損)の総額から期末現在のすべての未実現評価益(損)の総額を差し引いて計算されている。未実現評価益(損)の総額には、報告日現在で各資産に関して認識された評価額とそれぞれの取得原価との比較によるプラス(マイナス)の差額が含まれている。

表示されている未実現評価益/損に収益調整は含まれていない。

BVI総費用比率(以下「TER」という。)

総費用比率は、年率2.00%であった。TERは、特定の会計年度における費用および報酬(取引費用を除く)の合計がファンドの平均純資産に占める割合として表されている。

ファンドは資産の20%超をターゲット・ファンドに投資している。追加の費用、経費および報酬がターゲット・ファンドレベルで発生している。ターゲット・ファンドがそのTERを公表している場合、ファンドレベルで考慮されることになる(シンセティックTER)。ターゲット・ファンドレベルでTERが公表されていない場合、一括報酬/管理報酬比率を計算に用いている。シンセティックTERは2.51%であった。

取引費用

報告期間に支払われた取引費用は、0.00米ドルであった。

取引費用には、報告期間にファンドの勘定に関して個別に報告または決済された、資産の売買に直接関係するすべての費用が含まれる。金融取引に係る税金はすべて計算に含まれている。

純資産変動計算書

	(米ドル)	(円)
・ファンドの期首純資産価額	5,044,191.69	564,192,841
1. 中間分配	-431,396.80	-48,251,732
2. 純流入額	-408,670.77	-45,709,826
a) 受益証券発行による流入	12,620.14	1,411,563
b) 受益証券買戻による流出	-421,290.91	-47,121,388
3. 収益調整	-5,405.02	-604,551
4. 当期純利益 / 損失	858,979.88	96,076,900
以下を含む：		
未実現評価益の純変動	240,021.15	26,846,366
未実現評価損の純変動	723,859.74	80,963,712
・ファンドの期末純資産価額	5,057,698.98	565,703,631

損益の要約

	(米ドル)	(円)
実現利益(収益調整を含む)	16,291.77	1,822,234
源泉：		
有価証券取引	13,873.74	1,551,778
(先渡)為替取引	2,418.03	270,457
実現損失(収益調整を含む)	-22,340.75	-2,498,813
源泉：		
有価証券取引	-22,265.25	-2,490,368
(先渡)為替取引	-75.50	-8,445
未実現評価益 / 損の純変動	963,880.89	107,810,078
源泉：		
有価証券取引	963,880.89	107,810,078

分配方針の詳細*

種類	日付	通貨	受益証券1口当たり	
			(米ドル)	(円)
中間分配	2017年1月20日	USD	0.40	44.74
中間分配	2017年2月20日	USD	0.40	44.74
中間分配	2017年3月21日	USD	0.40	44.74
中間分配	2017年4月20日	USD	0.40	44.74
中間分配	2017年5月22日	USD	0.40	44.74
中間分配	2017年6月20日	USD	0.40	44.74
中間分配	2017年7月20日	USD	0.40	44.74
中間分配	2017年8月21日	USD	0.40	44.74
中間分配	2017年9月20日	USD	0.40	44.74
中間分配	2017年10月20日	USD	0.40	44.74
中間分配	2017年11月20日	USD	0.40	44.74
中間分配	2017年12月20日	USD	0.40	44.74

* 他の情報は売出目論見書に記載されている。

過去3年間の純資産および受益証券1口当たり純資産価格の変動

	期末純資産		受益証券1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2017年	5,057,698.98	565,703,631	58.45	6,538
2016年	5,044,191.69	564,192,841	53.87	6,025
2015年	5,525,734.52	618,053,406	54.78	6,127

密接な関係のある企業（ドイツ銀行グループの主要持分に基づく）を通じて実施された当ファンドの資産勘定に係る取引

密接な関係のある企業および個人（所有持分が5%以上）であるブローカーを通じて実施された、報告期間中に行われた当ファンドの資産勘定に係る取引が全取引に占める割合は0.00%であった。総取引額は0.00米ドルであった。

一般情報

本報告書に記載するファンドは、投資信託に適用される2010年12月17日付のルクセンブルグ法パート（その後の改正を含む）に基づく投資ファンド（fonds commun de placement）であり、オルタナティブ投資ファンド管理会社に適用される2013年7月12日付改正法に基づくオルタナティブ投資ファンド（AIF）とみなされている。

パフォーマンス

ミューチュアル・ファンド（投資信託）の投資収益、すなわちパフォーマンスは、ファンド受益証券の価額の変動によって測定される。受益証券1口当たり純資産価格（＝買戻価格）に、例えば、ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーの投資勘定の範囲内において無償で再投資される中間分配金を加算した金額が、評価額の算定の基礎として用いられる。過去のパフォーマンスは将来の運用成績を示唆するものではない。対応するベンチマークが定められている場合は、本報告書に表示されている。本報告書中のすべての財務データは、2017年12月31日現在の値である（別途明示されている場合を除く）。

売出目論見書

ファンド受益証券の購入は、最新の売出目論見書および運用管理規程、ならびに主要投資家情報文書に加え、直近の監査済年次報告書および直近の年次報告書後に中間報告書がある場合にはかかる中間報告書に基づき行われる。

発行価格および買戻価格

現時点の発行価格および買戻価格、ならびに受益証券保有者向けの他のすべての情報は、管理会社の登記事務所で、または支払代理人から随時請求できる。また、発行価格および買戻価格は、受益証券の募集を実施した各国で、適切な媒体（インターネット、電子情報システム、新聞等）を通じて公示される。

[次へ](#)

Jahresabschluss

DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD)

Vermögensaufstellung zum 31.12.2017

Wertaufzeichnung	Stück zum Wert 1.12.17	Bestand	Kauf/ Zugänge in Bruttoaufw.	Verkäufe/ Abgänge in Bruttoaufw.	Kurs	Kurswert in USD	% Anteil an Fonds- vermögen
Investmentanteile						4982 250,00	98,51
Gruppeninterne Investmentanteile						4982 250,00	98,51
DWS Emerging Sovereign Bond Mutual Fund USD (AUD) (LU0758124048) (0,400%)	5 Stück	45 500	2 500		USD 108,5000	4 982 250,00	98,51
Summe Wertpapiervermögen						4982 250,00	98,51
Bankguthaben						79 706,67	1,58
Verwehrtstelle (täglich fällig)							
USD - Guthaben		USD	76 021,26		% 100	76 021,26	1,51
Guthaben in EU/EWR-Währungen		USD	2 536,89		% 100	2 536,89	0,05
Guthaben in Nicht-USD-Währung							
Japanische Yen		JPY	55 013,00		% 100	488,83	0,01
Sonstige Vermögensgegenstände						82,80	0,00
Zinsansprüche		USD	82,80		% 100	82,80	0,00
Summe der Vermögensgegenstände ¹⁾						5 062 039,47	100,00
Sonstige Verbindlichkeiten						-4 340,48	-0,09
Verbindlichkeiten aus Kuponansparungen		USD	-4 331,25		% 100	-4 331,25	-0,09
Andere sonstige Verbindlichkeiten		USD	-9,24		% 100	-9,24	0,00
Fondsvermögen						5 057 698,98	100,00
Anbieter						58,45	
Umsatzfondsanteile						89 536,00	

Durch Rundung der Prozentanteile bei der Berechnung können geringfügige Rundungsabweichungen entstanden sein.

Devisenkurse (in Mengeneinheiten)

per 31.12.2017

Japanische Yen JPY 112,527538 = USD 1

Erklärungen zur Bewertung

Die Anwertwerte werden von der Verwaltungsgesellschaft ermittelt, sowie die Bewertung der Vermögenswerte des Fondsvermögens durchgeführt. Die grundsätzliche Kurswertsetzung sowie die Preisabklärung erfolgen nach den von der Verwaltungsgesellschaft auf der Grundlage der in den jeweiligen Bestimmungen bzw. im Prospekt des Fonds definierten Grundsätze für Bewertungsmethoden eingetragenen Verfahren.

Soweit keine handelbaren Kurse vorliegen, werden Bewertungsgrundsätze zur Preisermittlung (bisherige Verkaufserlöse) genutzt, die zwischen S.A. & S.A. Bank Luxembourg als einem Price Service Provider und Verwaltungsgesellschaft abgeschlossen sind und sich so weit, als möglich auf Marktpremisse stützen. Diese Vorgehensweise unterliegt einem periodischen Kontrollprozess. Preisabweichungen werden durch andere Preisquellen, modellbasierte Berechnungen (den durch andere geeignete Verfahren zur Rückbildung) gestützt.

Die in diesem Bericht ausgewiesenen Anlagen werden nicht, als abgeleitete Verkaufserlöse bewertet.

In Klammern sind die aktuellen Verwaltungsvergütungs-Kuponansparungen zum Berichtsstichtag für die im Wertpapiervermögen im Juli 2017 Fondsvermögen zugeteilt. Das Zeichen „-“ bedeutet, dass der über hinausgehende, eine einlagungsfähige Vergütung berechnet, werden kann. Da das Fondsvermögen im Berichtszeitraum andere Investitionen anwies („Zielfonds“) belief, können weitere Kuponansparungen und Vergütungen auf Ebene des Zielfonds angefallen sein.

Fußnoten

1) Beinhaltet, sofern vorhanden, keine Positionen mit negativem Bestand.

DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD)

Ertrags- und Aufwandsrechnung (inkl. Ertragsausgleich)

für den Zeitraum vom 01.01.2017 bis 31.12.2017

I. Erträge	
1. Zinsen aus Liquiditätsanlagen (incl. Quittenschein)	USD 525,00
Summe der Erträge	USD 525,00
II. Aufwendungen	
1. Zinsen aus Kreditanfragen und negativen Einlagenveränderungen	USD -22,02
2. Verwaltungsvergütung	USD -54.834,07
Zwischensumme	USD -54.834,07
3. Prüfungs- und Verwaltungsgebühren	USD -2.577,03
Zwischensumme	USD -2.577,03
4. Sonstige Aufwendungen	USD -41.882,74
Zwischensumme	USD -41.882,74
Zuwendungen für Rechts- und Beratungskosten	USD -41.842,12
Steuerabsetzungen	USD -33,02
Summe der Aufwendungen	USD -89.378,02
III. Ordentlicher Nettowert	USD -88.853,03
IV. Veräußerungsgeschäfte	
1. Realisierte Gewinne	USD 18.291,77
2. Realisierter Verluste	USD -22.340,75
Ergebnis aus Veräußerungsgeschäften	USD -4.048,98
V. Realisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres	USD -104.901,01
1. Nettoveränderung der nichtrealisierten Gewinne	USD 240.021,15
2. Nettoveränderung der nichtrealisierten Verluste	USD 723.850,74
VI. Nichtrealisiertes Ergebnis des Geschäftsjahres	USD 963.880,89
VII. Ergebnis des Geschäftsjahres	USD 858.979,88

Hinweis: Die Nettoveränderung der nichtrealisierten Gewinne (Verluste) errechnet sich aus Gegenüberstellung der Summe aller nichtrealisierten Gewinne (Verluste) zum Ende des Geschäftsjahres und der Summe aller nichtrealisierten Gewinne (Verluste) zu Beginn des Geschäftsjahres. In die Summe der nichtrealisierten Gewinne (Verluste) fließen die positiven (negativen) Dividenden ein, die aus dem Vergleich der Wertänderung der einzelnen Vermögensgegenstände zum Berichtszeitraum mit dem Anschaffungskosten resultieren.

Die nichtrealisierten Ergebnisse werden ohne Ertragsausgleich ausgewiesen.

Gesamtkostengröße (BVI - Total Expense Ratio (TER))

Die Gesamtkostengröße belief sich zu 2,05% p.a. Die Gesamtkostengröße drückt die Summe der Kosten und Gebühren (ohne Transaktionskosten) als Prozentsatz des durchschnittlichen Fondsvermögens innerhalb eines Geschäftsjahres aus.

Die Fondsinvestoren mehr als 20% seines Guthabens in Zielfonds, auf der Ebene der Zielfonds sind weitere Kosten, Gebühren und Vergütungen angefallen. Soweit die Zielfonds ebenfalls eine TER veröffentlichen, wird diese auf Ebene des Fonds berücksichtigt, (synthetische TER). Bei Nichtveröffentlichung einer TER auf Zielfundebene wird die ARI-Fee/Management-Fee zur Berechnung hinzugezogen. Die synthetische TER belief sich zu 2,51%.

Transaktionskosten

Die im Berichtzeitraum angefallenen Transaktionskosten beliefen sich zu USD 0,00.

Die Transaktionskosten berücksichtigen sämtliche Kosten, die im Berichtszeitraum für Rechnung des Fonds separat ausgewiesen bzw. abgerechnet wurden und in direktem Zusammenhang mit einem Kauf oder Verkauf von Vermögensgegenständen stehen. Eventuell gezahlte Finanztransaktionskosten werden in die Berechnung einbezogen.

Abwicklung von Transaktionen für Rechnung des Fondsvermögens über eng verbundene Unternehmen (auf Basis wesentlicher Beteiligungen des Deutsche Bank-Konzerns)

Der Anteil der Transaktionen, die im Berichtszeitraum für Rechnung des Fondsvermögens über Banker ausgeführt wurden, die eng verbundene Unternehmen und Personen (Anzahl von 0) sind, belief sich zu 0,00 Prozent der Gesamtkostengröße. Die Umtriebsrate belief sich hierbei auf insgesamt USD 0,00.

Entwicklungsrechnung für das Fondsvermögen

I. Wert des Fondsvermögens am Beginn des Geschäftsjahres	
1. Zwischensumme (inkl. Zinsen)	USD 5.044.191,69
2. Mikrowertverluste (inkl. Zinsen)	USD -431.326,80
3. Mikrowertverluste aus Anleihschreivorkäufen	USD -408.070,77
4. Mikrowertverluste aus Anleihschreivorkäufen	USD 12.020,14
5. Mikrowertverluste aus Anleihschreivorkäufen	USD -421.230,31
6. Erträge und Aufwandsausgleich	USD -5.405,02
7. Ergebnis des Geschäftsjahres	USD 858.979,88
Zwischensumme	USD 340.021,15
Nettoveränderung der nichtrealisierten Gewinne	USD 723.850,74
Nettoveränderung der nichtrealisierten Verluste	USD 723.850,74
II. Wert des Fondsvermögens am Ende des Geschäftsjahres	
	USD 5.057.688,88

Zusammensetzung der Gewinne/Verluste

Realisierte Gewinne (inkl. Ertragsausgleich)	
	USD 16.291,77
aus:	
Wertpapiergeschäften	USD 13.873,74
Devisen-/Währungsgeschäften	USD 2.418,03
Realisierte Verluste (inkl. Ertragsausgleich)	
	USD -22.340,75
aus:	
Wertpapiergeschäften	USD -22.265,25
Devisen-/Währungsgeschäften	USD -75,50
Nettoveränderung der nichtrealisierten Gewinne/Verluste	
	USD 963.880,89
aus:	
Wertpapiergeschäften	USD 863.880,89

Angaben zur Ertragsverwendung *

Au	am	Währung	Je Anteil
Zwischensumme	20.01.2017	USD	0,40
Zwischensumme	20.02.2017	USD	0,40
Zwischensumme	21.03.2017	USD	0,40
Zwischensumme	20.04.2017	USD	0,40
Zwischensumme	22.05.2017	USD	0,40
Zwischensumme	20.06.2017	USD	0,40
Zwischensumme	20.07.2017	USD	0,40
Zwischensumme	21.08.2017	USD	0,40
Zwischensumme	20.09.2017	USD	0,40
Zwischensumme	20.10.2017	USD	0,40
Zwischensumme	20.11.2017	USD	0,40
Zwischensumme	20.12.2017	USD	0,40

* Währungsinformationen sind im Verkaufsprospekt enthalten.

Entwicklung von Fondsvermögen und Anteilwert im 3-Jahres-Vergleich

	Fondsvermögen am Ende des Geschäftsjahres USD	Anteilwert USD
2017	5.057.688,88	58,45
2016	5.044.191,69	53,87
2015	5.525.734,52	54,72

Hinweise

Der in diesem Bericht genannte Fonds ist ein Investmentfonds (fonds commun de placement) gemäß Teil II des Luxemburger Gesetzes vom 17. Dezember 2010 über die Organismen für gemeinsame Anlagen in seiner jeweils gültigen Fassung und gilt als alternativer Investmentfonds („AIF“) nach dem aktualisierten Gesetz vom 12. Juli 2013 über die Verwalter alternativer Investmentfonds.

Wertentwicklung

Der Erfolg einer Investmentfondsanlage wird an der Wertentwicklung der Anteile gemessen. Als Basis für die Wertberechnung werden die Anteilwerte (=Rücknahmepreise) herangezogen, unter Hinzurechnung zwischenzeit-

licher Ausschüttungen, die z. B. im Rahmen der Investmentkonten bei der Deutsche Asset Management S.A. kostenfrei reinvestiert werden. Angaben zur bisherigen Wertentwicklung erlauben keine Prognosen für die Zukunft. Darüber hinaus ist in dem Bericht auch der entsprechende Vergleichsindex – soweit vorhanden – dargestellt. Alle Grafik- und Zahlenangaben geben den Stand vom **31. Dezember 2017** wieder (sofern nichts anderes angegeben ist).

Verkaufsprospekte

Der Kauf von Fondsanteilen erfolgt auf Grundlage des zzt. gültigen Verkaufsprospekts und Verwaltungsreglements sowie des Dokuments „Wesentliche Anlegerinformationen“, ergänzt durch den jeweiligen letzten

geprüften Jahresbericht und zusätzlich durch den jeweiligen Halbjahresbericht, falls ein solcher jüngeren Datums als der letzte Jahresbericht vorliegt.

Ausgabe- und Rücknahmepreise

Die jeweils gültigen Ausgabe- und Rücknahmepreise sowie alle sonstigen Informationen für die Anteilinhaber können jederzeit am Sitz der Verwaltungsgesellschaft sowie bei den Zahlstellen erfragt werden. Darüber hinaus werden die Ausgabe- und Rücknahmepreise in jedem Vertriebsland in geeigneten Medien (z. B. Internet, elektronische Informationssysteme, Zeitungen, etc.) veröffentlicht.

(2) 【損益計算書】

ファンドの損益計算書については、「1 財務諸表」の「(1) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの「損益計算書(収益調整を含む)」を参照のこと。

(3) 【投資有価証券明細表等】

ファンドの投資有価証券明細表については、「1 財務諸表」の「(1) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの「投資ポートフォリオ」を参照のこと。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年4月末日現在)

	米ドル(IVを除く。)	円(IVを除く。)
資産総額	3,846,783.78	430,262,766
負債総額	3,078.60	344,341
純資産総額(-)	3,843,705.18	429,918,424
発行済受益証券口数	78,827口	
1口当たり純資産価格(/)	48.76	5,454

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

受益証券の名義書換代理人は次のとおりである。

取扱機関 DWSインベストメント・エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ1115、
プールパール・コンラ・アデヌール2番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されない。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

購入後の受益証券を、米国において、または米国人に対して譲渡することは禁止されている。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2019年4月末日現在、管理会社の払込済資本金は30,677,400ユーロ(約38億1,566万円)で、1株511.29ユーロ(約63,594円)のクラスA記名株式30,000株およびクラスB記名株式30,000株を発行済である。

過去5年間に資本金の額の増減はない。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は6年間であり、株主総会の決議によりいつでも解任される。取締役の再任は可能である。

取締役会は、取締役会長を選出し、会長は、取締役会で議長を務める。会長が欠席した場合、議長は副会長のうち1名またはその他の取締役が務める。

取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、定足数を満たすものとする。取締役会の決議は多数決によるものとする。

取締役会は、すべての取引を実現する権限および事業の目的を達成するために必要または有益であると思われるすべての行為を遂行する権限を有する。また取締役会は、法律または定款によって株主総会に留保されていない限り、管理会社のすべての事項について権能を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

DWSインベストメント・エス・エーは、ファンドのために、2010年12月17日法第15章に従い認可された管理会社を務め、かつ、2013年7月12日法第2章に従いAIFMを務める。

2013年7月12日法の別紙 に従い、管理会社は、投資運用業務(すなわちポートフォリオ運用およびリスク管理)を行う。また、管理会社は、管理事務業務(特に評価および価格決定、受益者名簿の維持ならびに受益証券の発行および買戻しを含む。)、マーケティング業務およびファンドの資産に関連するその他の業務(該当する場合)を行う。

2010年12月17日法パート 、2013年7月12日法、ならびに、適用除外、一般的な運用条件、受託者、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会指令2011/61/EU(以下「AIFM規則」という。)を補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU)第231/2013号ならびにCSSFの事前の承認に従い、AIFMは、上記職務の一部を以下のとおり委任した。

- ・ AIFMは、自らの責任および管理下において、自らの費用負担により、DWSインベストメント GmbHとの間でファンドのためにポートフォリオ運用契約を締結している。
- ・ AIFMは、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーとの間で保管受託契約を締結している。保管受託銀行の職務は適用法および規則、特に、2010年法、2013年法、約款、販売目論見書および保管契約に従う。さらに、2009年7月13日欧州議会および理事会指令2009/65/EC(以下「UCITS指令」という。)および保管受託銀行の義務に関してUCITS指令を補足する2015年12月17日付委員会委任規則(EU)第438/2016号(以下「UCITS規則」という。)が適用される。

保管受託銀行の職務

保管受託銀行は、以下の主要な業務を委託されている。

受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が適用法および約款に従って行われることを確保すること。

受益証券の価額が適用法および約款に従って計算されることを確保すること。

適用法および約款に抵触しない限り、管理会社の指示を実行すること。

ファンドの資産に関わる取引において、通常の期限内に対価が支払われることを確保すること。

ファンドの収益が適用法および約款に従って利用されることを確保すること。

ファンドのキャッシュおよびキャッシュ・フローを監視すること。

保管される金融商品の保護預り、他の資産に関する所有権の確認および記録管理を含め、ファンドの資産を保護預りすること

管理会社の最終的な親会社はドイツ銀行である。

管理会社は、2019年4月末日現在、461本のファンドを管理しており、内訳は以下のとおりである。

(2019年4月末日現在)

資産クラス	純資産総額（100万ユーロ）
キャッシュ	23,654.81
株式	10,134.12
債券	37,597.41
マルチアセット	28,468.17
システムティック&クオンティタティブ・インベストメント	34,566.53
パッシブ	84,482.00
オルタナティブ	4,519.57
合計	223,422.62 (約27兆7,893億円)

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年4月26日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.38円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- d．管理会社の名称は、2019年1月1日付で「ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー（Deutsche Asset Management S.A.）」から「DWSインベストメント・エス・エー（DWS Investment S.A.）」に変更されたが、財務書類中の管理会社名称の表記は旧名称となっている。

(1) 【貸借対照表】

ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2018年12月31日現在

(単位：千ユーロおよび百万円)

	2018年		2017年	
	(千ユーロ)	(百万円)	(千ユーロ)	(百万円)
資産				
A. 未払込資本金	0	0	0	0
. 払込請求前の資本金	0	0	0	0
. 払込請求済であるが未払込の資本金	0	0	0	0
B. 当社設立および拡大費用	0	0	0	0
C. 固定資産	873	109	2,058	256
. 無形固定資産	431	54	1,491	185
1. 開発費	0	0	0	0
2. 以下の営業許可、特許、ライセンス、商標およびそれらに類する権利および資産	431	54	1,491	185
a) 有償の対価を支払って取得し、かつ、C. 3に表示する必要がないもの	431	54	1,491	185
b) 自社で創出したもの	0	0	0	0
3. 有償の対価を支払って取得したのれん	0	0	0	0
4. 事前支払額および無形固定資産仮勘定	0	0	0	0
. 有形固定資産	442	55	567	71
1. 土地および建物	0	0	0	0
2. 工場および機械	0	0	0	0
3. その他の付帯設備、工具および機器	442	55	567	71
4. 事前支払額および有形固定資産仮勘定	0	0	0	0
. 固定金融資産	0	0	0	0
1. 関係会社株式	0	0	0	0
2. 関係会社に対する未収金	0	0	0	0
3. 保有株式	0	0	0	0
4. 参加持分に連動する会社に対する未収金	0	0	0	0
5. 固定資産として保有する有価証券	0	0	0	0
6. その他の貸付金	0	0	0	0

貸借対照表(続き)

	2018年		2017年	
	(千ユーロ)	(百万円)	(千ユーロ)	(百万円)
資産(続き)				
D. 流動資産	1,718,481	213,745	1,681,094	209,094
・ 棚卸資産	0	0	0	0
1. 原材料および消耗材	0	0	0	0
2. 仕掛品	0	0	0	0
3. 製品および商品	0	0	0	0
4. 事前支払額	0	0	0	0
・ 債権	919,043	114,311	622,713	77,453
1. 売掛金	123,886	15,409	142,008	17,663
a) 1年以内に期限到来	123,886	15,409	142,008	17,663
b) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
2. 関係会社に対する未収金	214,491	26,678	16,589	2,063
a) 1年以内に期限到来	214,491	26,678	16,589	2,063
b) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
3. 参加持分に連動する会社に対する未収金	0	0	0	0
a) 1年以内に期限到来	0	0	0	0
b) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
4. その他の未収金	580,666	72,223	464,116	57,727
a) 1年以内に期限到来	572,606	71,221	457,371	56,888
b) 1年より後に期限到来	8,060	1,003	6,745	839
・ 証券	521,068	64,810	47,380	5,893
1. 関係会社株式	0	0	0	0
2. 自己株式または自社のコーポレート・ユニット	0	0	0	0
3. その他の譲渡可能有価証券	521,068	64,810	47,380	5,893
・ 銀行預金、郵便小切手、小切手および手許現金	278,370	34,624	1,011,001	125,748
E. 前払金	8,887	1,105	11,595	1,442
合計(資産)	1,728,241	214,959	1,694,747	210,793

貸借対照表(続き)

	2018年		2017年	
	(千ユーロ)	(百万円)	(千ユーロ)	(百万円)
負債				
A. 資本金および準備金	486,083	60,459	540,972	67,286
. 資本金	30,677	3,816	30,677	3,816
. 剰余金	0	0	0	0
. 再評価準備金	0	0	0	0
. 準備金	257,933	32,082	244,303	30,386
1. 法定準備金	3,068	382	3,068	382
2. 自己株式または自社のコーポレート・ユニットに関する準備金	0	0	0	0
3. 定款に基づいて計上した準備金	0	0	0	0
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金	254,865	31,700	241,235	30,005
a) その他の利用可能な準備金	187,709	23,347	176,997	22,015
b) その他の利用可能でない準備金	67,156	8,353	64,238	7,990
. 前期繰越損益	0	0	10,694	1,330
. 当期損益	197,473	24,562	255,298	31,754
. 中間配当金	0	0	0	0
. 資本投資助成金	0	0	0	0
B. 引当金	368,268	45,805	414,407	51,544
1. 年金および類似の債務に関する引当金	4,263	530	4,764	593
2. 税金引当金	164,940	20,515	95,454	11,873
3. その他の引当金	199,065	24,760	314,189	39,079
C. 負債	873,890	108,694	739,368	91,963
1. 社債	0	0	0	0
a) 転換社債	0	0	0	0
) 1年以内に期限到来	0	0	0	0
) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
b) 非転換社債	0	0	0	0
) 1年以内に期限到来	0	0	0	0
) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
2. 金融機関に対する未払金	26,217	3,261	3,993	497
a) 1年以内に期限到来	26,217	3,261	3,069	382
b) 1年より後に期限到来	0	0	924	115
3. 棚卸資産から明確に控除されない、受注に係る前受金	0	0	0	0
a) 1年以内に期限到来	0	0	0	0
b) 1年より後に期限到来	0	0	0	0

貸借対照表(続き)

	2018年		2017年	
	(千ユーロ)	(百万円)	(千ユーロ)	(百万円)
負債(続き)				
4. 買掛金	36,927	4,593	32,200	4,005
a) 1年以内に期限到来	36,927	4,593	32,200	4,005
b) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
5. 未払手形	0	0	0	0
a) 1年以内に期限到来	0	0	0	0
b) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
6. 関係会社に対する未払金	218,107	27,128	209,985	26,118
a) 1年以内に期限到来	218,107	27,128	209,985	26,118
b) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
7. 参加持分に連動する会社に対する負債	0	0	0	0
a) 1年以内に期限到来	0	0	0	0
b) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
8. その他の負債	592,639	73,712	493,190	61,343
a) 税務当局に対する未払金	6,843	851	7,366	916
b) 未払社会保障費	393	49	345	43
c) その他の債務	585,403	72,812	485,479	60,384
) 1年以内に期限到来	585,403	72,812	485,479	60,384
) 1年より後に期限到来	0	0	0	0
D. 繰延収益	0	0	0	0
合計(負債)	1,728,241	214,959	1,694,747	210,793

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー

損益計算書

自2018年1月1日 至2018年12月31日

(単位：千ユーロおよび百万円)

	2018年		2017年	
	(千ユーロ)	(百万円)	(千ユーロ)	(百万円)
損益計算書				
1. 純売上高	1,035,683	128,818	1,118,123	139,072
2. 棚卸資産(製品および仕掛品)の変動	0	0	0	0
3. 開発中の固定資産	0	0	0	0
4. その他の営業収益	176,873	21,999	185,208	23,036
5. 原材料、消耗材およびその他の外部費用	-926,810	-115,277	-931,070	-115,806
a) 原材料および消耗材	0	0	0	0
b) その他の外部費用	-926,810	-115,277	-931,070	-115,806
6. 人件費	-15,316	-1,905	-14,673	-1,825
a) 給料および賃金	-13,031	-1,621	-12,752	-1,586
b) 社会保障費	-2,257	-281	-1,899	-236
) 年金給付	-956	-119	-673	-84
) その他の社会費用	-1,301	-162	-1,226	-152
c) その他の人件費	-28	-3	-22	-3
7. 評価調整額	-1,348	-168	-3,846	-478
a) 当社設立および拡大費用ならびに有形 および無形固定資産の評価調整額	-1,348	-168	-3,846	-478
b) 流動資産の評価調整額	0	0	0	0
8. その他の営業費用	0	0	0	0
9. 参加持分による収益	0	0	0	0
a) 関係会社から生じたもの	0	0	0	0
b) 参加持分から生じたその他の収益	0	0	0	0
10. 固定資産として保有するその他の有価証 券および債権からの収益	1,832	228	1,661	207
a) 関係会社から生じたもの	0	0	0	0
b) a) に含まれないその他の収益	1,832	228	1,661	207
11. その他の受取利息および類似の収益	7,715	960	146	18
a) 関係会社から生じたもの	7,715	960	146	18
b) その他の受取利息および類似の収益	0	0	0	0
12. 持分法による一部の収益	0	0	0	0
13. 流動資産として保有する金融資産および 有価証券に係る評価調整額	-8,915	-1,109	104	13
14. 支払利息および類似の費用	-2,599	-323	-3,951	-491
a) 関係会社に対する費用	-969	-121	-3,921	-488
b) その他の支払利息および類似の費用	-1,630	-203	-30	-4

損益計算書(続き)

	2018年		2017年	
	(千ユーロ)	(百万円)	(千ユーロ)	(百万円)
15. 法人税	-69,485	-8,643	-95,914	-11,930
16. 税引後利益	197,630	24,581	255,788	31,815
17. 上記の項目1-16に含まれないその他の税金	-157	-20	-490	-61
18. 当期損益	197,473	24,562	255,298	31,754

添付の注記は当財務書類の一部である。

ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2018年12月31日終了年度

一般情報

DWSインベストメント・エス・エー（以下「当社」という）は、ルクセンブルグにおいて1987年4月15日に、ルクセンブルグ法における株式会社として期限を定めずに設立され、ルクセンブルグ地方裁判所の商業登記簿にセクションB 25 754の番号で登記されている。なお、2018年9月11日に開催されたドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーの臨時株主総会において、2019年1月1日付で社名をDWSインベストメント・エス・エーに変更することが決議された。

当社の登記上の本社は、ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ1115、プールパール・コンラ・アデヌール2番に設置されている。

当社の事業年度は、毎年1月1日に開始し12月31日に終了する。

当社の目的は、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日付法律、ルクセンブルグの特別投資ファンドに関する2007年2月13日付法律、およびルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド管理会社に関する2013年7月12日付法律（当該各法律は改正）に基づく、投資信託およびオルタナティブ投資ファンドの設定ならびに管理運用である。当社は、ルクセンブルグ大公国の法規定を満たす範囲において、受益証券の販売促進ならびにこれらの投資信託およびオルタナティブ投資ファンドの管理および保管のために、必要もしくは有用であるあらゆる活動を行うことができるとともに、当該利益に資する、または当該事業目的達成のために役立つ、あるいは適切な、あらゆる事業取引を遂行し、あらゆる手段を講じることができる。

当社は、以下の業務を提供することもできる。

- ・ 投資家の権限付与に基づく自由裁量による単一ポートフォリオの個別管理。ただし、これは対象となるポートフォリオに、金融セクターに関する1993年4月5日付法律（改正）の付属書類、セクションBに記載されている金融商品が1つ以上含まれていることを条件とする。
- ・ 付随的業務として、上記の金融商品に関する投資顧問業務ならびに投資信託の受益証券に関する保管およびテクニカル管理業務。

当社は、投資信託に関する2010年12月17日付法律（改正）第101条第15章に準拠した管理会社として営業活動を行うため、また、オルタナティブ投資ファンド管理会社に関する2013年7月12日付法律（改正）第6条に準拠したオルタナティブ投資ファンドの管理会社として営業活動を行うために必要とされる規制上の認可を得ている。

当社は、ルクセンブルグの投資家補償制度（Système d'Indemnisation des Investisseurs Luxembourg、S I I L）のメンバーであり、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日付法律（改正）第101条（3）でカバーされる特定のサービス（ポートフォリオの個別管理、特定の金融商品に関するアドバイザリー・サービスおよび資産の保管）については、金融機関および特定の証券会社の解散、再編および清算措置、ならびに預金保険制度および投資家補償制度に関する2015年12月18日付法律（以下「2015年12月18日付法律」という）の規定が適用される。

S I I Lの各メンバーは（「事後手続」として）、賠償事案の発生に際して自己資本の5%に限定される年次負担義務を負っている。2015年12月18日付法律第195条（2）に規定される適用除外事項を除き、「S I I L」は投資取引の枠組みにおいて、会社が、借入金融商品または顧客の代理で会社が管理する顧客所有の金融商品に関する支払いを対象顧客に対して行えない場合、もしくは会社が保有または管理する顧客所有の金融商品を顧客に対して返還できない場合に、証券取引から生じる投資家の債権を20,000ユーロ保証する（投資家に対する補償）。すべての場合において、引き続き顧客は会社保有の金融商品の所有者であるため、これらの金融商品は会社の資産プールには含まれず、したがって、対象顧客はこれら金融商品に対する請求権を直接主張できる。

投資家補償は、ルクセンブルグ法または欧州連合の他の加盟国の法律に基づく自然人および会社で、その規模により、商業登記および会社登記ならびに会計慣行および企業の年次財務書類に関する2002年12月

19日付法律(改正)に従って要約貸借対照表の作成が求められる自然人および会社、ならびに欧州連合の他の加盟国の法律に基づく同等の規模の会社にまで適用される。

当社はルクセンブルグ法により課税される。

当社が所属するグループ

DWSインベストメント GmbHおよびDWS グループ GmbH & Co. KGaAは当社の株主で、2017年5月1日から持株比率は同等であった。両社とも、ドイチェ・バンク・アー・ゲー(本社:ドイツ、フランクフルト・アム・マイン)のグループ会社である。

ルクセンブルグの法律の規定に基づき、当社は、2018年度の年次連結財務書類およびグループ業務報告書の作成義務が免除されている。同法に準拠し、本年次財務書類は、年次株主総会における承認を目的とした非連結ベースで株主に提示されることになる。

2018年12月31日現在の当社の年次財務書類は、ドイチェ・バンク・アー・ゲーの年次連結財務書類に含まれており、当該年次連結財務書類には、当社が子会社として属する最大数のグループ企業の年次連結財務書類が含まれている。当該年次連結財務書類は、ドイツ連邦官報であるBundesanzeiger電子版を通じてドイツにおいて公示され、該当するルクセンブルグの登録簿に収められる予定である。

また、2018年12月31日現在、当社は、(2018年3月23日に行われたDWS・グループ・GmbH & Co. KGaAの新規株式公開(IPO)に伴い)DWS・グループ・GmbH & Co. KGaAの(本社:ドイツ、フランクフルト・アム・マイン)の連結財務書類(サブグループ)に含まれる予定であり、当該連結財務書類は、当社が子会社として属する最小数のグループ企業で構成されることになる。

貸借対照表の作成および評価方法

作成基準

本年次財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件およびルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成され、取得原価主義の会計原則が考慮されている。金融商品および/または特定の資産カテゴリーに関する公正価値オプションは適用されなかった。

会計方針および評価規則は、ルクセンブルグで適用される法令上の要件、特に商業登記および会社登記ならびに会計慣行および企業の年次財務書類に関する2002年12月19日付法律、ならびに商事会社に関する1915年8月10日付法律(それぞれ改正済み)の規定に従って決定されている。

年次財務書類の作成にあたり、重大な見積りを行う必要がある。取締役会は、合理的な商業上の判断に従って会計方針および評価規則を適用しなければならない。仮定の変更は、変更が行われた事業年度における年次財務書類に重大な影響をおよぼす可能性がある。取締役会は、前提となっている仮定が適切であり、従って、本年次財務書類は当社の財政状態および損益勘定について真実かつ公正に表示していると考えている。

当社は、次事業年度の財政状態に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行った。見積りおよび判断は、常に改善されており、過去の経験や、既存の背景に照らして適切と思われる将来の事象に関する予想等のその他の要因に基づいている。

表示および比較数値の整合性

2018年度において、当社は、パフォーマンス保証付ファンドの運用から生じる債務の決定方法を変更した。過年度の実務において（最大）引当金は、保証額に対する一定割合として、また保証額の年間の変動については3年間の調整期間を用いて算定されていた。

商法上の要件をさらに考慮し、この義務の履行に必要な予想額の最善の見積りを行うために、リスク算定を目的とした修正後の数理計算上のロジックでは、債務保証額について現在価値を考慮するとともに、保証付ファンドのボリュームが増加した場合は引当割合を減少させ、12ヶ月間の平均値を使用することをベースとした。

2017年12月31日の貸借対照表日現在の状況に基づいた場合、従前の方法で算定された引当金は300.0百万ユーロであるのに対して、この新たな方法に基づく引当金は253.4百万ユーロである。

重要な会計方針および評価規則

適用される会計方針および評価規則は継続企業を前提としている。

重要な会計方針および評価規則は、特に、以下を含む。

外貨換算

当社は、当社の帳簿をユーロ建てで維持し、記録している。ユーロ以外の通貨建てのすべての取引は、各取引時の実勢為替レートに基づきユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建ての固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日においても、これらの固定資産は通常、取得時の為替レートで換算されたままとなる。

銀行預金は、貸借対照表日の実勢為替レートで換算される。その結果発生する為替差損益は、当事業年度の損益計算書に計上される。

外貨建てのその他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートの仲値に基づき当該資産および負債の低価もしくは高価な方を用いて個別に換算される。従って、実現および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。為替差益は通常、実現時に損益計算書に計上される。

未決済の先渡為替取引は、貸借対照表日において、満期までの残存期間に対応する先渡レートを使用して換算され、予期される損失に対しては引当金が計上される。

無形資産

無形資産は、付随費用を含む購入価格または償却累計額・評価減控除後製造原価で評価される。調整を行った理由が存在しなくなった場合でも、これらの調整は引き続き計上される。

無形資産は、予想耐用年数（現在は8年）にわたり定額法を用いて償却される。

有形資産

有形資産は、付随費用を含む購入価格で評価される。

器具・備品は、見積耐用年数にわたり定額法を用いて減価償却される（年率10%から25%の間で異なる償却率）。少額資産（購入価格・製造原価が870ユーロ以下、あるいは通常の耐用年数が1年以内）は、当該事業年度の損益計算書に直接費用計上される。

有形資産に永続的な価値の下落があると当社が見なす場合、その損失を反映するために更なる評価減が計上される。評価調整を行った理由が当てはまらなくなった場合、これらの評価調整は中止される。

金融資産

当社が参加持分を有している関係会社株式、これらの関係会社に対する債権、固定資産として保有する有価証券もしくはその他の債権は、取得関連費用を含む取得原価または名目価額（債権および貸付金）で評価される。

取締役会が永続的な価値の下落があると判断した場合、当該固定資産に関して評価調整が行われ、貸借対照表日現在における評価額を引き下げる。調整を行った理由が存在しなくなった場合、これらの調整は中止される。

債権

債権は、名目価額で評価される。債権の見積実現可能価額がその名目価額を下回り、回収に懸念が生じる場合、評価調整が行われる。実現可能価額は、当社の取締役会が入手可能な情報に基づいて見積もられる。調整を行った理由が存在しなくなった場合、調整は中止される。

譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、年次財務書類が作成される通貨で表示された、付随費用を含む加重平均価格に基づいて算出される取得原価、または市場価格のいずれか低い方の価額で評価される。市場価格が取得原価を下回っている場合、評価調整が計上される。調整を行った理由が存在しなくなった場合、この調整は中止される。

市場価格の決定：

- ・ 証券取引所に上場している、または他の規制市場で取引されている譲渡可能有価証券は、評価日に直近の入手可能な価格で評価される。
- ・ 証券取引所に上場していない、または他の規制市場で取引されていない譲渡可能有価証券、ならびに証券取引所に上場している、または他の規制市場で取引されているものの、直近の入手可能な価格が代表的な値ではない有価証券は、取締役会が保守的かつ誠実に見積った推定売却価格で評価される。

繰延費用および前払費用

前払費用および未収収益には、翌事業年度に関連するが当事業年度に支払が発生した費用が含まれる。未払費用および繰延収益には、翌事業年度に関連するが当事業年度中に受領した収益が含まれる。

引当金

引当金は、過去の事象によって生じる他の当事者に対する貸借対照表日現在の損失または認識可能な法律上の債務または推定的債務に充当する目的で計上されている。ただし、こうした事象の性質が正確に決定されており、貸借対照表日現在、発生する可能性が高い、または確実であるが、その金額および/または発生時期が不確実な場合に限る。引当金は、合理的な商業上の判断の下で決定される評価額で認識される。

年金および類似の債務に関する引当金

当社は、従業員に対し、年金契約を結んでいる。企業負担年金給付は、雇用主が直接保証し（拠出型の確定給付退職年金）、一部は直接保険制度により資金提供された（バイオメトリクス・リスク）。法的要件に従って、バイオメトリクス・リスクの管理責任はルクセンブルグの保険業者に外部委託された。バイオメトリクス・リスクに関する資金提供では、当社が直接保険制度に対して定期的に拠出を行うが、これにより、当社は、当該制度に従業員の請求をカバーできるだけの十分な資産がない場合でも直接保険制度に対し拠出額を超えて支払いを行う法律上の義務または契約上の義務を有していない。当該拠出は、支払いが行われた事業年度の費用項目において表示される。

確定給付退職年金に関して貸借対照表上に表示される債務はユーロ建てであり、かつ、貸借対照表日における将来支払金の数理計算上の現在価値に相当する。当該債務は、インスペクション・ジェネラル・ドゥ・ラ・セキユリテ・ソシアル（Inspection Générale de la Sécurité Sociale、IGSS）に委ねられた出資計画に従って決定され、かつ、退職年金制度に係る1999年6月8日付の法律の規定およびにこの法律を補足する各種の法律および回覧/規則（特に2001年1月15日付大公国規則）に基づき策定された。

保証リスクに関する引当金

当社は、管理運用しているファンドの一部に関して、限られた期間におけるパフォーマンス保証を付与している。対象となるリスクを定量化するために、当社は、商業登記および会社登記ならびに会計慣行および企業の年次財務書類に関する2002年12月19日付法律(改正)の範囲内で見積額を算定している。当該法律によれば、貸借対照表日現在の引当金は、発生可能性の高い費用の予想額または既存の義務に対する最善の見積りを表すものとされている。見積額は、保証付ファンドのボリューム、数理計算上算定されたリスク、また時系的に算定されたリスクなどの要素に基づいて決定される。

税金引当金

各事業年度について計算される、当社の税金費用に相当する税金引当金は、「税金引当金」の項目に認識されている。

前払金は貸借対照表の資産の部の「その他の未収金」に計上される。

負債

負債は、「高値評価原則」に従って返済すべき金額で評価される。

負債について返済すべき金額が受け取った金額を上回る場合、その差額は資産として認識され、負債の期間にわたって定額法で、または実効金利法によって年に一度償却される。

純売上高

純売上高とは、製品の販売およびサービスの提供による収益から、売上に直接関連する付加価値税およびその他の税金を差し引いたものを指す。

固定資産無形資産および有形資産

無形資産および有形資産の増減は以下のとおりである。

固定資産の変動

(単位：千ユーロ)	取得原価 2018年 1月1日	増加	除却	減価償却 累計額*	正味 帳簿価額 2018年 12月31日	正味 帳簿価額 2017年 12月31日	当期 評価調整
無形固定資産							
営業許可、特許、ライセンス、商標およびそれらに類似する権利および資産	20,153	-	-	19,722	431	1,491	1,060
有形固定資産							
その他の付帯設備、工具および機器	15,109	221	48	14,840	442	567	298
固定金融資産							
関係会社株式	0	-	-	0	0	0	-
合計	35,262	221	48	34,562	873	2,058	1,348 (訳注)

(訳注) 原文では「1,348」と記載されているが、正しくは「1,358」である旨の確認が取れている。本文書においては、原文に対する訳文を記載している。

* 無形資産ならびに不動産および機器については、評価調整に、予定される減価償却費および減損が含まれている。

無形資産は、すでに完全に償却済みであるIT処理プラットフォーム、ならびに第三者から取得したアイルランド法に基づく2つのマネー・マーケット・ファンドの2011年における買収に関連して発生した資本支出により構成される。これら2つのマネー・マーケット・ファンドは、当社がプロモーターとして法人顧客に販売を行っている法的に独立したアイルランドのマネー・マーケット・ファンドと併合した。当該項目のために決定され適用される償却期間は、経済的予想耐用年数の8年に相当する。当報告年度の評価調整額1,060千ユーロは予定される減価償却費に帰属する。

金融固定資産

ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エーは、ファンドの形式で設計され、2018年12月31日の報告日現在清算中のDBファンド(モーリシャス)リミテッド(i.L.) (モーリシャス、ポート・ルイス)の持分を保有している。DBファンド(モーリシャス)リミテッド(i.L.)の株式の帳簿価額は2米ドルで変更はない。DBファンド(モーリシャス)リミテッド(i.L.)については、保有株式の重要性が低いことから、これ以上の詳細(資本金、自己資本および過年度の業績を含む。)は表示しない。

流動資産売掛金

86,048千ユーロのファンドの管理報酬に加えて、売掛金は、主として34,557千ユーロにのぼる投資勘定の管理に対する手数料および報酬、ならびに第三者投資会社のファンドの販売に係る報酬2,950千ユーロから成る。

関係会社に対する未収金

関係会社に対する未収金は、貸付金の提供による債権(200.0百万ユーロ)、ITサービスのグループ内の配分(4,637千ユーロ)およびファンド販売地域におけるサービスに関するグループ内の配分(4,525千ユーロ)に関連している。

さらに、「銀行預金、郵便小切手、小切手および手許現金」勘定のうち、59,877千ユーロは関係会社に対するものである。

その他の未収金

その他の未収金は、主に572,567千ユーロ(前事業年度:457,363千ユーロ)の未決済有価証券取引および企業負担年金給付に関連した年金基金への投資による債権8,060千ユーロで構成されている。

譲渡可能有価証券

その他の譲渡可能有価証券は、主としてドイチェ・バンク・グループが管理している投資信託の受益証券に起因する。残高の増加は、基本的に運用ファンドの設定時において取得した証券(シーディング)によるものである。貸借対照表日現在の未実現利益は545千ユーロ(前事業年度:2,092千ユーロ)である。

繰延費用および前払費用

前払費用は、主にドイツ、フランクフルト・アム・マインからの大手販売パートナーとの戦略提携を継続するための10年にわたる報酬に関する2015年度の支払い(8,887千ユーロ)に係るものである。

資本

資本金

全額払込済みの資本金は30,677千ユーロのままであり、1株当たり額面がそれぞれ511.29ユーロである、クラスA登録株式30,000株およびクラスB登録株式30,000株から成る。

法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が資本金の10%に達するまで年間純利益の少なくとも5%を法定準備金にあらかじめ配分することを要求される。この準備金を分配することはできない。

法定準備金は前事業年度から3,068千ユーロのままである。これは、払込済みの資本金の10%である最低額を満たしている。

公正価値準備金を含むその他の準備金

2017年度の利益処分に関する取締役会の提案に従い、当社は、2018年2月22日の臨時株主総会において、まず初めに年間純利益(255,298千ユーロに前期繰越利益10,694千ユーロを加算し、準備金13,630千ユーロを控除した金額)のうち250,000千ユーロを分配し、残りの2,362千ユーロを新たな勘定に繰り越すことを決定した。2018年3月15日の定時株主総会において、2,362千ユーロもまた配当金として分配することが決議された。

ルクセンブルグの純富裕税法(Vermögenssteuergesetz、VStG)第8a条によれば、関連する条件を満たした場合、純富裕税の前払いが可能となり、当社はこれにより純富裕税を減額することができる。法的要件に従い、前事業年度と同様に、当社は純富裕税の減額分の5倍以上に相当する金額をその他の準備金に配分することを決定した。法定ロックイン期間に基づき、当該準備金は純富裕税が減額された年の翌年から5課税年度の期間、貸借対照表上に計上される。

2017年度利益の処分の一部として、13,630千ユーロの金額が純富裕税法(VStG)第8a条に準拠して富裕税の準備金に積み立てられた。この決裁により、254,865千ユーロのその他の準備金のうち合計67,156千ユーロが富裕税の準備金として積み立てられている。

引当金

税金引当金

164,940千ユーロ(前事業年度:95,454千ユーロ)の税金負債の開示は、2017年および2018年の課税年度に関するものである。

その他の引当金

当社は、管理運用しているファンドの一部に関して、限られた期間におけるパフォーマンス保証を付与している。貸借対照表日現在の状況に基づき、引当金は184,199千ユーロであった。前事業年度においては、当社のファンドに関して759千ユーロの保証債務が支払われた。当事業年度より債務保証額のリスク算定の方法が現在価値に基づく数理計算上のロジックに修正されたこと、また保証額が減少したことを背景として、2018年末に115,042千ユーロが収益として戻入れられた。

総額14,866千ユーロのその他の引当金の残りの残高は主として、ファンド事業に関する販売手数料および管理事務代行費用の引当金に帰属する。

観測可能なすべてのリスクはその他の引当金の評価において会計処理されている。

負債

買掛金

買掛金は、主に未払ブローカー報酬34,584千ユーロから成る。

関係会社に対する未払金

関係会社に対する未払金は、販売サービスに対する債務(207,491千ユーロ)、IT関連費用の配分(9,448千ユーロ)、およびその他のグループ内の配分(1,168千ユーロ)が含まれている。

その他の債務

この項目には、税務当局および社会保障機関に対する債務(合計7,236千ユーロ)、ならびに主に未決済有価証券取引から構成されるその他の債務合計567,176千ユーロ(前事業年度:477,292千ユーロ)が含まれている。

偶発負債およびその他の金融債務

2018年12月31日現在、当社は、流動資産として保有されている外貨建債権を為替リスクに対してヘッジするために、以下の通貨先物契約を締結した。

通貨	購入額 (先渡価格)	通貨	売却額	期日	市場価格 (単位：ユーロ)
ユーロ	14,913,589	米ドル	17,000,000	2019年2月1日	14,852,350
ユーロ	2,215,575	英ポンド	2,000,000	2019年2月1日	2,226,973
ユーロ	2,372,479	日本円	300,000,000	2019年4月1日	2,388,266
スイス・フラン	1,000,000	ユーロ	885,740	2019年3月1日	887,603
				合計	20,355,192

ヘッジ目的のため（流動資産として保有されている有価証券の市場リスクおよび為替リスクに対するヘッジ）、当社はまた、元本金額88,062千ユーロの外国為替先物および元本金額94,192千ユーロの指数先物（それぞれ先物ヒストリカル・レートに基づく）の日次の先物取引を完了し決済した。これらの取引については、当初委託証拠金として6,096千ユーロの残高がある（貸借対照表上の「銀行預金、郵便小切手、小切手および手許現金」の項目に認識されている）。先物取引の市場価格（公正価値）はそれぞれ88,285千ユーロ（外国為替先物）および92,094千ユーロ（指数先物）である。

また、特にグループ会社との間で、賃貸契約および代理人契約等を含む進行中の様々な契約、またはファンドの運用管理においてグループ間の様々なサービス契約に基づく債務が存在する。

損益計算書純売上高

当社は、ファンドの管理運用に関して報酬を受領する。この対価は通常、管理運用機能の遂行に対する報酬のほか、資産保管、ファンド管理、販売および管理事務代行に関連して発生する費用をカバーしている。各投資信託の報酬率の合計は、それぞれの管理運用規定、目論見書、交付書面または基本定款に記載されている。管理運用規定、目論見書、交付書面に従い、個々のファンドについて運用成績連動報酬に係る取決めも存在する。

収益の主な内訳は、以下のとおりである。

	2018年 (単位：千ユーロ)	2017年 (単位：千ユーロ)
管理報酬	1,022,298	1,071,257
運用成績連動報酬	13,385	46,866
	<u>1,035,683</u>	<u>1,118,123</u>

主に取引高に依存する管理報酬の増加は、主として、運用される投資ファンドの投資取引高（運用対象資産）の拡大による影響を受ける。

純売上高は、そのほとんどがルクセンブルグにおいて発生したものである。純売上高の地域別市場ごとの分類は行っていない。

その他の営業収益

その他の営業収益の主な内訳は、次のとおりである。

	2018年 (単位：千ユーロ)	2017年 (単位：千ユーロ)
ファンド販売手数料	48,551	53,240
グループ間の活動配分による収益	11,795	12,368
投資勘定の管理による収益（IKS）	879	944
その他の収益	115,648	118,656
	176,873	185,208

ファンド販売手数料の減少は、主に投資口座部門からのファンド受益証券への配分が減少したことに起因している。

その他の収益の要因は、主にファンド事業における保証リスク引当金の一部戻入115,042千ユーロによるものである。

その他の外部費用

	2018年 (単位：千ユーロ)	2017年 (単位：千ユーロ)
販売手数料に係る費用	491,185	527,381
関係会社からのコスト・センター費用配分	210,744	183,258
ファンド管理報酬	175,211	173,095
資産保管報酬	11,226	11,986
運用成績連動報酬	64	2,213
その他の費用	38,380	33,137
	926,810	931,070

その大部分が取引高に依存する「販売手数料に係る費用」の減少の主な原因は、（主にリテール部門において）報酬対象となるファンドのボリュームが減少したことにある。

関係会社からのコスト・センター費用配分の増加は、特に、グループ間の費用配分について配賦方法を変更したことによるものである。

主にファンドボリュームに基づいて算定されるファンド管理報酬の増加は、ファンドのボリュームの絶対額の増加の影響を受けたものである。

その他の費用は主に、ファンド事業の現在の費用（監査およびアドバイザリー報酬、銀行および支払代理人に対する手数料、家賃、IT費用等）、およびDWSファンドを外部の様々なファンド・プラットフォームに組入れるための報酬（4,388千ユーロ）に起因している。

その他の受取利息および類似の収益

表示されている総額は主に、先物契約に係る受取金（7,714千ユーロ）に関連している。

流動資産として保有する金融資産および有価証券に係る評価調整額

表示されている当該金額は、流動資産として保有している有価証券について、市場価格が帳簿価額を下回ったために評価減（8,915千ユーロ）を行った結果によるものである。

貸借対照表日後の重要な事象

本貸借対照表および損益計算書に含まれているものを除き、貸借対照表日後に記録された重要な事象はなかった。

[次へ](#)

Deutsche Asset Management S.A.

Gewinn- und Verlustrechnung

für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2018

GEWINN- UND VERLUSTRECHNUNG in TEUR

	2018	2017
1. Nettoumsatzerlöse	1.035.683	1.118.123
2. Veränderung des Bestandes an fertigen und unfertigen Erzeugnissen	0	0
3. Andere aktivierte Eigenleistungen	0	0
4. Sonstige betriebliche Erträge	176.873	185.208
5. Roh-, Hilfs- und Betriebsstoffe und sonstige externe Aufwendungen	-926.810	-931.070
a) Roh-, Hilfs- und Betriebsstoffe	0	0
b) Sonstige externe Aufwendungen	-926.810	-931.070
6. Personalaufwand	-15.316	-14.673
a) Löhne und Gehälter	-13.031	-12.752
b) Soziale Aufwendungen	-2.257	-1.899
i) Altersversorgung	-956	-673
ii) Sonstige soziale Aufwendungen	-1.301	-1.226
c) Sonstiger Personalaufwand	-28	-22
7. Wertberichtigungen	-1.348	-3.846
a) zu Aufwendungen für die Errichtung und Erweiterung des Unternehmens und zu Sachanlagen und immateriellen Anlagewerten	-1.348	-3.846
b) von Gegenständen des Umlaufvermögens	0	0
8. Sonstige betriebliche Aufwendungen	0	0
9. Erträge aus Beteiligungen	0	0
a) aus verbundenen Unternehmen	0	0
b) sonstige Beteiligungserträge	0	0
10. Erträge aus sonstigen Wertpapieren und Forderungen des Anlagevermögens	1.832	1.661
a) aus verbundenen Unternehmen	0	0
b) sonstige Erträge die nicht unter a) enthalten sind	1.832	1.661
11. Sonstige Zinsen und ähnliche Erträge	7.715	146
a) aus verbundenen Unternehmen	7.715	146
b) sonstige Zinsen und ähnliche Erträge	0	0
12. Teil der Ergebnisse nach der Equity Methode	0	0
13. Wertberichtigungen zu Finanzanlagen und zu Wertpapieren des Umlaufvermögens	-8.915	104
14. Zinsen und ähnliche Aufwendungen	-2.599	-3.951
a) an verbundene Unternehmen	-969	-3.921
b) sonstige Zinsen und ähnliche Aufwendungen	-1.630	-30
15. Steuern auf das Ergebnis	-69.485	-95.914
16. Ergebnis nach Steuern	197.630	255.788
17. Sonstige Steuern, soweit nicht unter den Posten 1-16 enthalten	-157	-490
18. Ergebnis des Geschäftsjahres	197.473	255.298

Die Anmerkungen im Anhang sind wesentlicher Bestandteil des Jahresabschlusses.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018

Anhang zum Jahresabschluss zum 31. Dezember 2018

Allgemeines

Die DWS Investment S.A. (im Folgenden auch „Gesellschaft“) wurde am 15. April 1987 in Luxemburg in der Rechtsform einer Aktiengesellschaft luxemburgischen Rechts auf unbestimmte Zeit gegründet und ist im Handelsregister beim Bezirksgericht Luxemburg unter Sektion B, Nummer 25754, eingetragen. Im Rahmen der außerordentlichen Generalversammlung vom 11. September 2018 der Deutsche Asset Management S.A. wurde eine Änderung des Namens der Gesellschaft in DWS Investment S.A. mit Wirkung zum 1. Januar 2019 beschlossen.

Der Sitz der Gesellschaft befindet sich in 2, Boulevard Konrad Adenauer, L-1115 Luxemburg.

Das Geschäftsjahr beginnt am 1. Januar und endet am 31. Dezember eines Jahres.

Gesellschaftszweck ist die Auflegung und die Verwaltung von Organismen für gemeinsame Anlagen sowie alternativer Investmentfonds nach Maßgabe des Gesetzes vom 17. Dezember 2010 über Organismen für gemeinsame Anlagen, des Gesetzes vom 13. Februar 2007 über Spezialfonds sowie des Gesetzes vom 12. Juli 2013 über die Verwalter alternativer Investmentfonds – die vorstehenden Gesetze jeweils in ihrer aktualisierten Fassung. Die Gesellschaft kann alle Handlungen tätigen, die zur Förderung des Vertriebs der Anteile und zur Verwaltung und Verwahrung dieser Organismen für gemeinsame Anlagen und alternativer Investmentfonds notwendig oder nützlich sind und kann jedwede Geschäfte tätigen und Maßnahmen treffen, die ihre Interessen fördern oder sonst ihrem Gesellschaftszweck dienlich oder nützlich sind, soweit diese den gesetzlichen Bestimmungen des Großherzogtums Luxemburg entsprechen.

Des Weiteren kann die Gesellschaft folgende zusätzliche Dienstleistungen erbringen:

- die individuelle Verwaltung einzelner Portfolios mit Ermessensspielraum im Rahmen eines Mandats der Anleger, sofern die betreffenden Portfolios eines oder mehrere der im Abschnitt B des Anhangs II des geänderten Gesetzes vom 5. April 1993 über den Finanzsektor genannten Finanzinstrumente enthalten;
- als Nebenleistung die Anlageberatung hinsichtlich der vorgenannten Finanzinstrumente und die Verwahrung und technische Verwaltung hinsichtlich der Anteile von Organismen für gemeinsame Anlagen.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018

Die Gesellschaft verfügt über die aufsichtsrechtliche Zulassung als Verwaltungsgesellschaft nach Kapitel 15, Artikel 101 des geänderten Gesetzes vom 17. Dezember 2010 über Organismen für gemeinsame Anlagen sowie als Verwaltungsgesellschaft für alternative Investmentfonds nach Artikel 6 des geänderten Gesetzes vom 12. Juli 2013 über die Verwalter alternativer Investmentfonds.

Die Gesellschaft ist Mitglied des Luxemburger Anlegerentschädigungssystems *Système d'Indemnisation des Investisseurs Luxembourg* („SIIL“) und unterliegt für bestimmte von Artikel 101 (3) des Gesetzes vom 17. Dezember 2010 über Organismen für gemeinsame Anlagen (in seiner aktualisierten Fassung) abgedeckte Dienstleistungen (individuelle Verwaltung von Portfolien, Beratung hinsichtlich bestimmter Finanzinstrumente und Verwahrung) den Bestimmungen des Gesetzes vom 18. Dezember 2015 über die Maßnahmen zur Abwicklung, Sanierung und Liquidation von Kreditinstituten und bestimmten Wertpapierunternehmen sowie über die Systeme zur Einlagensicherung und Entschädigung der Anleger („Gesetz vom 18. Dezember 2015“).

Beim Eintritt eines Sicherungsfalls ist für jedes Mitglied des SIIL („ex-post Verfahren“) eine Jahresverpflichtung auf 5% der Eigenmittel begrenzt. Mit Ausnahme der Ausschlüsse, die nach Artikel 195 (2) des Gesetzes vom 18. Dezember 2015 vorgesehen sind, sichert das „SIIL“ die Forderungen von Anlegern aus Wertpapiergeschäften in Höhe von bis zu EUR 20.000 (Anlegerentschädigung), falls die Gesellschaft nicht in der Lage ist, die dem betreffenden Kunden geschuldeten bzw. im Eigentum dieses Kunden befindlichen und in seinem Namen von ihr im Rahmen von Anlagegeschäften gehaltenen Finanzinstrumente zu vergüten bzw. falls die Gesellschaft nicht in der Lage ist, dem Kunden die in seinem Eigentum befindlichen, aber von der Gesellschaft gehaltenen oder verwalteten Finanzinstrumente zurückzuerstatten. Da sämtliche Kunden nach wie vor Eigentümer der von ihnen bei der Gesellschaft gehaltenen Finanzinstrumente sind, fallen diese Finanzinstrumente nicht in die Vermögensmasse der Gesellschaft, so dass die betreffenden Kunden unmittelbare Ansprüche auf diese Finanzinstrumente geltend machen können.

Die Anlegerentschädigung umfasst natürliche Personen und Gesellschaften nach Luxemburger Recht oder dem Recht eines anderen Mitgliedstaats der Europäischen Union, die aufgrund ihrer Größe laut Gesetz vom 19. Dezember 2002 zum Handels- und Gesellschaftsregister sowie zur Buchführung und zum Jahresabschluss der Unternehmen (in seiner aktualisierten Fassung) berechtigt sind, eine verkürzte Bilanz aufzustellen, sowie

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018

Gesellschaften vergleichbarer Größe nach dem Recht eines anderen Mitgliedstaats der Europäischen Union.

Die Gesellschaft unterliegt der Besteuerung nach Luxemburger Recht.

Konzernzugehörigkeit

Gesellschafter sind seit dem 1. Mai 2017 zu gleichen Teilen die DWS Investment GmbH sowie die DWS Group GmbH & Co. KGaA. Beide Gesellschaften sind Konzerngesellschaften der Deutsche Bank AG, Frankfurt am Main.

Die Deutsche Asset Management S.A. ist auf der Grundlage der Regelungen des Luxemburger Gesetzes von der Verpflichtung befreit, einen Konzernabschluss und einen Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr 2018 zu erstellen. Entsprechend den gesetzlichen Bestimmungen wird der Abschluss infolgedessen auf nicht-konsolidierter Basis den Gesellschaftern im Rahmen der Generalversammlung zur Genehmigung vorgelegt.

Der Abschluss der Gesellschaft zum 31. Dezember 2018 wird in den Konzernabschluss der Deutsche Bank AG einbezogen, die den größten Kreis von Unternehmen darstellt, dem die Gesellschaft als Tochterunternehmen angehört. Der Konzernabschluss wird in Deutschland im elektronischen Bundesanzeiger veröffentlicht und beim zuständigen Register in Luxemburg hinterlegt.

Ferner wird die Gesellschaft – nach dem am 23. März 2018 erfolgten Börsengang der DWS Group GmbH & Co. KGaA – zum 31. Dezember 2018 in den (Teil-) Konzernabschluss der DWS Group GmbH & Co. KGaA mit Sitz in Frankfurt am Main einbezogen, die den kleinsten Kreis der Unternehmen bildet, dem die Gesellschaft als Tochterunternehmen angehört.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018

Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden

Allgemeine Grundsätze

Der Jahresabschluss wurde in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen und aufsichtsrechtlichen Bestimmungen und Verordnungen sowie Grundsätzen ordnungsmäßiger Rechnungslegung unter Beachtung des Prinzips der historischen Anschaffungskosten aufgestellt. Auf die Ausübung der Fair Value Option für Finanzinstrumente und/oder für bestimmte Kategorien von Vermögensgegenständen wurde verzichtet.

Die Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden wurden im Einklang mit den Vorschriften der in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen, insbesondere dem Gesetz vom 19. Dezember 2002 zum Handels- und Gesellschaftsregister sowie zur Buchführung und zum Jahresabschluss der Unternehmen sowie dem Gesetz vom 10. August 1915 über die Handelsgesellschaften (jeweils in seiner aktualisierten Fassung), festgelegt.

Bei Erstellung des Jahresabschlusses sind wesentliche Schätzungen vorzunehmen. Der Vorstand hat die Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden nach vernünftiger kaufmännischer Beurteilung anzuwenden. Änderungen von Annahmen können wesentlichen Einfluss auf den Jahresabschluss des Geschäftsjahres haben, in dem die Änderung stattgefunden hat. Der Vorstand ist der Ansicht, dass die zugrundeliegenden Annahmen angemessen sind und der Jahresabschluss demzufolge ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage vermittelt.

Die Gesellschaft hat Schätzungen vorgenommen sowie Annahmen getroffen, die die Vermögenslage des nachfolgenden Geschäftsjahres beeinflussen. Schätzungen und Beurteilungen werden ständig weiterentwickelt und stützen sich auf Erfahrungen der Vergangenheit sowie andere Gesichtspunkte, u.a. Erwartungen bezüglich zukünftiger Ereignisse, die vor dem gegebenen Hintergrund angemessen erscheinen.

Stetigkeit der Darstellung und Vergleichszahlen

Im Geschäftsjahr 2018 hat die Gesellschaft die bisherige Methodik zur Ermittlung der Verpflichtungen aus mit Wertentwicklungszusagen bzw. Garantien versehenen verwalteten Fonds umgestellt. Gemäß der in der Vergangenheit praktizierten Vorgehensweise berechnete sich die (maximale) Rückstellung auf Basis eines pauschalen Prozentsatzes, der

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss zum 31. Dezember 2018

auf das Garantievolumen angewandt wurde, verbunden mit einer 3-jährigen Anpassungsfrist im Falle von jährlichen Schwankungen des Garantievolumens.

Um den handelsrechtlichen Anforderungen an eine bestmögliche Schätzung des voraussichtlichen Betrags, der zur Erfüllung dieser Verpflichtung erforderlich ist, besser Rechnung zu tragen, fußt die geänderte finanzmathematische Berechnungslogik zur Risikoberechnung auf einer Barwertbetrachtung des zugesagten Garantiewertes sowie fallenden prozentualen Anforderungen im Falle steigender Garantiefondsvolumina und ist als als Durchschnittswert über 12 Monate ausgestaltet.

Aufgrund der Verhältnisse am Bilanzstichtag zum 31. Dezember 2017 ergäbe sich nach dieser neuen Methodik eine Rückstellung in Höhe von EUR 253,4 Mio im Vergleich zu dem nach der vormaligen Verfahrensweise ermittelten Rückstellungsbetrag von EUR 300,0 Mio.

Wesentliche Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden

Bei den angewandten Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden wird von der Fortführung der Unternehmenstätigkeit ausgegangen.

Die wesentlichen Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden umfassen im Einzelnen:

Umrechnung der Devisenpositionen

Die Gesellschaft führt ihre Bücher und Aufzeichnungen in Euro (EUR). Alle Transaktionen in einer anderen Währung als Euro werden in Euro zu dem zum Zeitpunkt der Transaktion geltenden Devisenkurs umgerechnet.

Das Anlagevermögen in einer anderen Währung als in Euro wird in Euro zu den zum Zeitpunkt der Transaktion geltenden historischen Devisenkursen umgerechnet. Zum Abschlussstichtag bleibt dieses Anlagevermögen grundsätzlich zum historischen Devisenkurs umgerechnet.

Die Bankguthaben werden zu den am Abschlussstichtag geltenden Devisenkursen umgerechnet. Die daraus resultierenden Devisenverluste und -gewinne werden in der Gewinn- und Verlust-Rechnung des Geschäftsjahres erfasst.

Die in der Bilanz enthaltenen anderen Aktiva und Passiva, die auf fremde Währung lauten, werden einzeln zum historischen Devisenkurs oder zu ihrem niedrigeren bzw. höheren Wert, der auf der Grundlage des am Bilanzstichtag geltenden Devisenmittelkurses ermittelt wird,

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018

bewertet. Dementsprechend werden in der Gewinn- und Verlust-Rechnung die realisierten und nicht realisierten Devisenverluste ausgewiesen. Die Devisengewinne werden in der Gewinn- und Verlust-Rechnung grundsätzlich zum Zeitpunkt ihrer Realisierung erfasst.

Noch nicht abgewickelte Devisen-Termingeschäfte werden zum Bilanzstichtag mit den jeweiligen Terminkursen für die verbleibende Laufzeit umgerechnet. Für drohende Verluste wird eine Rückstellung gebildet.

Immaterielle Anlagewerte

Die immateriellen Anlagewerte werden zu Anschaffungskosten, die die Anschaffungsnebenkosten beinhalten, oder zu Herstellungskosten bewertet, abzüglich der kumulierten Abschreibungen und Wertberichtigungen. Diese Wertberichtigungen werden auch dann beibehalten, wenn die Gründe der Wertberichtigungen nicht mehr bestehen.

Die immateriellen Anlagewerte werden über die erwartete betriebsgewöhnliche Nutzungsdauer (zur Zeit 8 Jahre) planmäßig abgeschrieben.

Sachanlagen

Sachanlagen werden zu Anschaffungskosten, die die Anschaffungsnebenkosten beinhalten, bewertet.

Gegenstände der Betriebs- und Geschäftsausstattung werden über die betriebsgewöhnliche Nutzungsdauer (Abschreibungssätze zwischen 10% p.a. und 25% p.a.) planmäßig linear, geringwertige Wirtschaftsgüter (Anschaffungs- bzw. Herstellungskosten bis zu einem Höchstbetrag von EUR 870 oder mit einer üblichen Nutzungsdauer von unter einem Jahr) im Jahr ihres Zugangs voll abgeschrieben.

Wenn die Gesellschaft der Ansicht ist, dass eine Sachanlage eine dauerhafte Wertminderung erfahren hat, erfolgt eine zusätzliche erfolgswirksame Wertminderung. Diese Wertberichtigungen werden nicht beibehalten, wenn die Gründe dafür nicht mehr bestehen.

Finanzanlagen

Anteile an verbundenen Unternehmen/Unternehmen, mit denen die Gesellschaft ein Beteiligungsverhältnis hat, Forderungen an diese Unternehmen, Wertpapiere des Anlagevermögens bzw. sonstige Ausleihungen des Anlagevermögens werden zu

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018

Anschaffungskosten bzw. zum Nominalwert (Forderungen und Darlehen), die/der die Anschaffungsnebenkosten beinhalten/beinhaltet, bewertet.

Bei Wertminderungen von Finanzanlagen, die nach Ansicht des Vorstands dauerhaft sind, werden diese Finanzanlagen wertberichtigt, um sie mit dem niedrigeren Wert anzusetzen, der ihnen am Bilanzstichtag beizulegen ist. Diese Wertberichtigungen werden nicht beibehalten, wenn die Gründe der Wertberichtigungen nicht mehr bestehen.

Forderungen

Die Forderungen werden mit ihrem Nennwert angesetzt. Sie werden wertberichtigt, wenn ihre Einziehung gefährdet ist bzw. wenn der geschätzte realisierbare Wert der Forderungen deren Nennwert unterschreitet. Der realisierbare Wert wird auf der Grundlage der dem Vorstand der Gesellschaft zur Verfügung stehenden Informationen geschätzt. Wertberichtigungen werden nicht beibehalten, wenn die Gründe der Wertberichtigungen nicht mehr bestehen.

Wertpapiere

Die Wertpapiere werden zu den Anschaffungskosten einschließlich der Anschaffungsnebenkosten, die nach den gewogenen Durchschnittswerten ermittelt werden, oder zu ihrem Marktwert bewertet, der in der für die Aufstellung des Jahresabschlusses angewandten Währung angegeben wird. Eine Wertberichtigung erfolgt, wenn der Marktwert niedriger ist als die Anschaffungskosten. Diese Wertberichtigungen werden nicht beibehalten, wenn die Gründe der Wertberichtigungen nicht mehr bestehen.

Der Marktwert entspricht:

- bei Wertpapieren, die zur Notierung an einer Wertpapierbörse zugelassen sind oder an einem anderen geregelten Markt gehandelt werden, dem letzten am Bewertungstag verfügbaren Kurs;
- bei Wertpapieren, die nicht zur Notierung an einer Wertpapierbörse zugelassen sind oder nicht an einem anderen geregelten Markt gehandelt werden, und bei Wertpapieren, die zur Notierung an einer Wertpapierbörse zugelassen sind oder an einem anderen geregelten Markt gehandelt werden, deren letzter Kurs allerdings nicht repräsentativ ist, dem wahrscheinlichen Veräußerungswert, der vom Vorstand vorsichtig und in gutem Glauben geschätzt wird.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018

Rechnungsabgrenzungsposten

Der Posten enthält die vor dem Abschlussstichtag gebuchten Ausgaben, die Aufwand für ein späteres Geschäftsjahr betreffen (aktiver Rechnungsabgrenzungsposten). Im passiven Rechnungsabgrenzungsposten werden die vor dem Abschlussstichtag erhaltenen Einnahmen, die Erträge für eine bestimmte Zeit nach diesem Tag darstellen, erfasst.

Rückstellungen

Rückstellungen dienen zur Deckung von Verlusten oder am Bilanzstichtag erkennbaren rechtlichen oder faktischen Verpflichtungen gegenüber einer anderen Partei aufgrund von Ereignissen der Vergangenheit, sofern diese ihrer Eigenart nach genau bestimmt sind und am Bilanzstichtag wahrscheinlich oder sicher sind, aber hinsichtlich der Höhe und/oder dem Zeitpunkt ihres Eintritts unbestimmt sind. Die Rückstellungen sind mit Werten angesetzt, die nach vernünftiger kaufmännischer Beurteilung notwendig sind.

Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen

Die Gesellschaft hat ihren Mitarbeitern Versorgungszusagen erteilt. Die arbeitgeberfinanzierten Versorgungsleistungen wurden vom Arbeitgeber unmittelbar zugesagt (beitragsgebundene Leistungszusage für Altersruhegeld) bzw. werden teilweise über Direktversicherungen finanziert (biometrische Risiken). Entsprechend den gesetzlichen Bestimmungen wurden die biometrischen Risiken an einen Luxemburger Versicherer ausgelagert. Bei der Finanzierung der biometrischen Risiken sind regelmäßige Beiträge der Gesellschaft an die Direktversicherung vorgesehen, wobei die Gesellschaft keine rechtliche oder vertragliche Verpflichtung zur Leistung von Zahlungen hat, die über die Beiträge der Direktversicherung hinausgehen, sollte Letztere nicht über ausreichende Mittel zur Deckung der Ansprüche der Angestellten verfügen. Die Beiträge stellen Aufwand des Geschäftsjahres dar, in dem sie gezahlt werden.

Die in der Bilanz ausgewiesene Verpflichtung für Leistungszusagen für Altersruhegeld besteht in Euro und entspricht dem versicherungsmathematischen Barwert künftiger Zahlungen zum Abschlussstichtag. Die Verpflichtung wird nach dem bei der Inspection Générale de la Sécurité Sociale („IGSS“) hinterlegten Finanzierungsplan auf der Grundlage der Vorschriften des Gesetzes vom 8. Juni 1999 über betriebliche Altersrenten sowie diversen dieses Gesetz ergänzenden Erlassen und Rundschreiben/Verordnungen (insbesondere Großherzogliche Verordnung vom 15. Januar 2001) ermittelt.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018

Rückstellungen für Garantierisiken

Die Gesellschaft hat für einige der von ihr verwalteten Fonds für abgegrenzte Zeiträume Wertentwicklungszusagen bzw. Garantien begeben. Zur Quantifizierung des abzudeckenden Risikos bestimmt die Gesellschaft Schätzwerte im Sinne des Gesetzes vom 19. Dezember 2002 zum Handels- und Gesellschaftsregister sowie zur Buchführung und zum Jahresabschluss der Unternehmen (in seiner aktualisierten Fassung), wonach eine Rückstellung zum Bilanzstichtag den besten Schätzwert von erwartbaren wahrscheinlichen Aufwänden oder bestehenden Verpflichtungen repräsentiert. Die Ermittlung der Schätzwerte basiert auf Elementen, die das Garantiefondsvolumen und das Risiko, berechnet mit finanzmathematischen Methoden, beinhalten und auf Basis einer Zeitreihe berechnet werden.

Steuerrückstellungen

Die Steuerrückstellungen, die den von der Gesellschaft berechneten Steueraufwendungen für die jeweiligen Geschäftsjahre entsprechen, werden unter dem Posten „Steuerrückstellungen“ ausgewiesen.

Geleistete Vorauszahlungen werden auf der Aktivseite der Bilanz im Posten „Sonstige Forderungen“ erfasst.

Verbindlichkeiten

Die Verbindlichkeiten sind, unter Beachtung des Höchstwertprinzips, mit ihrem Rückzahlungsbetrag angesetzt.

Ist der Rückzahlungsbetrag von Verbindlichkeiten höher als der erhaltene Betrag, wird der Unterschiedsbetrag aktiviert und jährlich linear bzw. nach der Effektivzinsmethode über die Laufzeit der Verbindlichkeit abgeschrieben.

Nettoumsatzerlöse

Nettoumsatzerlöse sind die Erlöse aus dem Absatz von Produkten und der Erbringung von Dienstleistungen nach Abzug der Mehrwertsteuer und anderer unmittelbar auf den Umsatz bezogener Steuern.

Deutsche Asset Management S.A.Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018**Anlagevermögen***Immaterielle Anlagewerte und Sachanlagen*

Die immateriellen Anlagewerte und Sachanlagen entwickelten sich wie folgt:

Anlagenspiegel							
in TEUR	Anschaffungs- kosten am 1.1.2018	Zugänge	Abgänge	Wertber- richti- gungen* (kumuliert)	Restbuch- wert am 31.12.2018	Restbuch- wert am 31.12.2017	Wertberich- tigungen im Geschäfts- jahr
Immaterielle Anlagewerte Konzessionen, Patente, Lizenzen, Warenzeichen und ähnliche Rechte und Werte	20.153	-	-	19.722	431	1.491	1.060
Sachanlagen Andere Anlagen, Betriebs- und Geschäftsausstattung	15.109	221	48	14.840	442	567	298
Finanzanlagen Anteile an verbundenen Unternehmen	0	-	-	0	0	0	-
Insgesamt	35.262	221	48	34.562	873	2.058	1.348

* Bei immateriellen Anlagewerten und Sachanlagen enthalten Wertberichtigungen planmäßige Abschreibungen sowie außerplanmäßige Wertminderungen.

Die immateriellen Anlagewerte bestehen aus einer bereits vollständig amortisierten IT-Abwicklungsplattform sowie aus aktivierten Aufwendungen im Rahmen der 2011 erfolgten Übernahme zweier von Dritten erworbenen Geldmarktfonds irischen Rechts, die mit einem von der Gesellschaft als Promoter an institutionelle Kunden vertriebenen, rechtlich selbständigen irischen Geldmarktfonds verschmolzen wurden. Die in diesem Zusammenhang ermittelte und angewendete Abschreibungsdauer entspricht der erwarteten betrieblichen Nutzungsdauer von 8 Jahren. Die Wertberichtigungen des Berichtsjahres entfallen mit TEUR 1.060 auf planmäßige Abschreibungen.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018

Finanzanlagen

Die Deutsche Asset Management S.A. ist am Kapital der in Form eines Fonds konstruierten DB Fund (Mauritius) Ltd. (i.L.), Port Louis, Mauritius, beteiligt, die sich zum Stichtag 31. Dezember 2018 in Liquidation befand. Der Buchwert der Anteile an der DB Fund (Mauritius) Ltd. (i.L.) beträgt unverändert USD 2. Vor dem Hintergrund der untergeordneten Bedeutung der Beteiligung wird von der Darstellung weiterer Angaben der DB Fund (Mauritius) Ltd. (i.L.) (u.a. Anteil am Kapital, Höhe des Eigenkapitals und des Ergebnisses des letzten Geschäftsjahres) abgesehen.

Umlaufvermögen

Forderungen aus Lieferungen und Leistungen

Die Forderungen aus Lieferungen und Leistungen enthalten neben Vergütungen aus der Verwaltung der Fonds von TEUR 86.048 im Wesentlichen Provisionen und Gebühren aus der Verwaltung von Investmentkonten von TEUR 34.557 sowie Provisionen aus dem Vertrieb von Fonds von Dritt-Kapitalanlagegesellschaften in Höhe von TEUR 2.950.

Forderungen gegen verbundene Unternehmen

Forderungen gegen verbundene Unternehmen entfallen neben Ansprüchen aus einer Kreditausreichung (EUR 200,0 Mio) mitunter auf Verrechnungen im Rahmen von Leistungen im Bereich IT (TEUR 4.637) und im Fondsvertrieb (TEUR 4.525).

Forderungen an verbundene Unternehmen sind zudem im Posten „Guthaben bei Kreditinstituten, Postcheckguthaben, Schecks und Kassenbestand“ in Höhe von TEUR 59.877 enthalten.

Sonstige Forderungen

Die sonstigen Forderungen entfallen im Wesentlichen mit TEUR 572.567 auf noch nicht abgewickelte Wertpapiergeschäfte (Vorjahr: TEUR 457.363) sowie auf Ansprüche im Rahmen der Anlagen des Pensionsfonds betreffend die arbeitgeberfinanzierten Versorgungsleistungen in Höhe von TEUR 8.060.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018

Wertpapiere

Die sonstigen Wertpapiere entfallen überwiegend auf Anteile an von der Deutsche Bank-Gruppe verwalteten Investmentfonds; der Anstieg des Volumens resultiert wesentlich aus im Rahmen der Auflage verwalteter Fonds erworbenen Anteilscheinen („seeding“). Zum Bilanzstichtag bestehen Kurswertreserven von TEUR 545 (Vorjahr: TEUR 2.092).

Rechnungsabgrenzungsposten

Der Rechnungsabgrenzungsposten betrifft eine 2015 geleistete Zahlung für eine sich auf 10 Jahre erstreckende Vergütung zur Weiterführung der strategischen Kooperation mit einem bedeutenden Vertriebspartner aus Frankfurt am Main (TEUR 8.887).

Eigenkapital

Gezeichnetes Kapital

Das voll eingezahlte Kapital beträgt unverändert TEUR 30.677 und ist eingeteilt in 30.000 Namensaktien der Klasse A und 30.000 Namensaktien der Klasse B mit einem Nennwert von jeweils EUR 511,29 je Aktie.

Gesetzliche Rücklage

Nach Luxemburger Recht ist die Gesellschaft verpflichtet, solange mindestens 5% des Jahresüberschusses im Wege der Vorwegzuweisung in die gesetzliche Rücklage einzustellen, bis diese 10% des gezeichneten Kapitals beträgt. Die gesetzliche Rücklage steht für Gewinnausschüttungen nicht zur Verfügung.

Es besteht unverändert zum Vorjahr eine gesetzliche Rücklage von TEUR 3.068. Sie beträgt das gesetzlich geforderte Minimum von 10% des gezeichneten Kapitals.

Sonstige Rücklagen, einschließlich der Zeitwert-Rücklage

Die Gesellschaft hat in Anlehnung des Vorschlags des Vorstands hinsichtlich der Verwendung des Jahresüberschusses des Geschäftsjahres 2017 im Zuge einer außerordentlichen Generalversammlung am 22. Februar 2018 beschlossen, den

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss zum 31. Dezember 2018

erwirtschafteten Jahresüberschuss von TEUR 255.298 sowie den Ergebnisvortrag aus dem Vorjahr von TEUR 10.694 nach Rücklagenzuführung von TEUR 13.630 in Höhe von TEUR 250.000 auszuschütten und den verbleibenden Betrag von TEUR 2.362 in einem ersten Schritt auf neue Rechnung vorzutragen. Am 15. März 2018 fasste die ordentliche Generalversammlung den Beschluss, den Betrag von TEUR 2.362 ebenfalls als Dividende auszuschütten.

Nach §8a des Luxemburger Vermögensteuergesetzes („VStG“) kann die Vermögensteuer bei Vorliegen der entsprechenden Bedingungen auf sich selbst angerechnet werden und die Gesellschaft ihre Vermögensteuerschuld auf diesem Wege ermäßigen. Entsprechend den gesetzlichen Anforderungen hat die Gesellschaft - wie in den Vorjahren - beschlossen, mindestens das Fünffache des der verminderten Vermögensteuer entsprechenden Betrages in die sonstigen Rücklagen einzustellen. Gemäß der gesetzlichen Bindungsfrist ist dieser Rücklagenposten für die fünf auf die Ermäßigung folgenden Steuerjahre in der Bilanz beizubehalten.

Im Rahmen der Verwendung des Gewinns des Geschäftsjahres 2017 beläuft sich die Zuführung zur Rücklage für Vermögensteuer gemäß §8a VStG auf TEUR 13.630. Von den sonstigen Rücklagen in Höhe von TEUR 254.865 sind beschlussgemäß insgesamt TEUR 67.156 als Rücklagen für Vermögensteuer gebunden.

Rückstellungen

Steuerrückstellungen

Der Ausweis der steuerlichen Verpflichtungen in Höhe von TEUR 164.940 (Vorjahr: TEUR 95.454) betrifft die Steuerjahre 2017 und 2018.

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018

Sonstige Rückstellungen

Die Gesellschaft hat für einige der von ihr verwalteten Fonds für abgegrenzte Zeiträume Wertentwicklungszusagen bzw. Garantien begeben. Aufgrund der Verhältnisse am Bilanzstichtag besteht eine Rückstellung in Höhe von TEUR 184.199. Zahlungen aus Garantieverpflichtungen gegenüber Fonds der Gesellschaft waren im abgelaufenen Geschäftsjahr in Höhe von TEUR 759 zu leisten. Unter Berücksichtigung einer im Geschäftsjahr geänderten Berechnungsmethodik auf Basis einer finanzmathematischen und barwertorientierten Berechnungslogik zur Risikoberechnung des zugesagten Garantiewerts sowie vor dem Hintergrund rückläufiger Garantievolumina wurde zum Jahresende 2018 ein Betrag von TEUR 115.042 ertragswirksam aufgelöst.

Der Restbetrag der sonstigen Rückstellungen in Höhe von TEUR 14.866 entfällt im Wesentlichen auf Rückstellungen für Vertriebsfolgeprovisionen und Verwaltungsaufwendungen aus dem Fondsgeschäft.

Bei der Bemessung der sonstigen Rückstellungen wurde allen erkennbaren Risiken Rechnung getragen.

Verbindlichkeiten

Verbindlichkeiten aus Lieferungen und Leistungen

Die Verbindlichkeiten aus Lieferungen und Leistungen umfassen mehrheitlich zu zahlende Vermittlungsvergütungen in Höhe von TEUR 34.584.

Verbindlichkeiten gegenüber verbundenen Unternehmen

Die Verbindlichkeiten gegenüber verbundenen Unternehmen enthalten Verbindlichkeiten aus Vertriebsleistungen (TEUR 207.491), IT-Verrechnungen (TEUR 9.448) sowie sonstigen Konzernverrechnungen (TEUR 1.168).

Sonstige Verbindlichkeiten

Der Posten entfällt auf Verpflichtungen gegenüber Steuerbehörden und Sozialversicherungsträgern (insgesamt TEUR 7.236) sowie sonstige Verbindlichkeiten, die überwiegend aus noch nicht abgewickelten Wertpapiergeschäften von insgesamt TEUR 567.176 (Vorjahr: TEUR 477.292) bestehen.

Deutsche Asset Management S.A.Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018**Eventualverbindlichkeiten und sonstige finanzielle Verpflichtungen**

Zum 31. Dezember 2018 hat die Gesellschaft folgende Devisenterminkontrakte abgeschlossen, um auf Fremdwährung lautende Forderungen des Umlaufvermögens gegen Wechselkursrisiken abzusichern:

Währung	Gekaufter Betrag (Terminkurs)	Währung	Verkaufter Betrag	Fälligkeit	Marktwert in EUR
EUR	14.913.589	USD	17.000.000	2.1.2019	14.852.350
EUR	2.215.575	GBP	2.000.000	2.1.2019	2.226.973
EUR	2.372.479	JPY	300.000.000	4.1.2019	2.388.266
CHF	1.000.000	EUR	885.740	3.1.2019	887.603
				Summe	20.355.192

Des Weiteren hat die Gesellschaft im Rahmen der internen Risikosteuerung zu Hedging-Zwecken (Absicherung gegen Markt- und Fremdwährungsrisiken von Wertpapieren des Umlaufvermögens) abgeschlossene und täglich abgerechnete Futuresgeschäfte von nominal TEUR 88.062 für FX-Futures und nominal TEUR 94.192 für Indexfutures - jeweils bezogen auf den historischen Futureskurs - im Bestand, für die ein Guthaben auf dem Margin-Konto (Ausweis im Bilanzposten „Guthaben bei Kreditinstituten, Postscheckguthaben, Schecks und Kassenbestand“) von TEUR 6.096 besteht. Der Marktwert (beizulegender Zeitwert) der Futures beläuft sich auf TEUR 88.285 (FX-Futures) bzw. TEUR 92.094 (Indexfutures).

Darüber hinaus bestehen Verpflichtungen aus diversen Dauerschuldverhältnissen insbesondere mit Konzernunternehmen, die u.a. Mietverträge und Geschäftsbesorgungsverträge bzw. diverse Intra-Group Service Agreements im Rahmen der verwalteten Fonds umfassen.

Deutsche Asset Management S.A.Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018**Gewinn- und Verlust-Rechnung****Nettoumsatzerlöse**

Die Gesellschaft erhält für die Verwaltung der Fonds ein Entgelt. Dieses Entgelt enthält im Regelfall neben der Verwaltungsvergütung auch die Kosten für die Verwahrstelle, das Fondsmanagement, Vertriebskosten sowie gegebenenfalls die Kosten für die Administrationsstelle. Die Gesamtvergütungssätze sind in den jeweiligen Verwaltungsreglements/Prospekten/Emissionsdokumenten bzw. Satzungen der betreffenden Fonds festgelegt. Daneben bestehen für einzelne Fonds gemäß Verwaltungsreglement/Prospekt/Emissionsdokument Vereinbarungen über erfolgsabhängige Vergütungen.

Die Erträge setzen sich wie folgt zusammen:

	2018 in TEUR	2017 in TEUR
Verwaltungsgebühren	1.022.298	1.071.257
Erfolgsabhängige Vergütungen	13.385	46.866
	<u>1.035.683</u>	<u>1.118.123</u>

Die Entwicklung der vorwiegend volumenabhängig ausgestalteten Verwaltungsgebühren ist wesentlich vom Ausbau des Anlagevolumens („Assets under Management“) der verwalteten Fondsvermögen geprägt.

Die Netto-Umsatzerlöse wurden überwiegend innerhalb Luxemburgs erwirtschaftet. Von einer weitergehenden Aufgliederung der Netto-Umsatzerlöse nach geographischen Märkten wurde abgesehen.

Deutsche Asset Management S.A.Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018**Sonstige betriebliche Erträge**

Die sonstigen betrieblichen Erträge setzen sich wie folgt zusammen:

	2018	2017
	in TEUR	in TEUR
Provisionen des Fondsvertriebs	48.551	53.240
Erträge aus konzerninternen Leistungsverrechnungen	11.795	12.368
Erträge aus der Verwaltung von Investmentkonten (IKS)	879	944
Sonstige Erträge	115.648	118.656
	<u>176.873</u>	<u>185.208</u>

Der Rückgang der Provisionen des Fondsvertriebs basiert weitgehend auf rückläufigen Verrechnungen für Fondsanteile aus dem Bereich Investmentkonten.

Die sonstigen Erträge entfallen überwiegend auf die teilweise Auflösung von Rückstellungen für Garantierisiken im Fondsgeschäft in Höhe von TEUR 115.042.

Deutsche Asset Management S.A.Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018**Sonstige externe Aufwendungen**

	2018	2017
	in TEUR	in TEUR
Aufwendungen für Vertriebsprovisionen	491.185	527.381
Kostenumlagen von Konzerngesellschaften	210.744	183.258
Vergütungen für Fondsmanagement	175.211	173.095
Verwahrstellenvergütung	11.226	11.986
Erfolgsabhängige Vergütungen	64	2.213
Sonstige Aufwendungen	38.380	33.137
	926.810	931.070

Ursächlich für die Verringerung der im Wesentlichen volumenabhängig ausgestalteten Aufwendungen für Vertriebsprovisionen ist vornehmlich der Rückgang der zugrunde liegenden vergütungsrelevanten Fondsvolumina - primär im Retailbereich.

Der Anstieg der Kostenumlagen von Konzerngesellschaften resultiert insbesondere aus einer Änderung des Verfahrens zur Kostenallokation von gruppeninternen Vertriebskosten.

Die Entwicklung der Vergütungen für Fondsmanagement, die überwiegend volumenabhängig berechnet werden, ist durch die Ausweitung des absoluten Fondsvolumens geprägt.

Sonstige Aufwendungen entfallen im Wesentlichen auf laufende Kosten aus dem Fondsgeschäft (Prüfungs- und Beratungskosten, Bank- und Zahlstellengebühren, Mieten, IT-Kosten etc.) sowie Gebühren für die Aufnahme der DWS-Fondsprodukte auf diversen externen Fondsplattformen (TEUR 4.388).

Sonstige Zinsen und ähnliche Erträge

Der Gesamtausweis betrifft ganz überwiegend Erlöse aus Terminkontrakten (TEUR 7.714).

Deutsche Asset Management S.A.

Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018

Wertberichtigungen zu Finanzanlagen und zu Wertpapieren des Umlaufvermögens

Der Ausweis resultiert aus Wertminderungen von Wertpapieren des Umlaufvermögens, deren Marktwerte die Buchwerte unterschreiten (TEUR 8.915).

Zinsen und ähnliche Aufwendungen

Vom Gesamtausweis in Höhe von TEUR 2.599 entfallen u.a. TEUR 2.311 auf negative Zinsen aus Guthaben auf laufenden Bankkonten und TEUR 253 auf Zinsaufwendungen für einen begebenen gruppeninternen Kredit.

Personal sowie gewährte Bezüge, Vorschüsse und Kredite für Mitglieder der Verwaltungs- oder Aufsichtsorgane und Pensionsverpflichtungen gegenüber früheren Mitgliedern dieser Organe

Im Jahresdurchschnitt waren 139 (Vorjahr: 134) Mitarbeiter beschäftigt, die sich nach Gruppen wie folgt aufteilen (in Klammern Angaben zum Vorjahr):

Mitglieder des Vorstands:	3 (4)
Leitende Angestellte/Führungskräfte:	12 (11)
Angestellte:	124 (119)

Im Jahr 2018 betragen die für ihre Tätigkeiten gewährten Gesamtbezüge (inklusive geldwerter Vorteile) des Vorstands und leitender Angestellter/Führungskräfte TEUR 3.566 (Vorjahr: TEUR 2.568). Bezüge an den Aufsichtsrat der Gesellschaft wurden unverändert zum Vorjahr nicht gezahlt.

Gegenüber vormaligen Mitgliedern des Vorstands oder des Aufsichtsrats bzw. belaufen sich die Pensionsverpflichtungen auf TEUR 102.

Kredite, Vorschüsse sowie sonstige Haftungsverpflichtungen gegenüber Mitgliedern des Vorstands und Führungskräften sowie des Aufsichtsrats wurden während des Geschäftsjahres 2018 nicht gewährt bzw. eingegangen.

Geschäfte mit nahestehenden Personen und Unternehmen

Es wurden keine wesentlichen Geschäfte mit nahestehenden Personen und Unternehmen zu nicht marktüblichen Konditionen durchgeführt.

Deutsche Asset Management S.A.Anhang zum Jahresabschluss
zum 31. Dezember 2018**Honorare des Abschlussprüfers**

Das im Geschäftsjahr als sonstige betriebliche Aufwendungen erfasste Gesamthonorar des Abschlussprüfers bzw. des zugelassenen Cabinet de révision agréé setzt sich im Einzelnen wie folgt zusammen (ohne Honorare für Leistungen hinsichtlich der von der Gesellschaft verwalteten Fonds):

in TEUR (exklusive Umsatzsteuer)	2018	2017
Honorar für:		
- Jahresabschlussprüfung	157	119
- Andere Bestätigungsleistungen	-	-
- Steuerberatungsleistungen	30	44
- Sonstige Leistungen	-	-

Ereignisse von besonderer Bedeutung nach dem Abschlussstichtag

Es wurden keine wesentlichen Ereignisse nach dem Bilanzstichtag verzeichnet, die nicht bereits in die Bilanz oder die Gewinn- und Verlust-Rechnung einbezogen wurden.

4【利害関係人との取引制限】

投資者の公平な取扱い / 利益相反への対処

主題

管理会社は、利益相反、具体的には管理会社、その従業員と顧客の間の利益相反および顧客間の利益相反が公正に処理されるよう取引を行う。一方を管理会社またはその従業員、他方を顧客とする利益相反においては、顧客の利益を常に優先する。

序論

世界的に事業を行っている金融サービス業者として、管理会社およびその関連会社であるドイツ銀行グループ会社（ドイチェ・バンク・アー・ゲーを含む。）は、実際のおよび潜在的な利益相反に常に直面している。管理会社は、それぞれの利益相反を特定、処理および監視できる組織体制の構築および有効な管理対策の実施のためにあらゆる適切な措置を講じることを原則としている。

管理会社の経営陣は、管理会社のシステム、管理および手順が利益相反を特定、監視および解決するためにふさわしいものであるよう確保することにつき責任を負う。管理会社のコンプライアンス部および法務部は、実際のおよび潜在的な利益相反（管理会社がドイツ銀行グループの一翼を担う会社に業務を委託することにより生じるものを含む。）の特定および監視を支援する。

管理会社は、各事業ラインに関して、実際のまたは潜在的な利益相反を特定、処理および監視することのできる適切な手順を備えている。管理会社は、利益相反への対処方法に関する原則を定めており、その最新版は、インターネット（www.dws.lu）から入手することができる。

目的

管理会社は、顧客の利益に重大な悪影響を及ぼす利益相反を特定し、適切に処理するために適切な措置を講じる。関連する方針は、一切のかかる重大な利益相反を特定し、防止するために、また防止することが不可能な場合は影響を被る顧客の最善の利益に合うよう発行を管理するために、グループ・レベルおよび部門レベルでの適切な手順および対策に関する要件を定めている。

投資者の公平な取扱い

管理会社は、ファンドの投資者を公平に取り扱う義務を負う。管理会社は、他の資産および投資者に不利になるように特定の資産および資産への投資者を優遇することなく、平等な取扱いの原則に従い投資資産を運用する。管理会社の意思決定プロセスおよび組織体制は、これに従って調整される。

管理会社は、管理会社の従業員がドイツ銀行グループ・メンバーとして果たす役割に起因して利益相反が生じ得ることを認識している。かかる起こり得る事態に関して、各ドイツ銀行グループ・メンバーは、合理的な範囲で、（メンバーそれぞれの職務および責任に関する）かかる利益相反を公正に解決する努力を行い、管理会社および投資者の利益が悪影響を受けないことを確保することを約束している。管理会社は、ドイツ銀行グループ・メンバーはかかる職務を履行するために必要な適性および能力を有していると考えている。

（潜在的な）重大な利益相反

以下の重大な利益相反は、投資者が達成可能な商業的成果に悪影響を及ぼす可能性があり、特に、投資者への支払額が少なくなることにつながる可能性がある。

さらに、将来的にはさらなる利益相反が存在または発生する場合があります、かかるさらなる利益相反も、特に、投資者が達成可能な商業的成果に悪影響を及ぼす可能性があり、投資者への支払額が少なくなることにつながる可能性がある。管理会社がかかるさらなる実際のまたは潜在的な利益相反を認識し、それが重大であるとみなした場合、かかる利益相反については、年次報告書またはインターネット（www.dws.lu）において開示される。

a) 管理会社レベルの利益相反

ドイチェ・バンク・アー・ゲー、管理会社およびポートフォリオ・マネージャーならびにこれらの企業のために行為する者はすべて、ドイツ銀行グループに帰属する（以下「関連会社」という。）。場合によっては、関連会社は、現在または将来において、本ファンドにおける場合と同一のまたは類似する立場で他のファンドにも関与しまたは携わる。これも利益相反を生じさせる可能性がある。

関連会社は、会社法に基づきまたは人事の面で、間接的または直接的に相互に関連している。関与する会社が部分的に同じであることおよび会社法に基づきまたは人事の面で相互につながりのあるこ

とにより、利益相反がもたらされる可能性がある。複数の役割を担っていない会社であって、会社法に基づきまたは人事の面で相互につながりのない会社のみが関与する場合、ファンドにとって重要な契約が異なる態様で締結される可能性を排除することはできない。

関与する会社および者の利益は、相互に相反する可能性がある。管理会社に影響を及ぼす利益相反が生じた場合、管理会社は、ファンドの投資者に有利なようにかかる利益相反を解決する努力を行う。投資者の利益も影響を受ける場合、管理会社は、あらゆる利益相反を回避する努力を行い、かかる利益相反を回避することが不可能な場合は、投資者の利益を適切に保護すると同時に不可避的な利益相反が解決されることを確保する努力を行う。

ファンドは、その対象となる会社がドイツ銀行グループ会社、その子会社または関連会社である短期金融商品ファンド等の金融商品に投資することがある。場合によっては、かかる取引、デリバティブ取引、デリバティブ契約等の評価は、取引相手方が提供した情報に基づき行わなければならないことがある。かかる場合、かかる情報は、保管受託銀行が関連するファンドの特定の資産の価額を計算する際の基礎になる。これも利益相反を生じさせる可能性がある。

銀行残高、投資ファンドの受益証券/投資口または証券の形態(ただし、関連するファンドの投資条件に従い認められることを条件とする。)によるファンドの資産は、保管受託銀行について定める法規定に従い、関連会社に預託される場合がある。ファンドの銀行残高は、関連会社が発行する預託証券もしくは預託証書または関連会社が提供する銀行預金に投資されることがある。これにより、(銀行残高等の)金利水準以外の他の要因が投資(特に、情報の伝達のほか、関連会社の自社の商品または関連会社の商品への投資意欲等)に関連することになる可能性がある。銀行取引または同様の取引もまた、関連会社との間でまたは関連会社を通じて行われる場合がある。関連会社も同様に、デリバティブ取引またはデリバティブ契約の取引相手方となることがある。これにより、かかるデリバティブ取引またはデリバティブ契約を評価する際に利益相反が生じる可能性がある。

販売目論見書の反対趣旨の規定にかかわらず、管理会社は、管理会社が投資先とする同一の受益証券、不動産、証券、資産および証書を包含する他のファンドの勘定で積極的に取引を行うことができる。管理会社は、ファンドの投資目的と類似するもしくは異なる投資目的を追求する、および/または必要に応じてファンドと類似する投資プログラムもしくはファンドが参加していない他の投資プログラムを実施することができる他のファンドおよび顧客のために、投資運用サービスおよびコンサルタント業務ならびに/または管理サービスを行うことがある。本投資ファンドまたはその他の投資ファンドのために用いられるポートフォリオ戦略は、関連会社がファンド運用のために推奨する取引および戦略と一致しない場合があり、ファンドが投資先とする受益証券、不動産、証券および証書の価格および利用可能性は、損なわれるおそれがある。

管理会社は、必要および適切とみなすだけの時間をファンドの業務に費やす。管理会社は、特にさらなる投資顧問関係の締結またはさらなる事業活動の引受けに関して、かかる業務がファンドのための業務と競合する場合であっても、追加の投資ファンドの開始に関する制限を受けない。

b) 販売会社レベルの利益相反

販売会社となりうる者に対する管理会社の報酬部分またはその他の支払額の比例按分支払いを考慮すると、販売会社には販売利益の増加が生じる。

c) 徴収済み管理報酬の一定の投資者に対する返金

管理会社は、その裁量において、個別の投資者との間で、徴収済みの管理報酬の一部の返金に合意することがある。これは、長期にわたって多額の資金を直接投資する機関投資家の場合に特に検討の対象になり得る。本件については、DWSインベストメント・エス・エーの「機関投資家営業」部門がこれらの問題につき責任を負う。

d) 保管受託銀行または副保管受託銀行に関連する特定の利益相反

保管受託銀行は、それらの通常の業務過程において多数の顧客および自己の勘定で同時に行う会社および事業から成る国際的なグループの一員であるため、実際のまたは潜在的な利益相反が生じる可能性がある。利益相反は、保管受託銀行またはその関連会社が管理事務代行契約または別の契約もしくはその他の取決めに基づく活動に従事する場合に生じる。当該活動は以下を含む可能性がある。

- () 名義人、管理、登録および名義書換事務代行、調査、証券貸付代行、投資運用、財務上の助言ならびに/またはその他の顧問サービスをファンドに提供すること。
 - () 本人として自己の利益のために、または他の顧客のために、ファンドとの間で外国為替、デリバティブ、プリンシパル・レンディング、仲介、マーケット・メーカーまたはその他の金融取引を含む銀行、販売および売買取引を行うこと。
- 上記の活動に関連して、保管受託銀行またはその関連会社は、
- () 当該活動から利益を得ることを追求し、いかなる形の利益または対価をも受領および保持する権利を有しており、当該活動に関連して受領する利益または対価(報酬、費用、手数料、分配収益、スプレッド、値上げ、値下げ、利息、割戻し、割引またはその他の利益を含む。)の性質または金額をファンドに開示する義務を負わない。
 - () 本人として自己の利益のために、その関連会社の利益のために、または他の顧客のために、有価証券またはその他の金融商品を購入し、販売し、発行し、取り扱いまたは保有する場合がある。
 - () ファンドが入手することができない自らの所有する情報に基づく場合を含め、実行された取引に対して同一または反対の取引を行う場合がある。
 - () ファンドの競合他社を含む他の顧客に対し、同一のまたは類似するサービスを提供する場合がある。
 - () 自ら行使することができる債権者の権利をファンドから付与される場合がある。

ファンドは、ファンドの勘定で外国為替取引、直物取引またはスワップ取引を実行するために保管受託銀行の関連会社を利用する場合がある。このような場合、当該関連会社は、ファンドのプロカー、代理人または受託者ではなく、本人としての資格において行うものとする。当該関連会社は、かかる取引から利益を得ることを追求し、いかなる利益も保持し、ファンドに開示しない権利を有している。当該関連会社は、ファンドと合意した条件でかかる取引を行うものとする。

ファンドに帰属する現金が銀行たる関連会社に預け入れられる場合、当該関連会社がかかる口座に支払いまたは賦課する利息(もしあれば)および当該現金を受託者としてではなく銀行として保有することから生じる報酬またはその他の利益に関して、潜在的な利益相反が生じる。

管理会社は、保管受託銀行またはその関連会社の顧客またはカウンターパーティーとなる場合がある。

保管受託銀行による副保管受託銀行の利用に際して生じる可能性がある潜在的な利益相反は、大まかに以下の4種類を含む。

- (1) (a)最も低い報酬請求額、報酬の割戻しまたは類似するインセンティブを含むコスト要因、および
(b)保管受託銀行が客観的な評価基準に加えて、より大きな相互的取引関係の経済的価値に基づき行為する可能性のある相互的取引関係により影響を受ける、副保管受託銀行の選定および複数の副保管受託銀行間の資産配分に起因する利益相反。
- (2) 関連会社または非関連会社である副保管受託銀行は、他の顧客のためにおよび自己の利益のために行うことから、顧客の利益と相反する可能性がある。

(3) 関連会社または非関連会社である副保管受託銀行は、顧客と間接的な関係のみを有し、保管受託銀行をカウンターパーティーとしていることから、自己または他の顧客の利益のために行為するインセンティブを保管受託銀行にもたらし、顧客に損害が生じる可能性がある。

(4) 副保管受託銀行は、証券取引の支払が行われない場合に行使することができる、顧客の資産に対する市場ベースの債権者の権利を有している場合がある。

保管受託銀行は、その職務の遂行に際し、正直に、公正に、専門的に、独立して行為し、ファンドおよびその受益者の利益のためのみ行為するものとする。

保管受託銀行は、その保管業務の履行を、その他の潜在的に相反する業務と職務上および序列上分離している。内部統制システム、異なる報告系統、業務の割当ておよび運用報告により、潜在的な利益相反および保管上の問題は適切に特定され、管理され、監視される。さらに、保管受託銀行による副保管受託銀行の利用に関して、保管受託銀行は、いくつかの潜在的な利益相反に対処するために契約上の制限を課しており、副保管受託銀行による高水準の顧客サービスを確保するために、副保管受託銀行に対するデュー・ディリジェンスおよび監督を維持している。また、保管受託銀行は、顧客の活動および持分に関する報告を頻繁に提供しており、その基礎となる機能を社内外の統制監査の対象としている。最後に、保管受託銀行は、その保管業務の履行を、自己の活動と内部的に分離し、顧客に対して倫理的かつ公正に、透明性をもって行為するよう従業員に要求する行動規範を遵守している。

保管受託銀行、保管受託銀行の職務、生じる可能性がある利益相反、保管受託銀行により委託された保管機能、委託先および再委託先ならびに当該委託から生じる可能性がある利益相反に関する最新情報は、受益者の請求により保管受託銀行から入手することができる。

5【その他】

(1) 定款の変更等

株主総会は、特に定款の変更等、管理会社のすべての事項に関し決定することができる。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの法律の一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することもできる。

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー (State Street Bank Luxembourg S.C.A.) (「保管受託銀行」)

資本金の額

2019年4月末日現在、65,001,138ユーロ(約80億8,484万円)

事業の内容

保管受託銀行はルクセンブルグの法律に基づき1990年1月19日に設立され、一般の商業銀行業務を営んでいる。

- (2) DWSインベストメントGmbH (DWS Investment GmbH) (「投資運用会社」)

資本金の額

2019年4月末日現在、1億1,500万ユーロ(約143億円)

事業の内容

投資運用会社は、ドイツ法に基づくポートフォリオ・マネージャーである。

- (3) ドイツ証券株式会社(「代行協会員」)

資本金の額

2019年4月末日現在、727億2,800万円

事業の内容

金融商品取引法に基づき日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

- (4) 丸三証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

2019年4月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

2【関係業務の概要】

- (1) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー (State Street Bank Luxembourg S.C.A.) (「保管受託銀行」)

保管受託銀行は、ファンド資産を分別保管するとともに、ルクセンブルグの法律に基づき保管受託銀行に課せられるその他一切の義務を履行する。

- (2) DWSインベストメントGmbH (DWS Investment GmbH) (「投資運用会社」)

投資運用会社は、投資方針および直接的な投資判断の日々の遂行を含むファンド運用業務を行う。

- (3) ドイツ証券株式会社(「代行協会員」)

日本における代行協会員業務を行う。

- (4) 丸三証券株式会社(「日本における販売会社」)

日本における受益証券の販売および買戻業務を行う。

3【資本関係】

管理会社、投資運用会社および代行協会員の最終的な親会社はドイツ銀行である。

第3【投資信託制度の概要】

(2019年5月1日付)

・ 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法(改正済) (2010年法が継承)
2004年法	リスク資本に投資する投資法人(以下「SICAR」という。)に関する 2004年6月15日法
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正 済)
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する随時改正される2016年 7月23日法
A I F	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
A I F M	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則(EC) No.1060/2009および規則(EU)No.1095/2010を改正する、オルタナ ティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧 州理事会指令2011/61/EU
A I F M R	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および 監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する 2012年12月19日付委員会委任規則(EU)No.231/2013
B M Rまたは ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU) No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとして または投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に 関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/ 1011
C E S R 第16章管理会社	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会(ESMA) 2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
C S S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合(E E Cの継承機関であるE Cを吸収)
F C P	契約型投資信託
K I Dまたは P R I I P s K I D	規則1286/2014において言及される主要情報文書
K I I Dまたは U C I T S K I I D	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主 要投資家情報文書

加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2017/1131
非個人向け パート ファンド パート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券/投資証券を販売することが認められていないパート ファンド(特にUCITS 指令をルクセンブルグ法において導入する)2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
PRIIP	PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
PRIIPs規則または 規則1286/2014	パッケージ型個人向け投資金融商品(PRIIPs)の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)1286/2014
RAIF	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録AIFM	運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け パート ファンド RESA	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券/投資証券を販売することが認められているパート ファンド ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという 2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則(EU)No.648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2015/2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS 指令または 指令2009/65/EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/EC

UCITS 指令または 指令2014/91/EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009/65/ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014/91/EU
UCITS 法	2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS 指令を法制化する2016年5月10日法
UCITS 規則または EU規則2016/438	預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009/65/ECを補足する随時改正される2015年12月17日付委員会委任規則(EU)2016/438
UCITS所在加盟国	UCITS 指令第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社または 第15章管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

重要情報

本概要は、SICAVまたはFCPの最も一般的な形態を採用するUCITSおよびパート ファンドに着目している。

他の法律に関する言及は、適切と判断される場合に行われる。

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、指令85/611/EEC(以下「UCITS 指令」という。)の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法によって代替された。

2002年法は、UCITS 指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/EC(以下「UCITS 指令」という。)をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法を代替した。

2010年法は、UCITS 指令をルクセンブルグ法に導入し、2002年法を代替した。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法を代替した。専門投資信託(以下「SIF」という。)は、当該ビークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布され、同日発効した。AIFMDは、主にEU(および一定の条件の下では外国)におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される指令ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ビークル(すなわちAIF)にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および2004年法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。SICARについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、()完全に適用対象となる投資ビークル(すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ビークル)と、()AIF(いかなる場合もAIFとしての適格性を有しているすべてのパートファンド)ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年法第3条およびAIFMDにより規定された最低限度額を下回る投資ビークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMDの管理会社に関する新しい制度が導入された。

AIFMDについては2013年法は、AIF(当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。)を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF(その投資信託の所在地を問わない。)の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

2016年5月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS指令を法制化する2016年5月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に発効した。

2018年3月の2010年法および2013年法の改正により、認可されたAIFMによって運用され、その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資家へその投資証券を販売することが認められていないパートファンドに関して、UCITS保管受託制度ではなく、AIFMD保管受託制度が適用される旨規定される。

2010年法はまた、パートファンドが()登録AIFMまたはEU域外のAIFMにより運用され、かつ()その募集文書において、ルクセンブルグ領域内でその投資証券を個人投資家へ販売することが禁じられている場合において、そのパートファンドは、非AIF投資構造に対して適用されるより緩やかな保管受託制度(すなわち非UCITSおよび非AIFMD保管受託制度)の対象となる旨を規定している。

2016年10月11日に、2010年法パートに服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS(場合に応じて)に適用される規定に関するCSSF告示16/644が発行された。

CSSF告示16/644は、2018年8月23日に発行された、2010年法パートに服さないファンドの預託機関およびその支店(該当する場合)に適用される組織的な取決めに係るCSSF告示18/697により改正された。

さらに、MMF規則は2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになった。

ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパートのUCITSおよびパートのUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パート UCITS(以下「パート」という。)

パート その他のUCI(以下「パート」という。)

パート 外国のUCI

パート 管理会社

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

パート 専門投資信託に適用される一般規定

パート オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

1.3 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パート およびパート に従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement) (以下「FCP」という。)

2) 投資法人 (investment companies)

- 変動資本を有する投資法人 (以下「SICAV」という。)

- 固定資本を有する投資法人 (以下「SICAF」という。)

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法(パート ファンドおよびパート ファンド)、2004年法(SIF)、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託(FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社(以下「管理会社」という。)およびその保管受託銀行(以下「保管受託銀行」という。)の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびUCITSおよびパート ファンドについては2010年法またはSIFについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を保有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定されることが求められる。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買い戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買い戻しが停止される。この買い戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買い戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、CSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買い戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75(改訂済)は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買い戻価格を十分に短い固定され

た間隔で(原則として月に一度以上)決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

S I Fに関連して、受益証券の発行ならびに、適用ある場合は、受益証券の買戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってS I Fは、買付けおよび買戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズド・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)2016年10月現在において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、U C I T Sまたはパートファンドとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから6か月以内およびS I Fとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート ファンドについては少なくとも1か月に1度(例外がある)は計算されなければならない。S I Fは約款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。S I Fの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注)緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくF C Pの保管受託銀行

- A. 管理会社は、運用しているF C Pそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、C S S Fにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C Pの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに

直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. パート FCPおよび個人向けパート FCPについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金がa) FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC¹第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

¹ 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

C. F C Pの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 -) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 -) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、F C Pを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってF C Pに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 -) F C Pを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてF C Pの所有権を確かめることによってかかる資産のF C Pによる所有を確認し、
 -) F C Pが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するF C Pの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) F C Pの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がF C Pを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) F C Pの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてF C Pが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはF C Pの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたF C Pの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 -) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 -) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。

- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

- F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合(2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。)
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

FCPは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

F C Pに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18/698に従う。

(さらなる詳細については、以下 3.3を参照のこと。)

3.1.5 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内であつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドおよびSIFについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2007年法に基づくSICAV

公開有限責任会社(société anonyme)の形態に加えて、2007年法はS I C A Vが株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)、特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)、普通リミテッド・パートナーシップ(société en commandite simple)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合(société coopérative organisée sous forme de société anonyme)の形態の採用を許可している。2007年法に基づくS I C A Vの唯一の目的は、投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家(十分に情報を提供された投資家でなければならない)に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象となっているS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含め、2010年法パート に従うすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- パート S I C A Vは、株式資本を維持しなければならず、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、S I C A Vの認可後6か月以内に達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
- S I Fについては、株式プレミアムまたは組合持分を構成する金額を加えたS I C A Vの払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、S I C A Vの認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。
(注)現在はこちらの規則は存在しない。
- 取締役の任命および取締役の変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資証券を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。
- U C I T Sおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資証券を発行しない。
- U C I T Sおよびパート ファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とし、S I Fについては最低1年に1回とする。)。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- S I C A Vの投資証券は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

- A. SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。
- 保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならないが、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。
- 2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するSICAVに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。
- 保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の関連法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたSICAVのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。
- B. パート SICAVおよび個人向けパート SICAVについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。
- SICAVの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの規約に従って執行されるようにすること。
 - SICAVの投資証券の価格が法律およびSICAVの規約に従い計算されるようにすること。
 - 法律またはSICAVの規約に抵触しない限り、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を執行すること。
 - SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
 - SICAVの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。
- 保管受託銀行は、SICAVのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にSICAVの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、SICAVのすべての現金がa) SICAV名義またはSICAVを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。
- SICAVを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。
- C. SICAVの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。
- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 -) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 -) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAVを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAVに属するものであることが明確に確認できるようにする。
 - b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 -) SICAVから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAVの所有権を確かめることによってかかる資産のSICAVによる所有を確認し、
 -) SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。
- D. 保管受託銀行は、定期的に、SICAVのすべての資産をまとめた一覧をSICAVに提出する。保管受託銀行が保管するSICAVの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) S I C A Vの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) S I C A Vの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてS I C A Vが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたS I C A Vの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 -) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 -) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるS I C A Vの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 前記A、C、前記Dの第2段落ないし第4段落および後記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するS I C A Vに投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) S I C A Vが、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、後記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、S I C A Vに返還しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

以上の保管受託銀行の責任は、前記Eに言及された委任に影響されることはない。

前記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

投資主は、救済が重複したり投資主間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的にS I C A Vを通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。

いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合(2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。)
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章(U C I T S)または第16章(パートファンドおよびS I F)に従い管理会社によって運営される。

S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはS I C A Vにより解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がS I C A Vにより退任され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、U C I T S管理会社および第16章管理会社は、下記 3.4に詳述されるC S S F告示18/698に従う。

3.2.4 関係法人

前記 3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代表するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。

- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合

(d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ / または組織的に違反した場合

(e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下の 3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、

ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法および2007年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、S I C A Vはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたS I C A Vの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 2007年法に基づく受益証券の発行および買戻し

S I Fは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資証券/受益証券を発行することができる。投資証券は、発行時に1口当たり最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび/または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うS I C A VまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、S I Fは、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資証券を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資証券を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I Fは、一部払込済み投資証券を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資証券の継続取得によってのみならず、一部払込済み投資証券（当初発行された投資証券の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- 設立企画人の身元
- 法人の形態および名称
- 登録事務所
- 法人の目的
- 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- 発行時に払込済の額
- 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類に記載
- 投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
- 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- 資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
- 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- 法人の存続期間
- 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをR E S Aに公告すること
- 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パート に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的に取りが行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていないなければならない。
- (2) UCITSは、指令2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国が加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - 当該その他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - 当該その他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が指令2009/65/ECの要件と同等であること。
 - 当該UCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - UCITSが投資することができる商品の原資産となるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4次指令78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用UCITSに関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりUCITSはその設立文書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。
- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の

相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が参加している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株価指数または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限り。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、同一発行体のみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

C S S Fは、(10)および(11)に記載する制限に適合するU C I T Sの受益者への保護と同等の保護を当該U C I T Sの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのU C I T Sは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するU C I T Sは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証人となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a)に記載するU C I T Sは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。
- (13) (a) U C I T Sは、(2)に記載するU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの受益証券を取得することができるが、一つのU C I T Sまたはその他のU C Iの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。
- この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するU C Iの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていないなければならない。
- (b) U C I T S以外のU C Iの受益証券への投資は、合計して、一つのU C I T Sの資産の30%を超えてはならない。
- U C I T SがU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの受益証券を取得した場合、U C I T Sまたはその他のU C Iのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のU C I T Sおよび/または他のU C Iの受益証券に、U C I T Sが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
- 他のU C I T Sおよび/または他のU C Iにその資産の相当部分を投資するU C I T Sは、目論見書において、当該U C I T Sならびに投資を予定している投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該U C I T Sならびに投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、U C I T Sが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) U C I T Sが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の前記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株価指数または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) U C I T Sの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該U C I T Sの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、U C I T Sのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートまたは指令2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。

- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () (2010年法第2条第2項の意味における) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためののみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書 . 2 . の制限に適合する必要はない。
リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの制御の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%まで、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であつて一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

- (19) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339(以下「告示08/339」という。)を出した。告示08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により代替される。)の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。
- 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356(以下「告示08/356」という。)を出した。
- 告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。
- CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。
- 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。
- MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、() 公的債務固定純資産価額のファンド、() 低ボラティリティ純資産価額のファンド、および() 変動純資産価額のファンド(VNAV)(短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。)である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。
- 指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター/フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。
- A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。
- B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
 - 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
 - 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社/第15章の管理会社

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてC S S Fによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表 に記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集約的管理において追加的に遂行する「その他の業務」(管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等)から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

- (8) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超

過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - () 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
 - (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
 - (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
 - (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
 - (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
 - (12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
 - (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S所在加盟国の監督当局と協議する。

- (13) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

- (2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
 - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償制度に関する指令97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

(注)上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。

- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。

b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。

c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。

- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T Sの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するU C I T Sが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するU C I T Sの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロフィール、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のU C I T Sの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。
- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロフィール、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
- (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するU C I T Sの、および当該U C I T Sの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視する

ものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。

- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。
本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。
本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰り延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。
- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック(回収)を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会(該当する場合)は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにU

C I T S 所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 UCITS 管理会社に適用される規則

CSSF規則No. 10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12/546に代替する告示18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12/546とは異なり、CSSF告示18/698は、あらゆる投資ファンド運用会社(すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b)の意味における内部運用されるAIF)および登録事務代行会社の機能行使する事業体を対象としている。

当該告示により、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、CSSFが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、CSSF告示18/698は、()投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに()取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、CSSF告示18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFが期待することを明確にしている。

CSSFは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびCSSFのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MiFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

() 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象と

する投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

- () 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書(以下「UCITS KIID」という。)を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券/投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書(以下「PRIIP KIID」という。)を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用される。UCIS管理会社、自己運用UCITS投資法人およびUCITSについて助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。

PRIIPs規則の目的は、()PRIIPs KIID(最大A4 3頁)を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに()PRIIP市場の参加者全員(PRIIPの設定者、助言者および販売者)に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、(クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む)あらゆる種類の投資ファンド、(その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む)仕組商品および(変額年金商品および配当付商品を含む)保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当ある場合はUCITS KIID/PRIIPs KIID)が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049(改正済)およびMMF規則(マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2017/1131)
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-4
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-5(改正済)
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF告示11/509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF告示12/540
- 2010年法パート に服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS(場合に応じて)に適用される規定に関するCSSF告示16/644
- SFT規則(規則(EU)No.648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2015/2365)
- ベンチマーク規則(指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU)No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/1011)

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 2010年法パート に従うUCITSは、上記()に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009/65/ECに従う管理会社により運用され、指令2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S Fは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてU C I T Sの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきU C I T Sを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてU C I T Sを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、U C I T Sの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 販売資料

2005年4月6日付C S S F告示05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、U C I T S の規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ U C I T S、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の範囲内に該当するU C I T Sに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通

知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESEAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviser d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人(réviser d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、UCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFによる使用のためだけに発行される。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136(CSSF告示08/348により改正)およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託(fonds d'investissement)の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。

2010年法の下、CSSFは、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する。

(1) 下記a)ないしg)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業
- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者

- (UCIが任意清算される場合) 清算人
 - a) 2010年法を適用する目的においてCS SFが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合
 - b) 不完全、不正確または虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
 - c) CS SFの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
 - d) 貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合
 - e) 下記(4) b) を理由としてCS SFにより宣言されたCS SFの差止命令を遵守しなかった場合
 - f) 関係機関の健全かつ思慮分別のある運営をリスクにさらす可能性が高い行動を取った場合
 - g) 2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合
- (2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記 a) ないし p) のいずれかに該当する場合、CS SFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
 - 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者
 - a) 議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または取得者の子会社となるよう、UCITS管理会社における適格保有持分が直接もしくは間接的に取得された場合または管理会社におけるそのような適格保有持分が増加された場合(以下「提案された取得」という。)であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につきCS SFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - b) 議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または取得者の子会社でなくなるよう、UCITS管理会社の適格保有持分が直接もしくは間接的に処分され、または減少した場合であって、CS SFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - c) UCITS管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第102条第(5)項第b)号に違反した場合
 - d) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第27条第(1)項に違反した場合
 - e) 指令2014/65/EUの第11条第(1)項に記載される割合のうちいずれか一つを上回るまたは下回ることとなる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、UCITS管理会社が、当該取得または処分をCS SFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - f) UCITS管理会社が、少なくとも年1回の割合で、適格保有持分を所有する株主および社員の氏名ならびに当該保有高をCS SFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
 - g) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第a)項の規定に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
 - h) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第b)項の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
 - j) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAVが、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合

- k) UCITS 管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
- l) 保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に従い、その職務を遂行しなかった場合
- m) 2010年法第27条に規定する範囲の SICAV または(自己が運用している各 FCP について) UCITS 管理会社が、2010年法第5章の規定に定める投資方針に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合、
- n) UCITS 管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の SICAV が、2010年法第42条第(1)項の規定に定めるリスク管理プロセスまたは OTC デリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなかった場合
- o) 2010年法第27条に規定する範囲の SICAV または(自己が運用している各 FCP について) UCITS 管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を遵守しなかった場合
- p) 別の加盟国において自己が運用している UCITS の受益証券を販売する UCITS 管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲の SICAV が、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合
- q) SFT 規則第13条および第14条の規定を遵守しなかった場合
- (3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記 a) ないし n) のいずれかに該当する場合、CSSF は、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パート に従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
 - 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者
- a) 2010年法第16章に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第125 - 1 条第(5)項第 b) 号に違反した場合
- b) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125 - 1 条の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- c) 2010年法第12章に従う SICAV が、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- d) FCP の法的形態を有さない UCITS または2010年法第13章に従う SICAV が、2010年法第99条第(6b)項および第(6c)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- e) UCI またはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
- f) 保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に従い、自己の職務を遂行しなかった場合
- g) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により AIF の AIFM としての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第 b) 項に違反した場合
- h) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合
- i) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
- j) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2010年法第11条(1)および2013年法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
- k) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合

- l) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- m) 2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、自己が運用している各A I Fにつき、2013年法第20条および第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
- n) 別の加盟国において自己が運用しているA I Fの受益証券を販売する、2010年法第125 - 2条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (4) 上記(1)ないし(3)に記載される場合において、C S S Fは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
- b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
- c) (U C Iまたは管理会社の場合) U C Iまたは管理会社の認可の停止または取消し
- d) 管理会社もしくはU C Iの経営陣の構成員、または管理会社もしくはU C Iにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合) 永久禁止令
- e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または指令2013 / 34 / E Uに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するE U法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。)
- f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金
- g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても) 当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。) について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、C S S Fは、不当な遅滞なく、C S S Fのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。
- ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとC S S Fが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、C S S Fは、以下のいずれかを行うものとする。
- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること(当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。) 。
- c) (上記a) およびb) に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合) 制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
-) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
-) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。
- C S S Fが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (6) また、C S S F は、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、C S S F の公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、C S S F のウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (8) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、C S S F がUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、C S S F は、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。
さらに、C S S F は、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰(当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。)をESMAに報告するものとする。
- (9) C S S F が行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、C S S F は、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下(該当する方)を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
 - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
 - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および(該当する場合)市場または広範な経済の機能性に対する損害(それらが決定される範囲に限られる。)
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S F に対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (10) C S S F は、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム(かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。)を確立する。
- (11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
 - b) UC I、管理会社、保管受託銀行およびC S S F の監督に服する、UC I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
 - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (12) 第1項に言及されたUC I、管理会社、保管受託銀行およびC S S F の監督に服する、UC I業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (13) UC I、管理会社、保管受託銀行およびC S S F の監督に服する、UC I業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 F C Pの強制的・自動的解散

- a . 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b . 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c . 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a . 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b . 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資証券を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、A I F Mをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

- () 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、(当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き) 2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託(そのコンパートメントを含む。)をいうと定義される。
- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- b) UCITS 指令に基づき認可を必要としない投資信託。
- () 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。
- a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM(ただし、かかる投資家のいずれも、それ自身がAIFではないことを条件とする。)
- b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM
- () その運用資産(レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。)の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは
- () レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF

(それぞれを「最低限度額」という。)

AIFMは、上記b)()に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない(以下「登録AIFM」という。)。登録AIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも年に一度)提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート(下記 1.6を参照のこと。)の恩恵を受けることはなく、このためパート ファンドまたはSIFの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1. 2013年法に従うAIFMおよび保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

- a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。
- b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体(かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。)である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表 に記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
-) 投資顧問業務
 -) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務

) 金融証書に関する注文の受理および送達

A I F Mは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはA I Fの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 A I F Mの認可

ルクセンブルグで設立されたA I F Mの行為を開始するには、C S S Fの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) A I F Mの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するA I F Mの株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) A I F Mが2013年法第2章(A I F Mの認可)、第3章(A I F Mの運営条件)および第4章(透明性要件)および、適用ある場合、第5章(特定タイプのA I Fを運用するA I F M)、第6章(E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限)、第7章(第三国に関する具体的規則)および第8章(個人投資家に対する販売)を遵守する方法に関する情報を含む、A I F Mの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はA I F Mが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するA I Fに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、A I F Mは履行前に、とりわけC S S Fが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてC S S Fに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するC S S F告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定(.3.4に詳述される。)は、A I F Mの認可の取得および維持のための条件を定めている。

1.2 A I F Mとしても認可された管理会社

以下の団体はA I F Mとしての資格を有する可能性がある。

- (a) U C I T S / 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法(第125 - 1条および第125 - 2条)第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パート に従い内部運用されるU C I
- (d) 2007年法に従い内部運用されるS I F
- (e) 2004年法に従い内部運用されるS I C A R
- (f) 2013年法に従い規制されるA I F Mたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

U C I T S / 2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、U C I T S 指令に従い認可されたU C I T Sの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いC S S Fにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年法第2章に基づくA I F Mとして行為するため追加許可をC S S Fから得ることを条件とし、A I F M Dが規定するA I FのA I F Mとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)または株有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えらるる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A)以下B)に記載される2010年法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- () AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部AIFMを選任しなければならない。
- () その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
 - CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1条第4項 a) または c) に記載される活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体のみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S F の事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記()の活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部 A I F M が当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88 - 2条第2項 a) に規定される範囲内の外部 A I F M を任命せずに、選任を受けた管理会社として A I F M D に規定する範囲の一または複数の A I F を運用する2010年法第125 - 2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I F の A I F M としての認可を C S S F から事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動のみに従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2条に基づき運用する A I F に関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
(注) 現在はかかる規則は存在しない。
- b) 上記 a) に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報が C S S F に提供されなければならない。
- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S Fは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。
- 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
 - 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

また、第16章管理会社は、3.4に詳述されるC S S F告示18/698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、A I F Mは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にC S S Fに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- A I F Mは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S Fの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、C S S Fの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、C S S Fおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行われ、または運用されることを妨げてはならない。
- A I F Mは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上で選択され、A I F Mは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

A I F Mは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I Fに対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がA I F Mから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するA I F Mの事前承認
- A I F Mは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にC S S Fに通知すること。
- A I F Mからの委託先(第三者)に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F Mによって非E U運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのA I F Mからの委託により、非E U運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのA I Fは、E Uパスポートに基づき、E Uでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するC S S F告示18 / 698の規定を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各E U A I FおよびA I F MがE U内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約(またはF C Pの場合は約款)に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- A I Fの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- A I Fの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- A I F Mが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I FまたはA I F Mとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるA I Fの直近純資産価額またはA I Fの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、A I Fの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、A I FおよびA I Fのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約におけ

る、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報

- レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について、定期的の開示するものとする。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004/109/ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更(前記1.4.1参照のこと。)ならびにAIFMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎

- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパート ファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度を導入した。若干の調整に従い、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないSIFに関しては従前の保管受託制度を維持する。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、()当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ、()主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、(従前の保管受託制度と同じく)通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表 の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非UCITSの保管受託銀行(すなわち、UCITSとしての資格を有しないUCIの保管受託銀行)は、CSSFによる保管受託銀行の任命および承認に関するCSSF告示18/697の規定に従う。

C S S F 告示18 / 697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するC S S Fの要件を詳述することにより、2013年法および/またはA I F M Rの一定の事項、また一定の範囲では2007年法および/または2004年法について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- A I F Mにより運用されるA I F
- 非個人向けパート ファンド
- 該当する場合、A I Fとしての資格を有しないS I FおよびS I C A R、ならびにA I Fとしての資格を有し、登録A I F Mにより運用されるS I FおよびS I C A R

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびA I F M Rに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- A I Fの資産の保護預かり義務
- A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 A I Fの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章(E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限)および第7章(第3国に関する具体的規則)に規定される通り、A I FはA I F Mに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みA I F Mによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みA I F Mが、これらのA I Fを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、A I Fの販売または運用を行うためA I F Mが受入加盟国からの認可を取得するか、A I F Mが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパート ファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパート ファンドは、2013年法の規定するA I Fとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のU C I T S規定に該当するが、2010年法パート に該当するU C I T Sの適格性を取得するものではなく、パート に準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のU C I T S
- E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるU C I T S
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

2.1.2 ルクセンブルグ・パート ファンドの投資制限

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注) 当該規則は未だ発せられていない。

I M L告示91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、O E C D加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするE Cの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該U C Iがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型U C Iの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にC S S Fとともに協議することができる。

上記2に記載されるとおり、M M F規則により、M M F規則の範囲内に該当するすべてのU C Iは、M M F規則に基づきM M Fとして認可を受けることを要求され、M M Fの種類に応じて、M M F規則に基づきM M Fとしての資格を有するパート ファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびA I F M

各パート ファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたA I F Mか、指令2011/61/E Uの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたA I F Mのいずれか単一のA I F Mによって運用されなければならない。

パート ファンドは、2013年法に従い、()パート ファンドの運用に責任を有する別のA I F Mを任命することによって外部運用されるか、または()ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部A I F Mを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パート ファンドは、それ自体がA I F Mとしてみなされ、()A I F Mに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および()2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびA I F M

これらの管理会社がパート ファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パート ファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パート ファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。パート ファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパート ファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM（後記参照のこと。）としての資格を有するパート ファンドに対し要求されている。

4.1.2に詳述されるとおり、2018年1月1日（または以下に記載する経過期間の末日）以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIIDを交付する必要がある。

PRIIPs 規則は2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資会社およびUCITSについて助言または販売を行う者については、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。2018年1月1日より前にUCITS KIIDを発行したパート ファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。

パート ファンドの受益証券 / 投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、UCITS KIID / PRIIP KIID）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的な規制

() 募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCITが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 販売資料

2005年4月6日付C S S F告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書(全体版)の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F告示02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと記載している。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L 告示97 / 136 (C S S F 告示08 / 348により改正) およびC S S F 告示15 / 627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S F に提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託 (fonds d'investissement) の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および / または、一定の場合には5,000,000ユーロ (または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%) 以下の罰金刑に処される。(さらなる詳細については、前記 .4.2 () 項を参照のこと。)

2.1.5 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパート ファンドの発行文書において、その受益証券 / 投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パート ファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパート ファンドに関しては、.3に記載するU C I T S 保管受託制度が適用される。

非個人向けパート ファンドに関しては、.1.5に基づくA I F M D 保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記 .4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。

2.2 2007年法に従うS I F

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたピークルと2010年法に従うU C I をさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」(以下「S I F」という。)と称している。

前記 .に記載するとおり、2007年法は、A I F M D をルクセンブルグ法に国内法化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのS I F 制度、すなわち、() 2007年法パート に従い、A I F M D の対象となるA I F としての資格を有しないS I F、および、() 2007年法パート に従い、認可されたA I F M による運用が必要なS I F を区別する。

2.2.1 総則および範囲

S I F 制度は、() その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるU C I および() その設立文書によりS I F 制度に服するU C I に適用される。

S I F は、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりU C I としての適格性も有している。かかる地位は、特に指令2003 / 71 / E C 等の各種欧州指令(いわゆる「目論見書指令」)の適用可能性の有無について重要性を有する。同指令は、2012年7月3日法によって国内法化された指令2010 / 73 / E U によって改正されている。

S I F は、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家が、またはS I F への投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、指令2006 / 48 / E C に定める金融機関、指令2004 / 39 / E C に定める投資会社もしくは指令2009 / 65 / E C に定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I F への投資を認められることを意味する。

S I F 制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書(規約または約款)または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数

の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2 ルクセンブルグのSIFの投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートと同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためCSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認めることができる。したがって、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSSFは、SIFに関するリスク分散について告示07/309(以下に詳述する。)によって規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、SIFへの言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

(1) SIFは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。

(1)の制限は、以下の証券に適用されない。

() OECD加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券

() 少なくともSIFに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI

(2) 同一の発行体が発行する同一の性質の有価証券の空売りは、SIFの資産の30%を超えない。

(3) 金融デリバティブ商品を使用する場合、SIFは当該金融デリバティブ商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

CSSFは、個別事例毎に例外を認める。

CSSFは、SIFが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、SIFの目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

上記 2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するSIFに追加的な投資制限が課される。

2.2.3 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、SIFを運用する。SIFが2013年法の条項に従うAIFとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済みAIFM(AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合)または登録済みAIFM(当該AIFMが最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合)によって運用されるものとする。第15章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。これらの管理会社がAIFMとして資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

2.2.4 SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1 認可および登録

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない

い。S I Fの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

2.2.4.2 投資家に提供すべき情報

募集文書および直前に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。

募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券または組合持分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、C S S Fの承認を条件とする。2018年1月1日以降、個人投資家に対し助言、募集、販売が行われているS I Fは、個人投資家が関連するS I Fに投資する前に、かかる個人投資家に対してP R I I P K I Dを交付しなければならない。ただし、2018年1月1日より前にU C I T S K I I Dを発行し、したがって、前記 .4.1.2で記載する経過期間の便益を受けるS I Fはこの限りではない。個人投資家に対する助言、募集、販売が行われていないS I Fは、P R I I P規則の対象外である。

2.2.5 ルクセンブルグのS I Fの追加的な規制

() 規制上の側面

2007年法上、S I Fは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付C S S F規則12 - 01は、これらの要件に関する措置を講じている。

() 財務報告書の監査

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人(*réviseur d'entreprises agréé*)による監査を受けなければならない。

U C I T Sおよびパート ファンドについては、1915年法第461条の6第(2)項とは別に、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めを記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

() 財務報告書の提出

2007年法第56条は、S I Fが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をC S S Fに送付しなければならない旨規定している。

2.2.6 保管受託銀行

S I Fは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパート に服し、認可済みA I F Mによる運用を要するS I Fおよび2007年法のパート に服し、A I F M Dの範囲内のA I Fとしての資格を有しないS I Fは、異なる保管受託制度に服す。A I F M Dによる制度は、上記 .1.5に記載される。

次の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件(例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み)を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないS I Fに関しては、1993年法第26 - 1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7 清算

4.3「清算」の記載事項は、2007年法に従うS I Fの清算にも適用される。

2.3 2004年法の下でのS I C A R

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク資本へ投資する投資法人（以下「S I C A R」という。）に関する2004年6月15日法（以下「2004年法」という。）を採択した。リスク資本への投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのピークルは、情報を十分に提供された投資家（S I Fに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。）にのみ利用可能である。

2.4 2016年法の下でのR A I F

2016年7月28日、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法が公表された。

これにより、「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド」（以下「R A I F」という。）という新たな種類のルクセンブルグの投資ピークルが導入された。

R A I Fは実質上、A I Fとして区分されるS I F（またはS I C A R）と同一の特徴（および柔軟性）を有しており、主な違いは、R A I Fは、C S S Fの認可および監督に服さず、それゆえ、R A I Fを設定し、運用を開始することができる期間が市場に出るまでの時間の観点から考えるとより魅力的であるということである。S I FおよびS I C A R同様、R A I Fは、情報を十分に提供された投資家にのみ利用可能である。R A I Fは、認可されたA I F Mによって管理されなければならない、A I F M Dに基づいて規制される。その他のA I Fについて、R A I Fの認可されたA I F Mは、2013年法、A I F M Dおよび第三国の規則の規定に従うことを条件として、究極的には、国境を越えた方式によりE Uの特定投資家に対して自らが管理するR A I Fを販売することができる。

2.5 規制を受けないピークル

A I Fとしての資格を有するルクセンブルグの投資ピークルは、規制を受けないA I Fとして設立することもでき、これらはルクセンブルグの商品法に準拠しないため、本書において詳述されない。

第4【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態等および目論見書の使用を開始する日を記載することがある。
- (2) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがある。
- (3) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがある。
- (4) 目論見書に以下の事項を記載する場合がある。
 - 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
 - ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社に請求すれば当該販売会社を通じて交付される旨
 - EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨
 - ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はない旨
 - 金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項
 - 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することが勧められる旨
 - 管理会社はファンド資産の運用にあたりファンドの投資制限を遵守する旨および投資制限の要点だけを述べた旨
 - 投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要である旨および開設・口座管理料に関しては販売取扱会社に問い合わせる旨
 - その他の詳細は請求目論見書で参照できる旨
 - 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある旨
 - 投資リスクの項の冒頭において、（ ）ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属する旨、（ ）ファンドが元本保証のない金融商品である旨、および（ ）ファンドが預貯金と異なる旨
- (5) 受益証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。
 - 1．表面
 - a．ファンドの名称
 - b．表章される口数
 - c．署名（管理会社および保管受託銀行）
 - d．管理会社の登記事務所の住所、登録番号、公開有限責任会社（Société Anonyme）である旨の表示
 - e．約款の会社公告集（RESA）への掲載に関する情報
 - 2．裏面
記載なし。

（訳文）

独立監査人の監査報告書

米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド（豪ドルコース / 毎月分配型）受益者各位

ルクセンブルグ、ルクセンブルグ1115、
ブルバール・コンラ・アデヌール2番

財務書類監査に関する報告

監査意見

私たちは、米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド（豪ドルコース / 毎月分配型）（以下「当ファンド」という。）の2017年12月31日現在の純資産計算書、投資有価証券およびその他の純資産計算書、同日に終了した会計年度における損益計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成されている添付の財務書類の監査を行った。

私たちは、添付の当財務書類が、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当ファンドの2017年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した会計年度における運用成績および純資産の変動について、真実かつ公正に表示していると認める。

監査意見の根拠

私たちは、職業監査人に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグにおいて金融監督委員会（以下「CSSF」という。）により採用された国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当法律および基準のもとでの私たちの責任は、「財務書類監査に対する監査人の責任」の項に詳述されている。私たちは、ルクセンブルグにおいてCSSFにより採用された国際倫理基準審議会の定める倫理規程（IESBA Code）および私たちの財務書類監査に関連する倫理規程に基づき当ファンドに対して独立性を保持しており、また、当該規程のもとでその他の倫理上の責任を果たした。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

管理会社の取締役会はその他の記載内容について責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外の情報である。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会および統治責任者の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重大な虚偽表示のない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。財務書類を作成するに当たり、管理会社の取締役会は、当ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価

し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、管理会社の取締役会が当ファンドの償還もしくは運用停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。統治責任者の責任は、当ファンドの財務報告プロセスの監視を行うことにある。

財務書類監査に対する監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグにおいてCSSFにより採用されたISAsに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法およびルクセンブルグにおいてCSSFにより採用されたISAsに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。

・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、当ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。

・管理会社の取締役会が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。

・管理会社の取締役会が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、当ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、当ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務諸類の表示、構成および内容を検討し、財務諸類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

ルクセンブルグ、2018年4月17日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ
ソシエテ・コーペラティブ
公認の監査法人

ハラルド・ソーンズ

[次へ](#)

An die Anteilinhaber des
DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD)
2, Boulevard Konrad Adenauer
L-1115 Luxemburg

BERICHT DES REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Bericht über die Jahresabschlussprüfung

Prüfungsurteil

Wir haben den beigefügten Jahresabschluss des DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD) („der Fonds“), bestehend aus der Vermögensaufstellung einschließlich des Wertpapierbestands und der sonstigen Vermögenswerte zum 31. Dezember 2017, der Ertrags- und Aufwandsrechnung und der Entwicklung des Fondsvermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie erläuternden Angaben, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden, geprüft.

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigefügte Jahresabschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Fonds zum 31. Dezember 2017 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Fondsvermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz über die Prüfungstätigkeit („Gesetz vom 23. Juli 2016“) und nach den für Luxemburg von der Commission de Surveillance du Secteur Financier („CSSF“) angenommenen internationalen Prüfungsstandards („ISA“) durch. Unsere Verantwortung gemäß diesem Gesetz und diesen Standards wird im Abschnitt „Verantwortung des Réviseur d'Entreprises agréé“ für die Jahresabschlussprüfung weitergehend beschrieben. Wir sind unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants („IESBA Code“) zusammen mit den beruflichen Verhaltensanforderungen, welche wir im Rahmen der Jahresabschlussprüfung einzuhalten haben, und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Sonstige Informationen

Der Vorstand der Verwaltungsgesellschaft ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Jahresabschluss oder unseren Bericht des „Réviseur d'Entreprises agréé“ zu diesem Jahresabschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresabschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Jahresabschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Jahresabschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Vorstands der Verwaltungsgesellschaft und der für die Überwachung Verantwortlichen für den Jahresabschluss

Der Vorstand der Verwaltungsgesellschaft ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses ist der Vorstand der Verwaltungsgesellschaft verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit und – sofern einschlägig-, Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern nicht der Vorstand der Verwaltungsgesellschaft beabsichtigt, den Fonds zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Die für die Überwachung Verantwortlichen sind verantwortlich für die Überwachung des Jahresabschlusserstellungsprozesses.

Verantwortung des Réviseur d'Entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung

Unsere Zielsetzung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und darüber einen Bericht des „Réviseur d'Entreprises agréé“, welcher unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Falsche Darstellungen können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese, individuell oder insgesamt, die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung.

Darüber hinaus:

- Identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Jahresabschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für das Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- Gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben.
- Beurteilen wir die Angemessenheit der vom Vorstand der Verwaltungsgesellschaft angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und der entsprechenden erläuternden Angaben.
- Schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit durch den Vorstand der Verwaltungsgesellschaft sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bericht des „Réviseur d'Entreprises agréé“ auf die dazugehörigen erläuternden Angaben zum Jahresabschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Berichts des „Réviseur d'Entreprises agréé“ erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- Beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der erläuternden Angaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie die wesentlichen Prüfungsfeststellungen einschließlich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, welche wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Luxemburg, 17. April 2018

KPMG Luxembourg
Société coopérative
Cabinet de révision agréé

Harald Thönes

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

（訳文）

独立監査人の監査報告書

米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド（豪ドルコース / 毎月分配型）受益者各位

ルクセンブルグ、ルクセンブルグ1115、
ブルバール・コンラ・アデヌール2番

財務書類監査に関する報告

監査意見

私たちは、米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド（豪ドルコース / 毎月分配型）（以下「当ファンド」という。）の2018年12月31日現在の純資産計算書、投資有価証券およびその他の純資産計算書、同日に終了した会計年度における損益計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成されている添付の財務書類の監査を行った。

私たちは、添付の当財務書類が、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド（豪ドルコース / 毎月分配型）の2018年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した会計年度における運用成績および純資産の変動について、真実かつ公正に表示していると認める。

監査意見の根拠

私たちは、職業監査人に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグにおいて金融監督委員会（以下「CSSF」という。）により採用された国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当法律および基準のもとでの私たちの責任は、「財務書類監査に対する監査人の責任」の項に詳述されている。私たちは、ルクセンブルグにおいてCSSFにより採用された国際倫理基準審議会の定める倫理規程（IESBA Code）および私たちの財務書類監査に関連する倫理規程に基づき当ファンドに対して独立性を保持しており、また、当該規程のもとでその他の倫理上の責任を果たした。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

管理会社の取締役会はその他の記載内容について責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外の情報である。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会および統治責任者の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重大な虚偽表示のない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、管理会社の取締役会は、当ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、管理会社の取締役会が当ファンドの償還もしくは運用停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

統治責任者の責任は、当ファンドの財務報告プロセスの監視を行うことにある。

財務書類監査に対する監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグにおいてCSSFにより採用されたISAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法およびルクセンブルグにおいてCSSFにより採用されたISAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。

・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、当ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。

・管理会社の取締役会が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。

・管理会社の取締役会が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、当ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、当ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・関連する注記を含めた全体としての財務諸類の表示、構成および内容を検討し、財務諸類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項を報告している。

ルクセンブルグ、2019年4月17日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ
ソシエテ・コーポラティブ
公認の監査法人

ハラルド・ソーンズ

[次へ](#)

An die Anteilinhaber des
DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD)
2, Boulevard Konrad Adenauer
L-1115 Luxemburg

BERICHT DES REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Bericht über die Jahresabschlussprüfung

Prüfungsurteil

Wir haben den beigefügten Jahresabschluss des DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD) („der Fonds“), bestehend aus der Vermögensaufstellung einschließlich des Wertpapierbestands und der sonstigen Vermögenswerte zum 31. Dezember 2018, der Ertrags- und Aufwandsrechnung und der Entwicklung des Fondsvermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie erläuternden Angaben, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden, geprüft.

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigefügte Jahresabschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD) zum 31. Dezember 2018 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Fondsvermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz über die Prüfungstätigkeit („Gesetz vom 23. Juli 2016“) und nach den für Luxemburg von der Commission de Surveillance du Secteur Financier („CSSF“) angenommenen internationalen Prüfungsstandards („ISA“) durch. Unsere Verantwortung gemäß diesem Gesetz und diesen Standards wird im Abschnitt „Verantwortung des Réviseur d'Entreprises agréé“ für die Jahresabschlussprüfung weitergehend beschrieben. Wir sind unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants („IESBA Code“) zusammen mit den beruflichen Verhaltensanforderungen, welche wir im Rahmen der Jahresabschlussprüfung einzuhalten haben, und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Sonstige Informationen

Der Vorstand der Verwaltungsgesellschaft ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Jahresabschluss oder unseren Bericht des „Réviseur d'Entreprises agréé“ zu diesem Jahresabschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresabschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Jahresabschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Jahresabschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Vorstands der Verwaltungsgesellschaft und der für die Überwachung Verantwortlichen für den Jahresabschluss

Der Vorstand der Verwaltungsgesellschaft ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die der Vorstand als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses ist der Vorstand der Verwaltungsgesellschaft verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit und – sofern einschlägig-, Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern nicht der Vorstand der Verwaltungsgesellschaft beabsichtigt, den Fonds zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Die für die Überwachung Verantwortlichen sind verantwortlich für die Überwachung des Jahresabschlusserstellungsprozesses.

Verantwortung des Réviseur d'Entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung

Unsere Zielsetzung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und darüber einen Bericht des „Réviseur d'Entreprises agréé“, welcher unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Falsche Darstellungen können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese, individuell oder insgesamt, die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung.

Darüber hinaus:

- Identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Jahresabschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für das Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- Gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben.
- Beurteilen wir die Angemessenheit der vom Vorstand der Verwaltungsgesellschaft angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und der entsprechenden erläuternden Angaben.
- Schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit durch den Vorstand der Verwaltungsgesellschaft sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bericht des „Réviseur d'Entreprises agréé“ auf die dazugehörigen erläuternden Angaben zum Jahresabschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Berichts des „Réviseur d'Entreprises agréé“ erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- Beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der erläuternden Angaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie die wesentlichen Prüfungsfeststellungen einschließlich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, welche wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Luxemburg, 17. April 2019

KPMG Luxembourg
Société coopérative
Cabinet de révision agréé

Harald Thönes

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

（訳文）

独立監査人の監査報告書

DWSインベストメント・エス・エー（旧ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー）の株主各位

ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ1115

ブルバール・コンラ・アデヌール2番

財務書類監査に関する報告

監査意見

私たちは、ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー（以下「会社」という。）の2018年12月31日現在の貸借対照表、および同日に終了した事業年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成されている添付の財務書類の監査を行った。

私たちは、添付の当財務書類が、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、会社の2018年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績について、真実かつ公正に表示していると認める。

監査意見の根拠

私たちは、職業監査人に関する法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグにおいて金融監督委員会（以下「CSSF」という。）により採用された国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当法律および基準のもとでの私たちの責任は、「財務書類監査に対する監査人の責任」の項に詳述されている。私たちは、ルクセンブルグにおいてCSSFにより採用された国際倫理基準審議会の定める倫理規程（IESBA Code）および私たちの財務書類監査に関連する倫理規程に基づき会社に対して独立性を保持しており、また、当該規程のもとでその他の倫理上の責任を果たした。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

取締役会はその他の記載内容について責任を有している。その他の記載内容は、業務報告書のうち、財務書類および監査報告書以外の情報である。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会および統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重大な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役会が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、取締役会は、会社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、取締役会が会社の清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

統治責任者の責任は、財務報告プロセスの監視を行うことにある。

財務書類監査に対する監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグにおいてCSSFにより採用されたISAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法およびルクセンブルグにおいてCSSFにより採用されたISAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。

・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。

・取締役会が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。

・取締役会が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、会社は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・関連する注記を含めた全体としての財務諸類の表示、構成および内容を検討し、財務諸類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項を報告している。

その他の法令上の要件に関する報告書

取締役会に責任がある業務報告書は、年次財務書類と整合しており、該当する法令上の要件に従って作成されている。

ルクセンブルグ、2019年2月25日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ
ソシエテ・コーポラティブ
公認の監査法人

ハラルド・ソーンズ

[次へ](#)

An die Aktionäre der
DWS Investment S.A. (vormals: Deutsche Asset Management S.A.)
2, Boulevard Konrad Adenauer
L-1115 Luxemburg

BERICHT DES REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Bericht über die Jahresabschlussprüfung

Prüfungsurteil

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Asset Management S.A. („die Gesellschaft“), bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2018 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie dem Anhang, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden, geprüft.

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigefügte Jahresabschluss in $\frac{0}{100}$ bereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2018 sowie der Ertragslage für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz über die Prüfungstätigkeit („Gesetz vom 23. Juli 2016“) und nach den für Luxemburg von der Commission de Surveillance du Secteur Financier („CSSF“) angenommenen internationalen Prüfungsstandards („ISA“) durch. Unsere Verantwortung gemäß diesem Gesetz und diesen Standards wird im Abschnitt „Verantwortung des Réviseur d'Entreprises agréé“ für die Jahresabschlussprüfung weitergehend beschrieben. Wir sind unabhängig von der Gesellschaft in $\frac{0}{100}$ bereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants („IESBA Code“) zusammen mit den beruflichen Verhaltensanforderungen, welche wir im Rahmen der Jahresabschlussprüfung einzuhalten haben, und haben alle sonstigen Berufspflichten in $\frac{0}{100}$ bereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Sonstige Informationen

Der Vorstand ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Lagebericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Jahresabschluss oder unseren Bericht des „Réviseur d'Entreprises agréé“ zu diesem Jahresabschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresabschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Jahresabschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Jahresabschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Vorstands und der für die Überwachung Verantwortlichen für den Jahresabschluss

Der Vorstand ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses ist der Vorstand verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit und - sofern einschlägig -, Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern nicht der Vorstand beabsichtigt, die Gesellschaft zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Die für die Überwachung Verantwortlichen sind verantwortlich für die Überwachung des Jahresabschlusserstellungsprozesses.

Verantwortung des Réviseur d'Entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung

Unsere Zielsetzung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist, und darüber einen Bericht des „Réviseur d'Entreprises agréé“, welcher unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in bereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Falsche Darstellungen können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung.

Darüber hinaus:

- identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Jahresabschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für das Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems der Gesellschaft abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von dem Vorstand angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und der entsprechenden Anhangangaben.
- schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit durch den Vorstand sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bericht des „Réviseur d'Entreprises agréé“ auf die dazugehörigen Anhangangaben zum Jahresabschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Berichts des „Réviseur d'Entreprises agréé“ erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der Anhangangaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschließlich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, welche wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Bericht über weitere gesetzliche und aufsichtsrechtliche Verpflichtungen

Der Lagebericht, welcher in der Verantwortung des Vorstands ist, steht im Einklang mit dem Jahresabschluss und wurde in Übereinstimmung mit den geltenden rechtlichen Anforderungen erstellt.

Luxemburg, 25. Februar 2019

KPMG Luxembourg
Société coopérative
Cabinet de révision agréé

Harald Thönes

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。